

平成29年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成29年12月4日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分報告について
平成29年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について
- 第 4 報第 2号 専決処分報告について
平成29年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第 5 議第 1号 上牧町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 6 議第 2号 上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について
- 第 8 議第 4号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第 9 議第 5号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第10 議第 6号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第11 議第 7号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第12 議第 8号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結について
- 第13 意見書案第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定
による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書（案）

本日の会議に付した事件

第1から第13まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友
住宅土地管理課長	山本敏光		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成29年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（辻 誠一） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

11月に2回目の上牧町総合防災訓練を開催させていただきました。この総合防災訓練は、大規模地震の発生を想定して上牧町の防災組織を動員するとともに、各防災関係機関及び町民の参加協力のもと、実施をいたしました。今年度は、各関係機関を含め約560名の方々にご参加をいただきました。今回の訓練を通じ、町民一人一人が自分の身は自分で守る自助、地域や近隣の人々が協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む重要性、共助を理解していただけたこと、さらに、今年度は、奈良県広域消防組合に協力をいただき、各都道府県に1台だけ配備されている緊急消防援助隊車両の展示、また、いろんな体験をしていただけたことで、町民の防災意識の高揚につながったと考えております。今後も同様の訓練を続けなが

ら、町民が安全で安心して暮らしていただけるまちづくりに取り組み、さらなる地域の防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本日提出いたしております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず、報第1号から報第2号につきましては、上牧町一般会計補正予算（第4回）、（第5回）を緊急に処理する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

議第1号につきましては、上牧町犯罪被害者等支援条例の制定でございます。犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項等を定めるものでございます。

議第2号につきましては、上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例でございます。内容は、体育館使用料の改正を行うものでございます。

議第3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）につきましては、3,552万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億4,105万6,000円とさせていただいております。

歳入の主な内容につきましては、国庫支出金が道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金等の内示額が決定したことにより4,925万5,000円の減額、県支出金が障害児施設給付費等の扶助費の影響により1,064万5,000円の増額計上をさせていただいております。基金繰入金では、財政調整基金から今回の補正の調整額3,309万2,000円を繰り入れし、繰り入れ後の基金残高は10億1,194万6,000円となっております。町債につきましては、道路整備等事業費の減額により3,350万円減額計上させていただいております。

歳出の主な内容につきましては、総務費として、年金生活等支援臨時給付金給付事業等が完了したことに伴う国庫補助金の精算金等により、1,498万5,000円増額計上させていただいております。

次に、民生費で、障害児施設給付費等の扶助費、国庫県費補助金の精算金等により、3,533万8,000円増額計上しております。

次に、土木費で、道路橋梁費、都市計画街路費の国庫補助金の内示額が決定したことにより、8,705万5,000円減額計上させていただいております。

議第4号から議第7号につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の各補正予算でございます。

議第8号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結につきましては、工事

変更に伴う請負変更契約の締結でございます。

以上のとおりの案件を上程させていただいております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（辻 誠一） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉中隆昭 登壇）

○議会運営委員長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成29年第4回定例議会の議会運営委員会を、去る11月30日午前10時より、全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました。なお、条件つきで提出を予定されていましたが人事院勧告に伴う3議案につきましては、現在、国会審議中のため、本日の提出議案から削除することになりました。

それでは、本定例会に付議を予定されます町長提出議案と議員提出の意見書案第1号について、本会議審議か各委員会付託かを審議した結果を報告いたします。

報第1号 専決処分報告について、平成29年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、報第2号 専決処分報告について、平成29年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、意見書案第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書（案）、以上の3議案については、本日の本会議審議とすることに決しました。

議第1号 上牧町犯罪被害者等支援条例の制定について、議第3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、以上の2議案については総務建設委員会に付託することに決しました。

議第2号 上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例について、議第4号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第5号 平成29年度上牧町

介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第6号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、議第7号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、議第8号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結について、以上の6議案については文教厚生委員会に付託することに決しました。

会期日程につきましては、本日12月4日より12月13日までの10日間と決しました。日程の振り分けとして、本日12月4日、本会議、12月5日、文教厚生委員会、12月6日、総務建設委員会、12月7日、8日、9日、10日は休会、12月11日、一般質問、質問者は遠山議員、堀内議員、牧浦議員、服部議員、石丸議員5名、12月12日、一般質問、質問者は康村議員、富木議員、長岡議員、竹之内議員、東議員5名、12月13日、本会議。会議は全て午前10時開会と決しました。また、一般質問の持ち時間につきましては、従来どおり、理事者側の答弁を含め1人1時間以内と決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻 誠一） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、牧浦議員、5番、吉中議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻 誠一） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの10日間にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの10日間と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、平成29年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 報第1号 専決処分報告について、平成29年度上牧町一般会計補正予算（第4回）については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成29年12月4日 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第5号 平成29年度上牧町一般会計補正（第4回）につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成29年9月28日に専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては、衆議院議員総選挙関連費用を調整させていただいたもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ797万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,569万5,000円とさせていただいたものでございます。

歳入では、説明書3ページの款支出金、項県委託金、目総務費委託金で797万7,000円を増額計上しております。

歳出では、4 ページ、款総務費、項選挙費、目衆議院議員総選挙費で、節報酬79万2,000円、職員手当等320万円、投票事務従事者賃金で47万円、需用費で85万9,000円、役務費で114万円、委託料で、選挙システム保守委託料、選挙用ポスター掲示板設置委託料、選挙公報配布業務委託料で合計143万1,000円、使用料及び賃借料で8万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、平成29年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 報第2号 専決処分報告について、平成29年度上牧町一般会計補正予算（第5回）については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年12月4日 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第2号 専決処分報告について説明いたします。

専第6号 平成29年度上牧町一般会計補正（第5回）につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成29年11月10日に専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては、先般火災が発生いたしました改良住宅の解体工事等を早期に行うための関係費用を調整させていただいたもので、既定の歳出歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,088万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,658万円とさせていただいたものでございます。

歳入では、説明書3ページ、款諸収入、項雑入、目雑入で、建物災害共済金で1,088万5,000円を増額計上しております。

歳出では、4ページ、款土木費、項住宅費、目住宅管理費で、解体費用の算出に必要な成分検査が出ましたので、それに伴いまして、改良住宅除却工事費で831万6,000円を増額計上し、款諸支出金、項基金費、目公共施設整備基金費に、歳入歳出差金256万9,000円を積み立てさせていただき、積み立て後の基金残高は1,121万5,000円となっております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 内容としましては、工事内容がわかったわけなんですけれども、この831万6,000円の内訳についてご説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 工事費831万6,000円でございますが、内容につきましては、本体の解体に伴う仮設工事費一式、内容は養生仮加工でございます。それと、解体取り壊し工事一式、解体取り壊し除却工事でございます。それと、附帯工事一式、解体後の整地及び雑工事一式となっております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 普通考えた場合、この831万6,000円というのは、ただ単に解体するだけの工事であるならば、非常に価格的には高いのではないかなというふうに感じております。それで、内訳を聞いているんですけども、解体工事費として幾らかかるのか、そして整地されるのに幾らかかるのかという詳細を、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時29分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） それでは、上牧町営住宅の解体費用の内訳を説明させていただきます。

仮設費一式47万7,600円、解体工事一式132万1,760円、廃棄物処分費一式416万800円、重機回送費一式3万7,000円、建物修繕工事費一式85万741円、それに経費85万2,099円、合計いたしまして770万円、プラス消費税61万6,000円、総合計で831万6,000円でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 了解しました。

○議長（辻 誠一） ほかに質疑はございませんか。

吉中議員。

○5番（吉中隆昭） この解体整備の業者選定は入札ですか。それと、工事期間はいつごろの予定をされておりますか。この2点をお願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 随意契約でございます。

工事の工期につきましては、来年3月いっぱいでございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 工事は来年3月いっぱいですか。これはちょっと長過ぎるのと違うの。発注したらすぐ工事するとなっているのと違いますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 解体工事の場合は、一応、そのとおり、物をなくして更地にするということが前提でございますので、当然、建設工事とか、建物を建てるとか、造成と違いまして、工事は一般の工事と比べたら短縮になろうかと思えます。着手して早急に解体は行っていくわけですが、工期として3月いっぱいとしているという内容でございます。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 工事契約はもう行っておりまして、工期が平成29年11月10日から平成30年3月31日となっております。現在、解体工事、各種届出、法令関係にもろもろの作業、工程管理等をやりながら、早期に着手完了するように準備工事しておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 工事は既に発注されて、工事着手するのは29年12月と今言われましたな。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 工期は11月10日からでございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 11月10日からといたら、もう工事に入っているということやな。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） そのとおりでございます。今現在、工程管理、品質管理、各種届け出業務を行っておるところでございます。

○議長（辻 誠一） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

◇

◎議第1号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第5、議第1号 上牧町犯罪被害者等支援条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第1号 上牧町犯罪被害者等支援条例の制定について。

上牧町犯罪被害者等支援条例の制定については、別紙のとおりである。

平成29年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第1号 上牧町犯罪被害者等支援条例の制定について説明いたします。

この条例につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、町が国や奈良県及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた支援を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、住みなれた地域社会で再び平穏な生活を営むことを目的に、本条例を制定するものでございます。

第1条では本条例の目的を、第2条で用語の意義を、第3条で基本理念を定めております。また、第4条では町の責務、第5条で町民等の責務を、第6条については相談及び情報の提供等を、第7条第1項で見舞金の支給を定めております。第2項で、第1項の規定による見舞金の支給に関し、対象者、申請手続、その他必要な事項は規則に委任する旨を規定しております。第8条で居住の安定、第9条では広報及び啓発、第10条で民間支援団体への支援を、第11条で委任事項を定めております。

また、附則で、この条例は平成30年4月1日から施行するものとしております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◎議第2号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第6、認第2号 上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第2号 上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例について。

上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成29年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 議第2号 上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、第二体育館耐震補強及び改修工事が完了したことに伴う、別表第4条関係の改正です。

改正内容につきましては、これまでトレーニングルームとして使用してきた部屋のトレーニング器具を撤去し、新たに住民の方がいろいろな使い方ができる多目的室として設置し、使用料を1時間当たり300円とするものです。

次に、かねてから小グループで使用される方からの要望であった体育館の半面使用を追加し、使用料については、1時間当たり全面900円に対し、半面450円とするものです。

附則、この条例は平成30年1月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第7、議第3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について。

平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）については、別紙のとおりである。

平成29年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について説明いたします。

補正予算(第6回)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,552万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,105万6,000円とするものでございます。

また、第2条地方債の補正では、第2表で道路整備事業債の限度額を540万円増額、橋梁整備事業債の限度額を1,540万円減額、都市計画街路整備事業債の限度額を2,310万円減額、住環境整備事業債の限度額を40万円減額しております。今回の補正は、人件費の調整や社会資本整備総合交付金の内示額等により事業費の調整をさせていただき、また、各事業の事業内容の調整費や精算金などもこの補正で計上させていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、町民皆様へのサービス向上、役場来庁者の利便性の向上などの観点から、広く上牧町を紹介することを目的とした広告付電光案内板を設置しましたので、その関連歳入として、説明書3ページ、款使用料及び手数料、項使用料、目総務使用料の庁舎使用料で3万円、6ページの款諸収入、項雑入、目雑入の案内板の電気代2万3,000円、また、広告料で35万円をそれぞれ増額計上させていただいております。款国庫支出金、項国庫負担金、目民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で、利用者人数及び日数の増加により障害児施設給付費残金890万8,000円を増額計上させていただいております。目土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金で3,610万5,000円減額、社会資本整備総合交付金の内示額の確定により、2,571万6,000円減額計上させていただいております。

4ページに移りまして、款県支出金、項県負担金、目民生費負担金の社会福祉費負担金で524万2,000円増額、保険基盤安定負担金で264万7,000円増額計上させていただいております。

5ページに移りまして、款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金では223万8,000円増

額計上させていただいております。基金繰入金では、財政調整基金から今回の補正の調整額3,309万2,000円を繰入計上し、繰り入れ後の基金残高は10億1,194万6,000円となっております。款諸収入、項雑入、目雑入で巡回バス広告料4万2,000円増額計上させていただいております。

6ページに移りまして、町債の土木債では3,350万円を減額計上しております。

次に、歳出につきましては、7ページ、総務管理費の電子計算費で、プログラム使用料108万4,000円増額計上しております。

8ページに移りまして、総務費管理費で、各臨時福祉給付金給付事業補助金過年度精算金として、764万4,000円増額計上させていただいております。

9ページに移りまして、社会福祉費の障害福祉費で、利用人数等の増加により、扶助費2,222万1,000円増額計上しております。

10ページに移りまして、児童福祉費の児童福祉総務費で、保育所等整備交付金を慈光保育園に対し、負担金補助及び交付金25万2,000円増額計上しております。

11ページに移りまして、保健衛生費の環境衛生費で、台風21号の影響により町営墓地横の水路から不明水が発生したため、地下水調査業務委託料348万9,000円増額計上しております。

13ページに移りまして、道路橋梁費の道路橋梁費で、舗装維持修繕計画調査策定業務委託料359万円増額、また、委託料工事請負費で調整を行っております。

14ページに移りまして、都市計画費の都市計画街路費で、服部台明星線用地費4,796万9,000円減額計上、住環境整備費で、不法投棄撤去業務委託料31万4,000円増額計上しております。

15ページに移りまして、教育総務費の事務局費で、幼稚園就園奨励費の該当者が多くなったため43万5,000円増額計上、小学校費の小学校管理費で、上牧小学校の放流槽水中ポンプが故障のための修繕費41万9,000円増額計上しております。

17ページに移りまして、社会教育費の公民館費で、片岡台1丁目公民館の屋根雨漏り補修補助金関連費用を計上しております。

18ページに移りまして、特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計へ17万8,000円増額、下水道事業特別会計で460万6,000円減額、介護保険特別会計で194万8,000円減額としてそれぞれ計上しております。

以上、補正の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第8、議第4号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第4号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成29年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第4号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億5,098万3,000円とするものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入におきまして、款6県支出金、項2県補助金、財政調整交付金で、11万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、歳出の4ページ、款1総務費、目1一般管理費の委託料で、制度改正に伴うシステム改修委託料11万8,000円に対する交付金でございます。

次に、3ページ、款9繰入金、一般会計繰入金で、人権費の調整分として17万8,000円を計上いたしました。款10保険基盤安定繰入金で、繰入金の確定によります335万9,000円を計上いたしております。

次に、4ページ、款2保険給付費、目1出産育児一時金で件数の増加見込みによります210万円を計上いたしました。

款9諸支出金、目1一般被保険者保険税還付金で、過年度償還金50万円を計上いたしてお

ります。

次に、5 ページ、項 2 基金費で、財政調整基金への積立金75万9,000円を計上いたしました。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 5 号の上程、説明

- 議長（辻 誠一） 日程第 9、議第 5 号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山下純司） 議第 5 号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について。

平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）については、別紙のとおりである。

平成29年12月 4 日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（藤岡季永子） 議第 5 号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ423万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,447万9,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

説明書 3 ページ、歳入につきまして、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金で247万円を減額、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金で21万9,000円の減額、款 4 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金で345万8,000円の減額、4 ページ、款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金で154万3,000円を減額計上いたしております。これにつきましては、5 ページ、歳出の款 2 保険給付費、目 1 介護予防サービス等諸費で、サービス利用の減に伴う1,235万円の減額によるものでございます。

続きまして、歳入、3 ページ、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 地域支援事業交付

金で155万7,000円の増額、款4支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金で200万2,000円の増額、4ページ、款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金で89万3,000円を増額計上いたしております。これにつきましては、5ページ、歳出、款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費715万円の増額によるものでございます。

次に、4ページ、款7繰入金、目1一般会計繰入金で、法定繰入の調整分194万8,000円を減額計上いたしております。

6ページ、款4基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金で、事業に係る調整分81万2,000円を増額、款5諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金で50万円の増額計上をいたしました。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第10、議第6号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第6号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について。

平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成29年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（今西奉史） 議第6号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ460万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億307万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書の3ページ、歳入の一般会計繰入金から460万6,000円を減額しております。また、それに伴い、歳出につきましては、説明書4ページ、下水道総務費から465万2,000円を減額、下水道建設費につきましては4万6,000円を増額計上しております。人事異動に伴う人件費の調整でございます。

以上です。慎重にご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第7号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第11、議第7号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第7号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について。

平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成29年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（今西奉史） 議第7号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

既決予算の収益的支出額4億6,489万1,000円に53万1,000円を増額し、収益的支出額を4億6,542万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、水道事業会計補正予算書（第2回）の2ページ、配水及び給水費として21万4,000円、総経費として31万7,000円、合わせて53万1,000円を増額しております。出産による人件費の調整でございます。

以上です。慎重にご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第 8 号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第12、議第 8 号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第 8 号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結について。

平成29年第 2 回臨時会議第 2 号で議決された上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負契約について、下記のとおり請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年 3 月条例第 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月 4 日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

1、変更事項。

（1）前工事期間。契約の日から平成30年 1 月31日まで。

（2）変更工事期間。契約の日から平成30年 3 月31日まで。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 議第 8 号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。

平成29年 8 月の臨時議会で請負契約の締結についての議決をいただき、順次工事を進めてまいりました。当初は、同時に 2 本の渡り廊下を解体し新設する計画でしたが、渡り廊下を教室等の移動で 1 日何回も使用する学習環境や給食の運搬における階段の上り下り、衛生面での問題が大きいことから、先に西側の渡り廊下を解体し、通行可能となった時点で東側の渡り廊下を解体する方法で新設する工法が学校運営や生徒たちに最良とし、工事を進めてまいりましたが、工期内での完成が難しくなったため、今回、平成30年 3 月31日までの工期の変更をお願いするものです。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第13、意見書案第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 意見書案第1号。

2017年、平成29年12月4日 上牧町議会議長 辻 誠一殿。

提出者 上牧町議会議員 堀内英樹。

賛成者 上牧町議会議員 石丸典子、同、竹之内剛、同、遠山健太郎、同、牧浦秀俊、同、長岡照美、同、吉中隆昭、同、富木つや子、同、服部公英、同、康村昌史、同、東 充洋。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

9番 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 9番、堀内英樹です。それでは、趣旨弁明させていただきます。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書（案）。

まず、朗読させていただきます。

道路は住民生活や経済活動を支える基盤であるとともに、地方創生の実現や南海トラフ巨大地震への対応といった国土強靱化の観点からも欠くことができない社会資本の1つである。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路財特法）の規定に基づき、交付金事業の補助率等が55%まで嵩上げされているが、この規定は平成29年度までの時限措置となっている。

上牧町では、町民の命と暮らしを守るため、老朽化が進んでいる道路の整備や長寿命化の

措置を適切に推進するために、橋梁補修や橋梁耐震工事に取り組んでいる。また、上牧交差点の渋滞緩和と主要施設へのアクセス性の強化及び健全な市街地を形成するために、道路ネットワークの都市計画道路整備にも取り組んでおり、今後も道路整備は重要かつ強靱に進めていかなければならない。

道路整備に全力を上げて取り組んでいるこの時期における補助率等の低減は、地方創生の進化に大きな足かせとなり、活力の低下を招きかねないことから、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備事業の推進により、地域の活性化を図る必要がある。よって、国におかれては、道路財特法の高上げ措置を平成30年度以降も継続し、今後とも安全安心の確保や生産性の向上による成長力の強化の実現に向け、迅速かつ着実に道路整備を推進するために、地方の道路財源をより一層充実強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月4日。上牧町議会。

道路財源の件につきましては、これまでいろんな立場からいろんな意見、また議論がございました。ただ、上牧町の財政状況、それから、ただいま申し上げましたような道路関係整備の重要性からして、今回のこの補助率高上げ措置の継続を求める意見書について、ぜひ各議員のご賛同を得て、可決いただきますようお願い申し上げて、趣旨弁明とさせていただきます。

以上です。

○議長（辻 誠一） 趣旨弁明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第 1 号から議第 8 号の委員会付託

○議長（辻 誠一） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号から議第 8 号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め、1 人 1 時間以内とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については 1 人 1 時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 08 分

平成29年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成29年12月11日（月）午前10時開議

第1 一般質問について

3番 遠山 健太郎

9番 堀内 英樹

4番 牧浦 秀俊

8番 服部 公英

1番 石丸 典子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友
環境課長	吉川昭仁	福祉課長	濱田寛
生き活き対策課長	高田健一	保険年金課長	寺口万佐代
上下水道課長	中村真	社会教育課長	森本明人
政策調整課長補佐	野崎威志		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（辻 誠一） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山 健太郎

○議長（辻 誠一） それでは、3番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（3番 遠山健太郎 登壇）

○3番（遠山健太郎） おはようございます。3番、遠山健太郎です。議長の許可をいただきましたので、通告書の内容に従い一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に少しだけお話をさせていただきたいと思います。今月の頭に配布された広報かんまき12月号の冒頭記事に、上牧町まちづくり基本条例の平成28年度実施事項の検証結果が公表されていきました。過去2年間の検証の公表の方法からかなり変更があり、全ての条

文についてとても詳しく検証結果が公表されています。行政運営の検証作業というのはとても難しいと言われている中、大変評価できるものだと私は思っています。上牧町では、この上牧町まちづくり基本条例だけでなく、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証作業も実施されましたし、今後、第5次総合計画においてもPDCAサイクルをもとにした検証作業が行われることとなります。今後も担当部局には大変手間のかかる作業となりますが、行政運営の見える化、可視化のため、引き続きよろしくをお願いします。

それでは、一般質問に入ります。私の今回の質問、上牧流若者移住促進のまちづくりを目指して、人口減少に向けた横断的な取り組みをです。

(1) 上牧町では平成28年3月に上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少に向けたさまざまな事業を展開しています。また、先月11月には同総合戦略の第1回検証委員会も開催されました。人口減少問題に対する取り組みとしては、同総合戦略の基本目標1に示す「教育・子育て環境を整える」こと、及び、基本目標2に示す「若者世帯を中心として転入世帯が住みやすい住環境を整える」を通じて、子育て世代がいかに多く上牧町に居住してもらえるかがポイントになると考えます。

そこで、下記の点について伺います。

1、婚活イベントについて。

①政策、町の事業として実施する婚活イベントと民間事業者が実施する婚活イベントとの違いは。

②政策、町の事業として婚活イベントを実施する意図と目的とは。

③対象者の選定とその考え方は。

④イベント実施後のフォロー体制は。

⑤マリッジサポーターの役割と負担は。

2番、総合戦略にある「若者世帯を中心とした転入世帯が住みやすい住環境の整備」について。具体的な取り組みはまだされていないと思いますが、現時点における考え方、構想を伺います。

3番、婚活イベントから住環境の整備に至る横断的な人口減少問題に対する取り組みについて。婚活イベントと住環境整備、定住環境の提供とのコラボ企画を提案します。

(2) ことし10月に議会の委員会合同視察研修に伺った愛知県高浜市では、地域ぐるみで子育て支援をする体制が整っており、若者世代の人口流入が促進されているとのことでした。高浜市では地域ぐるみの体制拠点としてまちづくり協議会が大変重要な役割を占めているよ

うですが、そのまちづくり協議会は上牧町においても、上牧町まちづくり基本条例第35条に設置できると定められていることから、子育て支援の観点からも早期に設置に向けて準備すべきと考えます。現在の構想や進捗状況を伺います。

以上が一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） それでは、最初の質問に入ります。

1番、婚活イベントについて、①政策、町の事業として実施する婚活イベントと民間事業者が実施する婚活イベントとの違いは、から順次答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） まず、町の婚活イベントと民間事業者の相違点でございますけれども、本町におきましては、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略で示させていただいております、上牧町で結婚・出産・子育てができる環境を整備するということで、少子化対策に関する具体的な取り組みといたしましてこのイベント、結婚に関する支援ということとは必須の課題であると考えております。また、結婚後も家族を持っていただいて、子どもさんが誕生して、定住していただくということが地方創生につながると思っております。

順次でよろしいですか。

○3番（遠山健太郎） はい、お願いします。

○住民福祉部長（藤岡季永子） まず参加者でございますけれども、上牧町の住民基本台帳に登録されておられる20歳からおおむね45歳の男女の方を優先しております。費用面に関しましても、参加料は民間事業者とは異なりまして、低価格の参加料を設定して、安心・安全に参加していただけるように事業を行っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 民間事業者と違って町の政策というのは、一番違う点は継続すること、婚活することだけが目的じゃないこと、最終的なこと、子育て支援までするというのが町の事業として重要なことではないのかなと思うのと、あと、今お話がありました営利目的でないこと、あと、私、参加者の方に話を直接聞いてはいないんですが、やはり、町が主催ということで、先ほど部長が言われました、安心である、安全であるということが大事だと思います。

では、次ですけれども、その政策を実施する意図と目的。上牧町で実施する意図と目的というのは何でしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 上牧町が実施いたします意図でございますけれども、これは、先ほど申し上げました少子化へと、それと晩婚化に歯どめをかけるということで、結婚の推進に理解と意欲を有する独身男女の結婚に向けた活動を支援するというところで、成功につなげまして、人口減少を抑制していくという意図でございます。目的でございますけれども、上牧町で結婚・出産・子育てしていただく環境を整備するということで、結婚後も上牧町に定住していただいて、人口減少、出生率低下を抑制するという目的でございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、1番、2番の内容をまとめてお伺いしました。今回、婚活イベントの質問ということなので、私自身、きょうは笑顔で質問をちゃんとしようかなというふうに思っているのですが、早口じゃなくてゆっくり、せつかくのことなので笑顔でしたいなと思っているのでお願いします。

きのう、実は、第4回のクリスマスパーティーがありまして、私もマリッジサポーターさんと、あと主催者の方に承諾をいただきまして見学をさせていただきました。その熱い思いが今、胸の中にすごいありまして、うまく話ができるかわからないんですが、その話はまた後ですとしまして、今、部長からありましたけれども、婚活パーティーですね。婚活パーティーと名がつく結婚支援イベント、出会いの応援イベントというのは、実は奈良県内の開催に限っても、ネットで検索してもたくさんあります。その中であえて自治体が事業として実施しているのがどの程度あるかというのは、ネットの検索ではわかりにくいんですが、ただ、本当にかかなりの数があるということがよくわかりました。中には年齢を限ったものであるとか、職業を絞ったものなどあります。

1つ言えることは、先ほど来、話がありましたとおり、自治体がいわゆる税金をという言い方をしますけれども、投与して実施をする婚活イベントと民間が事業として実施するイベントというのは、当然、意図と目的というのが異なると思います。いま一度確認、今の話ですけれども、自治体が主体となって実施する婚活イベントというのは、先ほどありました最終的な人口減少対策、あと子育て環境の整備までつなげるということが必要であるということでは間違いのないよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） はい。今おっしゃいました人口減少に歯どめをかける、それと晩婚化に歯どめをかけるということで、そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 最終的に、その人口減少に歯どめをかける、いわゆる町内、上牧町に結婚して住んでもらって、子どもを産んでもらうということが、今回の上牧町で婚活パーティーを主催してやるという目的でないかと思うんですけども、そんな観点から③の対象者の選定とその考え方、こちらについて答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 対象者でございますけれども、上牧町の住民基本台帳に登録されておられる20歳からおおむね45歳、それ以上でも大丈夫なんですけれども、その方、独身の男女を優先させていただいております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） パンフレットを見ますと、第1回は男性が上牧町在勤、在住の方を優先、第2回以降は県内在住、在勤、ただし上牧町在住、在勤を優先。女性は1回から4回を通じて奈良県内を問わず。ただし、上牧町在住・在勤を優先とありますが、基本台帳との関係なんですけども、上牧町に住んでいない方でも来ることは可能でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 結婚後定住を目的といたしておりますので、基本は上牧町の方、住んでおられる方、そういう方なんですけれども、募集定員に満たない場合は勤務されている方とか県内に在住ということで選択をしております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今お話を伺いましたが、基本的に上牧町の方を優先するという話なんですけれども、この婚活イベント、いろんなところの意見では、上牧町の費用を使って、いわゆる税金を使って、上牧町以外の方は極力参加すべきではないのではないか、上牧町を優先すべきではないか。実際、優先されていると思うんですが、ちょっと言葉が極端過ぎますけど、実は、私はそう思っていないんです。なぜなら、最終的な目的というのが、上牧町に子育て世代の若者が新たな居住して子どもを産み、子育てをしていただくことが目的であり、先ほどの晩婚化対策というのは1条ありますけれども、上牧町内の独身の方を支援するイベントというよりも、むしろ人口減少を目的としているので、上牧町に新たに若者たちが住んでくれることを目的にしているということじゃないのかと思っっているんです。

ちょっと極端な例、例えでですけども具体的な話をしますと、例えば、上牧町に在住して大阪に勤務しているAさんという男性がいます。同じく上牧町に在住して大阪に勤務してい

るBさんという女性がいます。この2人が上牧町主催の婚活イベントで知り合って、晴れて結婚したらどうなるか。この2人が上牧町に住む保証があるかなということも思ったんです。家賃的な問題はありますが、よほど上牧町に魅力的な問題がない限り、まず勤務地に近いところを探すんじゃないか。それか、上牧町のことをあえて言いますが、利便性のいいところですね。隣町にも王寺町の駅前のマンションであるとか、そういうところに越してしまうんじゃないのかなという思いがあります。大事なことはその2人が上牧町に住む場所、新居の地と選んでもらうことが大事じゃないかなと。

そのための、先ほど魅力的なもの、選んでもらうための政策として、妊娠期には不妊治療の助成であるとか不育治療の助成や、出産後は学校教育支援の実施をしているんじゃないかなと思うんです。なので、極端な話なんですけども、上牧町や奈良県内に限定するのではなくて、むしろ上牧町外や奈良県外、例えば、大阪在住の男女の方たちを上牧町主催の婚活イベントに呼びます。ただ、営業活動は難しいと思いますよ。しかも、開催場所はほかの市町村でなく、上牧町の中です。開催場所を上牧町にして、そこで知り合って、結婚を機に上牧町に転入してくれる。それで、転入しやすくする政策をあわせて実施することが一番大事ではないかというふうに私自身は思ったりするんですが、そのあたり、部長、お考えはどうですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 4回目のイベントがきのう終了いたしました。その中で、大阪から来られたり、京都から来られたり、かなり遠方から来られている方々もおられました。上牧町、こういう事業を行政主体でやっておりますけれども、とにかく話題性がちょっと定着してきたのではないかなと。ネット社会でございますので、どこの場所においても上牧町はこういう事業をしている、安心して参加できるというところで浸透してきていると思っております。

議員さん、おっしゃいましたように、町外、県外の方ももちろん上牧町には定住していただきたいという考えを持っておりますので、いろんな子育て支援施策を積極的に進めております。ほかにない事業もやっておりますので、その点で定住していただいたら、魅力ある上牧町に来ていただいたらと思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） という内容の質問をおとといまで考えていたんですけど、きのう私、イベントに参加をして、一番最初にビデオが流れたんですね。そのときに「ようこそ上牧町

へ」って出たんです。僕、それにちょっと感動しまして、「あ、やっぱり上牧町主催でやっているんだ」って思ったんです。まほろば珈琲がメインでしたけども、町内のいろんな場所が映ったりとかしながら、まほろば珈琲のコーヒーをつくったりとかしながら「上牧町に来てください」みたいな、本当に30秒か20秒ぐらいのビデオでしたけども、「あ、そうなんだ。やっぱりそういうふうを考えてくれているんだ」ということを、宣伝ではないですけど思いました。

この話は後の項目にもありますので、次に移りたいと思うんですが、④に行きます。婚活イベント実施後のフォロー体制について伺いたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 婚活後、カップルになられました。その後が肝心であると思っております。イベント終了後にはマリッジサポーターさんがおられます。その方々がかなり熱い思いで支援をしていただいております。その方々の連絡先の交換、名刺交換、またアドレスの交換をしていただいて、イベント終了後もその方々のフォローをしていただいているというところです。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） これもきのうのきょうなので、熱い思いを言うてしまうんですが、きのうもマリッジサポーターさん、5名の方いらっしゃって、私、遠くで見ていたんですけども、本当に熱心で、もうほっぺたが筋肉痛になるぐらいずっとみんな笑顔で接していただいて、きめ細かな対応をしていただいた。マリッジサポーターさんの件は⑤で出てくるのであれなんですけど、この婚活イベント事業の目的というのは、この総合戦略にも記載のとおり「結婚希望者が結婚できる支援体制を整備して、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚・出産・育児までの切れ目ない支援サービスの充実」の最初の部分、結婚希望者が結婚できる支援体制の構築だと思っています。そして、総合戦略では、この事業の目標達成数値、K P Iには「事業による成婚数」とあります。

そこで、この婚活イベントから成婚に至るまでのフォロー体制について伺ったわけなんですけど、まだ開始して1年です。きのうのイベントを入れて4回開催をしました。まだ1年とはいえ、とんとん拍子に話が進めば、出会って1年以内に結婚する可能性もなくはないのじゃないのかと思うんです。上牧町では、出会いから結婚に至るまでどのようなフォロー体制をとっているかということで、マリッジサポーターさんが連絡を密にしてやっていますというお話だったんですが、要は数の管理なんですけど、例えば、結婚者数の確認なんですけ

ど、上牧町で婚姻届を出さなければわからないし、そもそも上牧町で仮に住民課で届けを出したときに、その方がイベントに参加した方をどうやって管理をしているんだろうか、これからどうやってするんだろうか。そんな疑問もあります。また、結婚に至る過程で、結婚に至る過程というのは、例えばおつき合いをする、結婚して婚姻届を出す、その都度マリッジサポーターさんに相談をしているカップルというのは把握できると思うんですが、これを全てつき合い始めた方全員に報告を求めるわけにもいかないし、その辺の管理がすごく難しいかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 管理といいますのは、今は若い方々は管理されるのが嫌う方もおられます。ただ、参加されている方は30代前半から後半、40代前半の方、真剣に考えておられる方々がおられると感じています。サポーターさんと連携をとって連絡をとり合っている方もおりますし、結婚問題研究所の方々もフォローに当たっていただいております。そこで連絡を密にしている中で、必ず100%とは言えないですけども、やはり、おつき合いしている、うまくいっているという連絡をされている方もおられました。おつき合いされて、結婚まで至ったらちょっと連絡くださいねとか、そういうお話、その中でも出ていると思います。カップルの方々は結婚が目的でございますので、やっぱり結婚されたら連絡はいただけるものであると想定をしています。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） すごく前向きに考えているんですけど、また何度も言いますが、もうきのうのきょうで、あれだけのイベントを、すばらしい企画をされていて、本当にすばらしいと思ったんですね。当たり前のことですけど、恐らく報告があるよりも結婚数は多いんじゃないかと思えます。ただ、僕、冒頭に話をしましたけど、検証作業というのがあって、事業による成婚数というのがあって、それが例えば8とやっていて1だったとするじゃないですか。でも、本当はもっとあるかもしれないということがあって、せっかくこれだけのすばらしい事業をしているのに、検証作業の中でしていないんじゃないかというふうに言われることが、僕、すごい嫌だなというふうに思ったので、その数の管理といいますか、管理は難しいんですけども、何か把握できるシステムがあればいいかというふうに思ったんですが、これもまたちょっと後の方で、僕、提案したいなと思っているので、では、今、出てきましたマリッジサポーターさん。かんまき未来創造マリッジサポーターさんの役割。今、フォロー体制でも出てきましたけれども、役割と負担について答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） マリッジサポーター、役割とお仕事でございますけれども、このマリッジサポーターを養成するに当たりまして、育成事業の実施要綱というものを作成いたしております。その中でまず1番目に、地域の独身者への出会いのきっかけづくりなどの出会いの支援。それと2番目といたしまして、結婚や婚活に向けた各種の相談。それと、3番目には出会ったカップルの後押し支援。4番目に、町が実施する婚活イベントへの参加、支援。あと、5番目に研修会、情報交換等への参加。6番目には活動内容をしっかりと町に報告していただくというところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） かんまき未来創造マリッジサポーター、先日より第2期生の募集が始まりました。現在は第1期生の5名の方々が頑張って活動されています。何度も言いますが、きのう、私、見させてもらったときに、2時間のイベントでしたけども、会場の隅々まで歩いて、一度も座ることもなく、ビュッフェ形式でしたけども、当然何も食べることもなく、たまに飲み物は飲まれているとは思いますが、本当に一生懸命活動されていました。

その方の役割として、今、部長、6ついただきました。代表的なものとしましては、地域の中での出会いの支援、そしてイベントの参加、あるいは婚活に関する相談であるとか、出会った後の後押し、そして、町への報告ということがいろいろあると思うんですが、やっぱり、5名しかいらっしゃらないので、かなり負担が多いのではないかと思います。

私の最初のイメージは、マリッジサポーターという名前だったので、どちらかというと、結婚に関する相談に限られた方たちなのかなと。ちょっと名前忘れちゃったけど、お節介JJ & BBでしたっけ、という形で、要は、結婚したいんだけどどうしたらいいかなという相談員のイメージだったんですけども、きのう拝見しましたら何を何を、1人でいらっしゃる方に対して「あそこに行ったらどうですか」とか、そのイベントの中でも重要な役割を果たしている。話を聞きますと、いろいろな研修にも出ている。負担がすごく多い。多い中でもすごい笑顔でやられていて、本当に知っていてあえて聞きましたよ。「あの方たち、ボランティアですよ」って言って。イベント会社の方たちはお仕事でやっていると思うんですけど、マリッジサポーターさんはボランティアで、あんな動きをされているかな。その辺がやっぱり負担といたしますか、役割、これからもっとふやして行って、負担軽減に努めていかなければいけないかと思うんですが、そのあたりはどうお考えですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 負担は感じておられると思って。お忙しい中、来ていただいておりますので、かなりの負担がかかっていると思っております。第2期、第3期と継続して、マリッジサポーターさんをふやしていきたいと考えておりますので、今回、第2回目のマリッジサポーター養成講座ということをしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） そこで、私、きのう行って感じたことなんですけども、今後、ちょっと考えていただきたいなと思ったのは、マリッジサポーターさんの中でもいろいろな役割があると思うんですね。今、5名しかいらっしゃらないので全部やっていると思うんですけども、例えば、マリッジサポーターさんの中でもこれから多分いろんな年齢層の方が出てくると思います。例えば、出会いの場での世話であるとか、企画とか、あと進行管理ですね。イベントの中で司会をやったりとかそういうことは、どちらかという、マリサポさんの中でも若い年齢の方といいますか、私の知っている中でも上牧町内には優秀な女性の方、いっぱいいらっしゃいます。若いお母さんたちがマリサポに入っていて、そういう出会いの支援をする。そして、その後にマリッジサポーターの中もお節介 J J & B B でしたっけ、年配、結婚生活に詳しい方たちに引き継いで、婚活の支援であるとか、結婚生活に関する相談をしていただく、そんなような構築ができれば理想だなと思うんですが、そういうイメージでよろしいですかね。どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） まだ1期生が誕生したばかりでございますので、これからどんどんふやしていくという考えで。今おっしゃいました各年齢層の方を養成していくということは必要性があるのではないかと考えております。イベントの中での世話していただいたり、司会をしていただいたり、ベテランさんのお話、相談も役に立つと考えております。これから、そういう構想も考えながら進めていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 何せまだ始まったばかりなので、いろいろ考えていただきたいと思いましたが。私も今週末のマリッジサポーターの養成講座、まだ応募はしていないんですけども、個人的な話ですが、私自身も結婚生活に関する相談は受けられないと思うんですけども、あいうイベントのお手伝いであるとか、「あ、あの方、もっとこっちどうですか」とか「こういうふうにもっと話しかけたらいいですよ」というお手伝いはできるのかな。そういうふうにお手伝いができるという若いお母さん方とかもたくさんいらっしゃると思うので、今後そ

ういうことをお願いしたいと思います。

では、大きい2番に行きます。大きい2番、総合戦略にうたう「若者世帯を中心とした転入世帯が住みやすい住環境の整備について」ですけれども、検証委員会の会議でもまだ具体的な取り組みはされていないと思いますが、現時点における考え方や構想について伺います。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 若者層が進学、就職、結婚を機に町外へ移転している状況において、若者世代の回帰を図るためには、上牧町の住宅都市としての良好な住環境を維持するとともに、転入世帯が住みやすい環境を整備することが重要であると考えます。そのことから、若者世帯が町に転入しやすい、したくなる施策を展開しているところでございます。

具体的には、子育てママの就業支援事業、上牧町放課後塾「まきっ子塾」、上牧町療育支援事業「ほほ笑み教室」などでございます。今、住の部分でございますけれども、現在、「すむ・奈良・ほっかつ」事業で移住者を対象として空き家対策を行っているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） まさに理事が言われました転入世帯が住みやすいための施策として、不育治療であるとか、まきっ子塾であるとか、どっちがハード、どっちがソフトかってちょっとわからないですけれども、住みやすい環境づくりという意味での要は政策と、先ほど最後の部分の住の部分ですね。僕はハードだと思うんですけど、住む場所の提供という意味で空き家対策というお話がありましたけれども、そこに若者世帯を中心とした転入世帯というイメージがどうしても湧かないんです。空き家対策の中でも若者世帯を中心とした方を促進するということに対しては、具体的なイメージとか構想というのはあるんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 空き家対策として、ずばり若者を対象としたというのは今のところはございませんけれども、やっぱり、上牧町に転入すればこのようなことが受けられるとか、そういう呼び寄せの施策を今どんどん展開しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 総合戦略の基本目標「若者世帯を中心とした転入世帯が住みやすい住環境の整備」にある政策として、空き家活用プロジェクトから帰っておいでプロジェクトまで、具体的な取り組み内容で13の内容があります。検証委員会でもしっかり検証させていただいて、今後の方針や事業の見直しについて議論がなされていましたが、その若者世帯を中心とした転入世帯についてのお話なんですけれども、私自身、若者が住みやすい住環境の整備っ

て具体的にどういうことなのかなど。じゃ、若者に住みやすい家というのもそんなあるわけでもないです。私自身は、ずばり若者が住みやすい住環境の整備というのは居住する場所に対する金銭的援助にほかならないと思います。それが最も効果的だと思っています。

そこで、大きい3番。婚活イベントから住環境の整備に至る横断的な人口減少問題に対する取り組みについて提案をしたいと思うんですが、まず、上牧町としての見解を教えてくださいませんか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） いろいろと先ほども言っていますけども、いろんな事業を展開していくことだと思っています。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 先ほど私言いました。若者が住みやすい住環境の整備のためには、財政的な問題はあるかもしれませんが、一定の金銭的援助、必要だと思っています。具体的には、住む場所としては賃貸借と購入と大きく2つあると思うんですけども、賃貸借に対しては、金銭的な負担でいったら家賃の補助であるとか、貸し側の大家さん側に対する補助。例えば、若者に対して貸す場合には固定資産税を減免するとかですね。難しいと思いますよ。例えばの話です。購入物件に対してはリフォーム工事の補助金を出すとかそういうこと。

上牧町というのは、幸運にもという話をしているかわかりませんが、賃借物件としてのUR住宅、そして、購入あっせん物件としては既存住宅の空き家。上牧町というのは、私が言うのも何ですが、優良な住宅団地が広がっています。そこにある空き家というのはすばらしい財産だと私は思っています。ぜひとも、その財産も有効に活用して、今後、婚活イベントとその住環境の整備のコラボ企画を提案したいというふうに思っているんです。

例えばですけども、ちょっと具体的な話をしますけど、上牧町が主催する婚活イベント、先ほど部長も答弁いただいた婚活イベントに参加して、晴れて成婚に至ったカップルを登録する制度をつくりたい。お祝いを渡すなどして、例えば、上牧町から独自の証明書の発行をしてもいいと思います。これによって、先ほど言いました事後の管理、婚活イベント参加者の成婚数の管理ができます。総合戦略順のKPI数値の管理ができます。その証明書、何もなかったら、紙やったらほかしてしまうと思うので、その証明書を持参して上牧町に申請すれば、例えば、上牧町の空き家購入のあっせんであるとか、場合によっては何らかの助成、リフォーム工事の一部補助、そして、例えばUR住宅などの賃借物件に対しては家賃の補助や、これも一部リフォームの補助等を実施する。

どうしてもいろいろ政策を見ていると、まず、UR住宅は若者向けにリノベーションしてからでないと貸せないんじゃないかではなくて、既存のものを貸す。そこに、例えば、上牧のイベントで知り合った方が入ってこられた方には、リフォーム工事の中で5万円であれ10万円であれ補助を出す。そういう制度をつくる。財源の問題やと思いますが、これが上牧町内にある限られた貴重な財産であるUR住宅や、先ほど言いました有効な環境下にある住宅団地内にある既存宅地建物、これを有効活用した上牧町独自の上牧流若者移住促進のまちづくりではないかと思うんですが、そういう検討をしていただくことというのはできないでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 遠山議員からご提案いただきました。今後、今、提案している部分については、また庁内で検討したいと思います。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） それはぜひお願いしたいと思います。きのうの婚活イベントの、さっきの最初のテロップの中で「ようこそ上牧町へ」といって上牧町内のやつが流れて、上牧町内で結婚していただくという事業を展開しています。僕、町が主催であれば、あそこに先ほど言いました「まきっ子塾」であるとか、不妊治療・不育治療の話があってもいいか思ったんです。その中で、もし上牧町に住んでいただく方でしたら、例えば、こういう住宅があります。これに対してこういう補助を出します。ですから、上牧町に来てくださいというプラスアルファがあってもすばらしいのではないかと思うので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

では、大きい2番に行きます。まちづくり協議会についてです。こちらについて、では、答弁をまずお願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） まちづくり協議会の件でございますけれども、まちづくり協議会は現在設置に向けて調査、研究をしているところでございます。議会の方でも行かれたということなんですけれども、自治会連合会の研修として、昨年度、先進地であります滋賀県東近江市蒲生地区まちづくり協議会を視察してもらったところです。研修をしまして、まちづくり協議会の立ち上げの際の問題点や、実施している内容等についてお話を伺い、意見交換をいたしました。東近江市では、市町合併を契機にまちづくり協議会の設立が進み、協議会が組織されたということでございます。

その活動は、防災、防犯、環境福祉の多岐にわたり、地域のためという熱い思いにより、ボランティア精神で実施されていました。問題点として、まちづくり協議会の運営は非常に大変で、熱い思いを持った人材がいないと運営していけない。また、後継者を育てることが難しい。協議会設立から10年間を経過しているが、設立当初から会長や役員をされている方がいるなどのお話があり、上牧町としても協議会の中核を担う人材の確保、協議会の設立や運営は難しいことからさらなる調査研究が必要であると考えています。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、まちづくり基本条例の検証の中に、35条で東近江市で視察に行かれたという内容が出ていました。ああ、きちんと行かれているんだなと思いました。

実は、私も先月、別件で東近江市に全く関係ない用事で行ったんですけども、東近江市というのは先ほど理事からの話もありましたけども、合併によりいろんな市町が集まって1個の自治体を形成しました。まちづくり協議会というのが10年ぐらい前からいろんなところで発足をされているんですけども、私もまちづくり基本条例を策定した人間として、このまちづくり基本条例の中の35条をつくった人間というか、これを入れるべきだというふうに考えて、この条文を入れた担当の者として、なぜこれを入れたかという背景、まちづくり協議会というのは、そもそもなぜ10年ぐらい前から発足されたかということと、まず、今、理事からありました、合併により自治体が大きくなってしまった。旧村、旧の市町村の区割りでの行政サービスが行き届かなくなった。なので、旧市町村長の単位の中でまちづくり協議会を発足させて、先ほどありました防災であるとかある程度の行政運営ということに当たる。東近江市というのはまさにこのパターンですね。蒲生地区、あと八日市地区。昔の市町村の単位にまちづくり協議会をつくって、そこでまちづくり協議会を運営していった。

実は、まちづくりの発足の経緯、もう1パターンがありまして、行政運営の最も小さな区割りである自治会組織の担い手が少なくなってきたので、自治会組織を少し広げて、例えば、小学校校区や中学校区単位でまちづくり協議会を発生させる。議会で視察に行った愛知県高浜市はこのパターン。もっとほかにパターンもあるかもしれませんが、私がこのまちづくり基本条例を策定の委員会に入らせてもらって、まちづくり協議会を調べたときには、この2つかなという中で、大きく前者は大きい自治体の中の小さな組織で、後者はどちらかというと大きな自治会というイメージ。結果は一緒なんですけど。というイメージの2つのイメージがあって、上牧町の属性、面積や人口等を考えると、東近江市のようなまちづくり協議会というのは少し難しいかなと。先ほど、理事がありました。確かに難しいと思います。い

ろいろな広範囲にもわたりますし、なかなか難しいかなと思うんですが、今後もぜひまちづくり協議会というのは、いろいろなところに視察に行くなりして検討を重ねていただいて、来年か再来年には、実は、私が一番危惧しているのは、上牧町まちづくり基本条例の見直し作業が始まります。その中で、まちづくり協議会はちょっと難しいから、この第35条やめとこうかなというふうに思わないでいただいて、ぜひとも今後も立ち上げる方向で検討していただきたい。こういうふうに思っているんですが、そのあたり、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） まちづくり協議会、私としては、やっぱり住民主導のまちづくり協議会設立に向けて、住民主導のまちづくり協議会と思っております。また、行政が主導では長続きもしませんのでということをおもっております。今、ちょっとご指摘があったんですけども、今後、いろいろなところに自治会長さんの研修等、またいろんなところを視察、また研究していきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 委員会視察で行った高浜市で、私、1つのキーワードですごく感動したというか、すごいなと思ったのは、市と町の違いはありますが高浜市というのは上牧町と比較的似て、高浜市は名古屋圏内まで25キロぐらい、上牧も大阪圏内は25キロぐらい。面積も上牧町より少し大きいかなと思ったんですが、そういう町です。どちらかという、ベッドタウンとして栄えているという町なんですけども、やはり、小さい自治体なんですね。ただ、高浜市というのは、小さなコンパクトシティをうたっているんじゃないくて、逆の発想で「高浜市は大きな家族だ」という発想だったんです。「大家族たかはま」と書いてあって、このコンセプトは誰が考えたんですかって担当者の方に聞いたんですけど、上牧町もいずれそういう形になるのが理想なのかなと。

地域ぐるみでの子育てという話、先ほど来、いろんな支援がありますけども、上牧町、もう6.14平方キロしかないまちなので、上牧町全体でやる。その中で細かい区割り、小学校とか中学校の中でもそこにいろいろな協議会があって、先ほど来の話で私、思うのは、その小学校校区の協議会があって、そこにマリッジサポーターさん。自治会組織ごとにマリッジサポーターさんがいるのが理想なのかもわからないんですけども、ちょっとそれは難しいかな。それよりも小学校単位ぐらいで協議会があって、そこにマリサポさんがいて、そこで結婚相談ができる場があって、子育て支援の場があると、そんなまちづくりができれば一番いいかなというふうに思いました。ありがとうございます。

では、最後に副町長、お手間かけますけども、事務方の責任者である副町長に、先ほど、私、横断的な政策という観点からお話ししたので、ぜひ答弁をお願いしたいと思うんですが、若者世帯の人口流入を進めるためには、1つの課の1つの政策だけでは到底かなうものではないと思っています。出会いの場を提供して、結婚に向けての支援体制を構築して、結婚して住む場を提供して、妊娠・出産に至る過程での支援体制を設けて、子育て環境を充実させる。一連の流れを構築できるよう、ぜひとも大局的な観点から政策を実施していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 西山副町長。

○副町長（西山義憲） 今、議員申されましたように、トータル的と申しますか、あらゆる方を講じまして、今、取り組んでいるところでございます。総合戦略にもうたっておりますように、その中でいろいろな形で今やっていると。先日行いました子育て就業支援の部分についてもそうでございますし、また、先ほど来からご質問をいただいております婚活、これもそうでございます。そして最後に、今ご質問いただきましたまちづくり協議会でございます。私は、この部分については大変これから取り組んでいくべきものだと思っております。そのためには、住民の方々のお考えを醸成して行って、その中で地域で取り組んでいこうと。

上牧町ではそういうふうな団体、またNPOもたくさんございます。現在も取り組んでいただいておりますが、私としては、先ほど申されましたように、小学校校区でいろんな方が取り組みのそういうふうな考えを一にして取り組んでいただくような形のものを形成できれば、もっと上牧町の住民の方々と、それから議会、それから行政、ともによりよいまちづくりをつくっていけるんだなというふうに思っているところでございます。そのためにも、まず行政を町民の方々の意識を醸成しまして、それから課題を整理していただく。そして、できましたら、まず、そのような交流会と申しますか、そういうふうなものまで発展できればな。あわせて、町といたしましては、そのまちづくり協議会を設置するための条例案、これについても、もっともっと研究して、これからまちづくり協議会を設置できるように、研究をもっとしていきたいとこのように思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 副町長、ありがとうございました。上牧町は人材バンクなどの制度を通じて、いろんな方が人材登録をして、さまざまな豊富な人材が上牧町にはいらっしやいます。老若男女問わず、これだったら手伝える、これだったら無理だけど、このぐらいやったらできるという潜在的な人材はまだかなりあると思います。その方たちをいかに発掘をして、

その方たちが協力をできるような体制づくりをするということもかなり重要なことになるのではないかと。ちょっとのおせっかいという言い方ですね、ちょっとの世話好きの方がたくさん集まれば、さまざまな事業が多大な委託とかお金とかではなくて、上牧町内の人材を使ってできるかなと思いますので、その体制づくり、これから進めていっていただきたいと思っています。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。長い時間にわたり、個々の質問に対し丁寧に答弁いただき、感謝しています。ありがとうございました。以上です。

○議長（辻 誠一） 以上で、3番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は11時より。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇堀内英樹

○議長（辻 誠一） 次に、9番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（9番 堀内英樹 登壇）

○9番（堀内英樹） 9番、堀内秀樹です。

先ほどの議員から婚活イベント等、大変ソフトではほほ笑ましいお話がございました。テレビのワイドショーでも拝見する気分でも聞かせていただきました。次は、一転して少々かたい話でございますが、上牧町にとっても大変大事な話かというふうに思っております。皆さん方の貴重な時間、お借りして、ぜひ一緒に考えていただければという思いでおります。

上牧町中長期財政計画、以下、財政計画というふうに短く呼ばせていただきますが、この策定は上牧町まちづくり基本条例、平成26年3月に制定されておりますが、義務化されております。現行の財政計画でございますが、28年2月の議会財政問題特別委員会に提出され、

既に2年近く経過したものだというふうに理解しております。その後、平成29年3月に、上牧町第5次総合計画及び上牧町公共施設等総合管理計画が相次いで策定されました。この結果、財政計画の位置づけや前提条件が大きく変わったと言わなければなりません。

そこで、財政計画の見直しへの取り組みと進み具合について、持続可能な財政運営を求める観点から質問いたします。

大きな項目の1として、持続可能な財政運営を目指す取り組みについて。

①財政計画は、第5次総合計画の基本構想において「施策展開（事業実施）及び進捗管理（毎年見直し）」として位置づけられており、実務上の具体的な作業をどのように進めておられるのか。

その2、上牧町公共施設等総合管理計画において、インフラ施設と公共建築物の40年間の維持管理費用は総額で688億8,000万円、年平均で17億3,000万円と試算されているが、財政計画への反映をどのように図っていかれるのか。

③財政計画の位置づけ、明確化と前提条件の変化を踏まえて、持続可能な財政運営にふさわしい財政計画の展開が不可欠であると考えerがどうか。

④この先、財源の確保はますます厳しくなると予測される中、多くの事業をどのように推進していかれるのか。町長の所信をお伺いしたい。

以上が私の一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それでは、最初のお尋ね事項から答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ①でございます。上牧町第5次総合計画では、基本構想と基本計画の二層構造としまして、中長期財政計画において基本計画に定めた施策の展開方向及び財政状況を踏まえまして施策展開、これは事業実施及び進捗管理、これらの部分につきましては、毎年度見直しを行いますとなっております。財政計画につきましては、各課における今後の事業展開を踏まえまして、中長期財政計画に計上していただき、一度集計を行いました。その集計した部分につきましては、タウンミーティングの資料として提出の方、させていただきました。しかしながら、上牧町第5次総合計画に沿った事業につきましては、現在それぞれの所管課において、事業計画がまとまってきている状況でございます。そのことも踏まえまして、一部ではございますが、来年度の当初予算のヒアリングを行っているところでござい

ます。その中で第5次総合計画にうたわれております内容も含めながらヒアリングを行っているような状況でございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） まず、この財政計画の位置づけなんですけれども、今、部長からも第5次総合計画は二層構造だというお話がありました。先ほどの議員からも総合計画の話がございましたが、通常、基本構想、そして基本計画、それに実施計画というのがあります。これで三層構造というふうになっております。これは一般的なパターンですね。ところが、上牧町の場合は、もう少しずばり言って、この財政計画というのはほとんどイコールで実施計画の役割が与えられているというふうに私は理解します。また、策定委員会の中でもそのような議論を申し上げた記憶がございます。その点はそのような理解でよろしいですか。つまり、財政計画というのはもうほぼ実施計画に当たるんだという位置づけですね。これでよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。議員が今おっしゃっていただきましたとおり、この部分につきましては、実施計画にしていくというふうな部分で結構かなというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） となると、実施計画に当たる財政計画というのは、総合計画ができれば、すぐにつくらなければいけない。速やかにという位置づけがあると思います。それともう1つ、基本計画の分野計画ごとに数値目標を今回は設定しておりますね。今までの総合計画になかった部分です。数値計画、具体的にいろんな分野について、例えば、道路舗装ですね。一例挙げますが、2021年、もう3年後です、ここで23キロメートル、これは全体の道路延長からいうと約4分の1程度、ここを道路舗装をやりますという目標を立てているんですね。これの一例でもわかるように、ほかにもソフト事業とかいろんなことはあります。ありますが、この目標を達成するためには少なくとも財源措置が欠かせません。特にこの道路なんかはお金のかかる事業であります。この財源措置も不可欠です。そういう財政計画が、今の答弁ですと、平成30年度の予算に向けてヒアリング中となっておりますが、ここまでおくれたという、今さら理由聞いても仕方ないんですが、どういう経緯でここまでおけているのか。あるいは逆に、いつになれば議会にもご提示いただき、また公表していただけるのか。今後の予定はいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問でございます。議員もご存じのように、上牧町の場合、財政再建化団体に陥ったという部分もございました。もう1つ、土地開発公社等の問題等もいろいろございました。そういうふうな部分も総体的に含めながらこの事業、例えば、道路事業でございますが、後年度、後年度へと送っていたという経緯もございます。この部分につきましても、今後、そういうふうな事業の見直し等々が発生する可能性が多くなってくると思います。そういうふうな部分も見ながら、今ヒアリング及び総合計画に基づきまして、調整を図っていききたいというふうには考えている状況でございます。

そして、もう1つ、この部分、第5次総合計画の基本構想におきましての財政計画上の施策展開なり進捗管理の部分に含めましても、財政計画に含めた形で、早い時期といいますか、中長期財政計画が今、一度閉めた状況にはなっておりますが、そこにプラスアルファとさせていただきますまして、総合計画の部分も含めながら、2月ごろをめどに議会の方にお示しをさせていただきますたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 2月ごろには議会にも新たな財政計画はご提示いただくということで、それは来年度の予算審議に間に合うタイミングということで理解させていただきます。

11月の25日から上牧町のタウンミーティング、町長が出席されるのもタウンミーティングですね、始まっております。そこにも財政計画の部分的なもの、中長期のものはもっと10年計画ですからあれなんです、ここに平成33年度までの財政計画が示されております。拝見しますと、現在、約2年前に提示された財政計画と基本的には余り大きく変わっておりません。ただ1つ、大きく違うのは、一番大きな違いというのは、町長が大変かたい決意で表明された小・中学校のエアコンの設置工事、これが大きいかと思います。ざっとのあれですが、約3億5,000万円という形で出されております。この部分が修正されて出ているかなと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。あるいはまた、これが先ほどの次の財政計画の、言ったら前半の5年分がもうここにできているんだというふうな理解なのか。その点いかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今お話をいただきました各小・中学校のエアコンの部分、この部分につきまして、前回のタウンミーティングの資料でございますが、一番大きく変わってきているのではないかなというふうには考えておりますが、今、まだ予算のヒアリングをしている状況でございます。例えば、議員もお持ちのタウンミーティングの資料の中にも、ソ

フト事業の事業とハード事業の事業とそういうふうな形で区別というか、分けさせていただいております。ソフト事業につきましては、この部分につきましては平成29年度、28年度から取り組んでいる事業と29年度から取り組んでいる事業等が継続して行っていかなければ成果が上がってこない事業ばかりでございます。この事業プラス総合計画でどういうふうな新たな事業が発生してくるのかという部分もございます。そういうふうな部分も含めながらヒアリングをさせていっているような状況でございます。ですから、多少はこのタウンミーティングの資料とは変わってくるのではないかなというふうには考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） この小・中学校のエアコンの設置の3億5,000万円の計上なんですけれども、これは大変結構な事業だと思うし、ぜひ進めていただきたいと思うんです。ただ、ちょっと気になるのが、その財源なんですけれども、ざっくり言いますよ、ざっくり。正確でないかもわかりませんが、この予定では財政調整基金が3億円、少しずらして減額になっているんですね。かねてから町長は、財政調整基金というのは必要な財政支出に充てるために柔軟に運用していくんだという考え方を述べておられるんですが、やはり、この数字を見る限り、エアコンの設置には財調基金が結果的には取り崩されているなというふうに見てとれます。間違っていたら指摘してください。

したがって、私、何を申し上げたいかというのと、こういう大きな事業、3億5,000万円もの大きな事業をやろうとするときには、予定していたその他の事業の見直しとか先送り、これはもう財源調整も要るのではないかな。つまり、優先順位の話です。そういうことをやりながら進捗管理を毎年度見直していく。つまり、総合計画に位置づけられている話です。それから、事業計画とか財政計画も必要に応じて修正していくと。これをやらないとね。エアコンの設置で3億5,000万円必要だから結果的には1年かそこらずれて、財調基金3億円取り崩しますよと。ちょっと短絡に過ぎるのではないかなという懸念を持つのですが、どうでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、エアコンの工事費3億5,000万円というお話をさせていただきました。財調の方が約3億円ぐらい減るんじゃないかなというふうな部分でございますが、一応、このエアコンに対しての一般財源の部分につきましては、約2億4,800万円ぐらいが財調からというふうな形になってこようかなというふうには思っておるわけでございますが、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、事業の実施、それと毎年度見直しというのがご

ざいます。この部分は大変大事なところになってくるのかなと思います。それと、先ほどの議員の方からもお話がございましたけど、P D C Aサイクル、これも検証及び評価して改善につなげていかなければならない、主な重要なところでございます。そういうふうな部分も含めながら、今後そういうふうな部分について考えていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） お聞きしておきたいと思います。

それで、②に行かせていただきます。公共施設等総合管理計画ですね。ここで40年間の維持管理費用688億円、年平均17億円余りと試算されております。これの財政計画への反映、お尋ねしているんですが、その前にお聞きしたいのは、ここの総額で688億円、年平均17億円の試算というのは、言ったら、物件面積に更新単価を掛けて算出しておられるのではないかなと。ここにございます。そういう非常に荒っぽい数字というか、とにかく維持管理費用を出すための一番最短距離を手順としておやりになったのではないかなというふうに思うんですが、まずその点、教えていただけませんか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、公共施設等の総合管理計画におけます維持管理費用につきましては、40年間では国の算定基準では総額688億8,000万円というふうな膨大な費用が示されたわけですが、これをそのまま全て財政計画に盛り込むという考えは持っておりません。現在の財政状況では全ての施設を一律更新ということはできませんので、それぞれの施設における今後のあり方を検討させていただき、今現在ある資産を活用しながら、複合化また長寿命化といった方針を決めていく必要があります。現段階では、そのための各施設における所管課に向けてのアンケートの作成を依頼し、取りまとめております。今後、各所管課において、個別施設計画を策定し、費用がある程度、算出できる段階になりましたら、財政計画を用いてご説明の方、させていただきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今の総務部長のお話では、この総合管理計画にある総額、あるいは年平均、これはそのまま財政計画へ反映できないと。つまり、どこまで行ってもこの段階での試算であるという趣旨かと思います。

個別施設計画のお話、出ました。これはこの説明をいただいたときに、平成32年度までに策定していくとこういうお話なんですが、一方、この個別施設計画の策定の前提になってい

る話としては人口規模の話もあります。これも当面は現状維持でいくけれども、最終的には1万8,000人、将来2割減。それから、したがって、それに伴う計画的な統廃合という目標も実は、公共建築物については40年間で2割削減するという目標も出しておられます。

それから、その中で、これは拝見したときに、これは大変だなと私感じたのは、生活道路の整備と、やっぱり町民交流施設だろうと思います。この2つが住民生活といいますか、日常の私ども、皆さんの生活に直結する施設として、しかも、状況からいうと大変お金がかかる。この辺は今後きちっと精査していただいて、特に、先ほど、物件面積に更新単価を掛けて算出されましたねと申し上げましたが、今、作業進んでいると思いますが、やはり新公会計に使う固定資産台帳を、これに基づいてきちっと評価した、それに更新費用を積算していくということが必要ではないかなと。もっと正確な実際に使える数字をできるだけ早く作業していただいて出してほしいと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今おっしゃっていただきました固定資産台帳のお話でございます。この部分につきましては、もう、ほぼほぼでき上がっているような状況でございます。その部分を含めながら、公会計の方に仕分けをしながら移行をしていきたいというふうには考えておる状況でございますが、この固定資産台帳の評価につきましては、そういうふうな今、議員がおっしゃった部分につきまして、見直しを行っていき、やっているような状況でございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それと、この話の中で大事な観点がもう1つございます。それは何かと申しますと、やっぱり事業の総量としては、もう大変な数字になります。先ほど申し上げた688億円、年平均17億円という数字にならないとしても恐らくそれに近いものが出てくる。したがって、やっぱり事業の優先順位をどういうふうにつけていくのかという問題。それから、もう1つは、財政への負荷といいますか、持続可能かと私、わざわざ申し上げておりますが、これをどれだけ持続可能な形でやっていける、上牧町を運営していける、その平準化ですね。そのところのこの2つ。事業の優先順位づけと、それから安定した形で財政運営していける、この作業もあわせてやっていかないと、単なる積み上げだけではいけない。全体をにらんで、具体的な事業であったりを調整していく。時によっては見直ししていく、先送りしていく、こういう作業もぜひ要ると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長(阪本正人) 今おっしゃっていただきました事業の優先づけと財政負荷の平準化、この部分も大事なところになってくるかなというふうには考えております。ですから、先ほども言いましたように、平成32年度までに個別施設計画を策定しなければならないというふうにはなっております。この個別施設計画ができましたら、ある程度そういう、先ほどからおっしゃっていただいています集約化、統廃合等々がかかわってくるのではないかなというふうに思っている状況でございます。そういうふうなことも含めながら、財政運営の方をやっていきたいというふうには考えている状況でございます。

○議長(辻 誠一) 堀内議員。

○9番(堀内英樹) それでは、時間の関係もございますので、次に行かせていただきます。

③であります。財政計画の位置づけの明確化と前提条件の変化を踏まえて、持続可能な財政運営にふさわしい財政計画の展開が不可欠であると考えがどうか。ここの方針ですね。どのように考え、この作業を進めていこうとしておられるのか。これはもう基本方針の部分であります。おわかりになっている範囲で答弁をお願いいたします。

○議長(辻 誠一) 総務部長。

○総務部長(阪本正人) 今おっしゃっていただきました、財政計画の展開が不可欠であるという考え、どうなのかというご質問でございます。その部分につきましては、やはり持続可能な信頼と安定性という部分が町行政においては必要不可欠になってくるのかなというふうには考えております。やはり、行政に求められておりますのは、信頼や計画性、安定性が大事であるというふうには考えております。その中でも品質、それとレベルアップ、計画性も大事であり、やはり、住民の皆様はそのことも見据えておられるのではないかなというふうには考えている状況でございます。

○議長(辻 誠一) 堀内議員。

○9番(堀内英樹) 今、部長からこの計画性と安定性の話が出ました。やはり、人口減少、少子高齢化、これはもう言わずもがなの話であります。その中で持続可能という条件のためには、やっぱり安全・安心、これを保障する行政ということが一番大事かと思えます。この点はもう、町長も前回の選挙のときにも基本的な考え方として述べられたところでもあります。特にこの中で、いろんな言い方がございますが、私、やっぱり計画性という点についてより重視していただきたいなど。それは、過去の上牧町の行政運営の失敗といえますか、失敗から学ぶ一番大事なところとして計画性の話が大事だと思っています。

一例を申し上げますが、先ほども遠山議員の方からも出ておりましたが、先日10月30日に

議会の委員会の合同研修で愛知県の半田市に行つてまいりました。半田市も財政的にも比較的恵まれた自治体ではありますけれども、やはり、投資的経費の削減とか基金の積み立てとかいうこともしっかりやっておられます。

どういう点が計画性かということをちょっとご紹介したいんですが、今、上牧町でも地方公会計公表、先ほど部長からもありましたが、これを固定資産台帳をもとに平成20年度から公表している。ということは、上牧町と約10年近く、既に先駆けてやっています。したがって、今回の公共施設等の総合管理計画というのももう簡単にできてしまう。もう本当に簡単にできてしまう。その間に、やっぱり公共施設白書を24年度につくってみたり、26年度に更新計画をつくっている。27年度には庁舎の建てかえまでやりました。大変立派な庁舎です。これが自治体の庁舎かと言わんばかりの庁舎でありました。やはり、早い段階から将来を見据えて手を打っていく、このところをやっぱり、条件は違うと言いながら、上牧町も大いに学ぶべき点かなというふうに思います。

その点は副町長、煩わしますけど、突然の指名で申しわけございませんが、どのようにこの計画性、早い段階から将来を見据えて手を打っていく。これがこれからの上牧町にとって必要な大事な考え方ではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 西山副町長。

○副町長（西山義憲） 財政を考えた場合、今、議員申されましたとおり、将来を見据えた財政計画、これが一番だと思います。上牧町も今、そういう形で中長期の財政計画を策定し、取り組んでいるところでございます。それと、いつも議員申されていますように、入るをはかりて出を制するということがございます。その中で上牧町、限られた財源、税収入、それと交付税が主な収入でございます。その中でどういうことができるのかというところを常に中長期財政計画の中に盛り込んで、今、運営しているというところでございます。

それと、もう1つ、先ほど申されました新公会計。この部分については、総資産、負債それから資本というものがございます。その中で貸借対照表の中で将来的な負担から現状についても全て把握できるわけでございます。それと、先ほど申されました固定資産税台帳、これについても、今どれだけの、先ほど申しました資産があって、どれだけ減価償却がなされておって、今後どれだけの費用を、投資を予定してはいいのかというところもございます。今申しました各指標、それから中長期財政計画、その部分も十分加味しまして、今後できるだけ施策、住民サービスも当然考えていかなければなりませんので、その限られた財源の中で定期的に、毎年毎年ローリングさせながら財政計画を練って、持続可能な安全・安心な

まちづくりに取り組んでいきたいとこのように思っております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 副町長、もう1つだけお尋ねします。

おっしゃるとおりだと思います。上牧町もここへ来るまで長い間、土地開発公社の問題、それから、財政健全化の話、こういう処理にこの10年明け暮れしてきました。もう皆さんも大変ご苦労いただいて、議会からもいろんな形で厳しい意見も申し上げ、ご提案もした上でやっとここまで来ました。これはどちらかという後ろ向きの、古い言い方をしますと、戦後処理です。先ほどの議員の議論の中にもありましたけれども、やはり、未来志向というか、これからどうするんだと。大変厳しい状況の中で上牧町、持続可能な行政運営をやっていく。あるいは、地域として本当に生き延びていく。それもたくましく生き延びていくためのそういう段階にもう既に来ていると。だから、きょう、わざわざこういうふうにして、大変抽象的な話とかしんどい話を織りまぜながらお話ししているのは、やっぱりこれから前向いて生きるために、基本的に過去の反省の上に立って行政もやらないかん。我々議会の立場においても、もう少し大所高所からも物事を考えていかなきゃいけないなという思いではありますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 西山副町長。

○副町長（西山義憲） 申されましたように、今後、人口の減少もなっていく、それから高齢化も進んでいく。その中で限られた財源、おっしゃいましたように、町の財源の中で税収入もそんなに伸びは見込めないという状況でございます。その中でも先ほど申しました中長期財政計画、その中で十分、入りの部分、それから住民サービスでできること、その部分を出の部分でしっかり考えていきたいと。

もう1点ですけれども、先ほどの議員の答弁もさせていただきましたが、今後はより住民の方々に参加していただいて、町運営を進めていかなければならないのではないかと。まちづくり基本条例にもうたっておりますように、町民の方々、議会、行政がともにまちづくりをつくっていくと。より安全・安心な町をつくっていくと。そのためにも先ほどの議員のご質問にもございましたが、私としてはまちづくり協議会、この部分も皆さんで考えていただいて、よりよいまちづくりをつくっていくんだとそういう意味からもまちづくり協議会、この部分についても今後、十分検討して、できるだけ早期につくれるような形で研究、検討していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 副町長、大変ご苦勞かけました。

今の副町長のお話にもあったんですが、それでは最後に、町長、煩わしますが、④であります。この先、財源の確保がますます厳しくなると予測される中で多くの事業をどのように推進していかれるのか。町長の所信をお伺いしたい。よろしくをお願いします。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、副町長の方から答弁をさせていただきましたけれども、もう皆さん、ご存じのように、今のこの状況でありますと、税収はなかなか伸びないということになります。また、例えば、たばこ消費税引き上げを、それと、森林環境税を新たに制度化して設けようというような話も出ております。それと、財源上そういうことを考えていきますと、あと消費税の問題、これがどの程度予測されるのか。今後の財政運営には大きくかかわってくる問題であるというふうに考えております。そういうことを考えますと、人口がこれが伸び悩む、それと少子化がこのまま続いていくということであれば、日本の経済、なかなか支え切れないというような状況にもなるわけでございます。そうなりますと、我々のこういう弱小で税だけに頼っているというところでは、なかなか歳入が大きく見込める状況にはならない。例えば、商業施設がふえても地方交付税で75%算入されるわけでございますので、25%しか一般財源としては残らないというような状況でございますので、大変財政運営は厳しくなる。これはもう確実でございます。

そういう中で住民の方々に理解をしてもらって、財政を、行政を進めていくということになりますと、先ほどから出ておりますまちづくり協議会、これはやっぱりなくてはならないものになっていくのではないのかなど。こういうことをしっかりやることが情報公開にもつながっていくわけでございますし、協働ということにもつながっていくと。ただし、今、現状では、いろんな委員会なり、一部のところでも地域の方々だけでいろんなものを立ち上げて、活動をしていただいているようなところもございます。そういうものを整理しながら、やっぱりまちづくり協議会でしっかりと、住民の方々にも理解をしていただいて、厳しい財政の中でも上牧町としては、やっぱり施策が、住民の方々の気持ちや心が豊かになるような、そういうまちづくりをしっかりと進めていくというふうに私は考えております。

その基盤づくりがまさに、先ほど堀内議員がおっしゃっていただいている過去の精算はまず、しっかりと終わった段階、これから将来に向けたまちづくりをしっかりと進めていくということでございますので、そういうこともしっかりと我々も考えながら、何が住民さんの福祉や心が豊かになる、町が豊かになる。そういう中で、やっぱりほほ笑みがしっかりと

あふれていくようなまちづくりはこれから、いろんな、ちょっと時間かかると思いますが、そういう考え方でまちづくりを進めていければというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 町長から基本的な今後の取り組み方針、述べていただいたんですが、確かにいろんなことを考えていただいております。そういう点では、大変お立場上も含めて、よく考えていただいているなと思うんですが、確かにそういう細かいテクニックも大事なんですけど、もう少し根本的な理念のところを、この機会でございますのでお聞きしたいと思っております。

先ほど、副町長から、やっぱり、財政運営の原理原則といいますか、基本として「入るをはかりて出ざるを制する」という言葉がありました。ここのところなんですけれども、私、まず、やっぱり収入の見積りというのは町長のお話にもありました。立てて、そして、支出をもうやっぱり計画的に行う。気をつけないかんのは、やっぱり住民の皆さんからいろんな要望が出ます。それから、これからの状況を踏まえて、新しい事業もどんどん取り組んでおられます。これはいいことなんですけれども、気をつけないかんのは、もうやっぱり事業。まず事業をやらないかんということが先になって、そして、借金の返済といいますか、後始末、これがおろそかになってはいけない。そういう状況は上牧町にないのかという自問自答は、僕はやっぱりする必要はあるだろうと思っております。

この間、タウンミーティングで町長は、今のお話にも通じますが、町税、地方交付税に加えて、起債も財源の一部であると。当然計画的に見直したい、次世代にツケを残してはいけないというふうなことをおっしゃりながら、こういう表現で起債も財源の一部だとおっしゃいました。ここのところをあえて切り取って、少し申し上げますが、やっぱり、先ほどの財政計画なんですけど、きちっと立てていただいて、そして見直していく。これの毎年度、しかも、総合計画でも毎年度、トライ・アンド・エラーをやるよという形で組み立てていただいておりますが、そこのところをやっぱりここに来て心していただきたいというふうに願っているんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先般、桜ヶ丘のタウンミーティングの中でそういうお話をさせていただきました。私がそれを言った意味は、家庭であれば借金はみんなの気持ちとしては善か悪なのかという。わかりやすく表現させていただいたら、やっぱりこれ、悪だというようなイメージをみんな持っておられると。しかし、我々、地方行政を預かっている立場の者としたら、

事業をやる場合の財源の調達の一つに地方債というものがありますよと。我々は財政計画の中でしっかりと見通しながら起債を借りて、やらなければいけない事業に投資をしていくというのが我々の仕事でございますので、今おっしゃっていただいたように、地方債があるから何でもかんでもやるんだというそんな考え方は私は一切持っておりません。

派手さを追うのではなしに、地味だけど、しっかりと継続していけるような事業をやる必要があるし、財政が厳しくなったら当然、とりやめる事業も後送りする事業も出てくるわけでございますので、やっぱり、そういうところの収支、しっかり見ながら財政計画も総合計画もいろんなもの、皆さんにご提示をさせていただいておるわけでございますので、絶えず、財政計画も実はこういう計画であったけども、こういう状況になりましたので、1年後、2年後に送らせていただきますと、そういう考え方を持って、やっぱり財政をしっかりと運営していくと、この気持ちに変わりもございませんし、財政担当もそういう考え方で今、しっかりと財政計画をつくっているということでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、町長のお話伺って思い出したんですが、ペガサスホールですね。あのとき、町長は担当課長でいらっしゃったかなと思いますが、当時の町長、ホールはでかい方がいいと。しかも、地総債という借金が、事業をやるのであれば幾らでも金貸すよという時代でございました。もう借金借るだけ借りたくって、でかいものを建てた。その結果、借金返済、もう終わったでしょうかね、まだ若干残っているのかな。やっと終わったかなどうかなという大変苦い教訓を持っております。この過ちはやっぱり二度と繰り返してはならないと私は思います。

もう一つ、関連して、町長が触れられたことに展開させていただきますが、二宮尊徳ですね。これも大変江戸時代の財政を立て直した貢献者の1人でもあります。何を言っているのかという、収入に応じて支出に一定の限度を設ける。これを財政運営の基本にせえと言っています。先ほどの話に通じることです。つまり、きちっと予算を立てて、あと財務を管理していくと。今の町長のお話じゃございませんが、財政が厳しければ事業の見直しなり、先送りもいとわないと。これに通じる話だと思います。

きょうは問題提起だけにさせていただいておりますが、この財産と借金の関係なんですけれども、もう間もなく公会計も公表されるというタイミングでございますので、当然正確に、上牧町、固定資産が幾らあるんだということが出てまいります。これと、借金の残高とぜひ比べていただきたい。つまり、固定資産の方が借金よりも多いということになれば、これ、

正常なんですけれども、逆に固定資産よりも借金の方がはるかに多いということであれば、これはピンチです。ただし、上牧町の場合は、三セク債、42億借りておりますから、これは過去の処理として少し置いて考えなきゃいけません、このところを、やっぱり将来において返済が可能かどうかという非常に重要な計算式というか、キーワードになるかと思しますので、次の機会ございましたら、ぜひこの点はお尋ねしたいと思しますので、また町長、あるいはまた総務部長以下皆さんで、しっかり頭に置いていただいて、つまり、固定資産と地方債の残高の関係、どうなのかということをお願いして、最後に問題提起させていただいて、きょうの一般質問、終わらせていただきたいと思います。町長、長い間、ご苦労かけました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。丁重な答弁ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、9番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（辻 誠一） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦秀俊です。議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

まず最初に、申しわけないんですが、誤字の訂正をお願いいたします。質問事項の一番最後のところの「上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証」についての「創生」のセイを直してください。お願いいたします。

それでは、まず、上牧町防災危機管理について。平成29年10月の台風21号での上牧町の防

災状況について伺います。

1つ目、当日の警報及び避難について。町職員の人的配備状況はどうだったのか。

2つ目、上牧町の避難ガイドラインはどうなっているのか。

3番目、上牧町のエリアメールはどうなっているのか。

要配慮者はどのように把握しているのか。また、避難行動要支援者はどのように情報共有して支援していくのか。

5つ目、自治会長の行政無線はどう使われているのか。どこまで自治会長に連絡が入るのか。

それでは、2つ目の質問事項です。健民グラウンドの野球、ソフトボールでの県道にボールが出る問題について伺います。

こういうことは今まで報告はないのでしょうか。

また、本当に私自身がこれで3回目に遭遇しました。ボールが直接車に当たったのを見ました。こういうことが、ボールが道路に出ないように改良ができないのか。

3つ目、ボールが人に当たってけがをしたり、死亡された場合など、また自動車などに当たった場合の補償はどうなっているのか。これをお聞かせください。

次に、質問事項の3番目。上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証について。先ほど遠山議員は、若者世帯転入に絞っての質問がありました。私は、総合戦略の検証の大枠の中で、これから20種の施策について、実行計画と検証方法はどうかを伺います。

以上が私の一般質問項目です。再質問につきましては質問者席で行います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら、まず、平成29年10月の台風21号の上牧町の災害状況を聞かせてください。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず初めに、議員の質問の防災危機管理についてでございますが、上牧町は、ほかの市町村と比較しても自然災害の少ない町であると思っておられます。そこで、住民皆様におかれましてもそのような意識があるのではないかというふうには感じておりますが、そこで通告書にもありますように、今回台風21号の質問をされるということは、議員及び住民の方々も最近自然災害が多発しておりますので、敏感になり、危機感を持っておられるのではないかというふうに思います。その結果、町長が初日にも挨拶されましたように、上牧町の総合防災訓練を開催させていただきました。この防災訓練におきましても、

各関係機関及び町民の皆様方の協力によりまして560名の方々の参加をいただきました。これは昨年度よりも多くの人の参加があったということは、町民の皆様方の防災意識が高くなってきているのではないかというふうにも考えております。

そこで、1つ目の質問の当日の警報及び避難について、町職員の人的配備状況についての説明をさせていただきます。

まず、職員の参集につきましては、あらかじめ台風21号が気象庁の情報により接近しているという報道もありました。それと、10月の22日には衆議院議員の総選挙も重なったこともあり、災害に当たる職員と選挙に当たる職員というのを割り当てをさせていただいております。それで、時系列的にはなると思うんですが、10月22日の朝5時42分に大雨警報が発令されました。それで、地域防災計画に定めております増員配備計画による参集を行い、すぐさま災害警戒対策本部を開設させていただきました。それで、あらかじめ参集してくる職員を割り当てさせていただいておりますので、8時までに参集した職員が34名。この34名が災害対応に当たらせていただきました。

それで10時に第1回目の災害対策本部の会議を開催させていただきました。これは町長以下三役、部長級の部分での災害対策本部でございます。その後、2時に第2回目の災害対策本部を開催させていただき、土砂災害警戒区域であります金富・梅ヶ丘地区に対しまして、3時に自主避難を2000年会館に開設するよう指示がありました。その後、3時に防災行政無線にて金富・梅ヶ丘地区に対しまして、2000年会館に開設した旨の放送をさせていただきました。その後、6時30分に第3回目の災害対策本部を開催させていただき、今度は上牧町全域に自主避難ということでさせていただき、金富・梅ヶ丘地区に対しまして、避難準備情報、高齢者等避難開始の指示があり、7時に防災行政無線、緊急エリアメール、広報車にてお知らせをさせていただき、その後、金富、梅ヶ丘、米山台の住民さんが2000年会館に避難をされてきました。その後、選挙が終わりまして、0時30分に選挙終了後、応援のため10名の町職員が追加で災害対応に当たるという形で、合計44名の職員が当たらせていただいたという内容が以上でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） まさに今、部長がおっしゃられたように、この台風によって上牧町全体で防災意識があらわれたと思います。私もこの質問に関しては、いろんなところから私に電話がありまして、こういうときはどうなんのと。例えば、一例を挙げさせていただきます。ある町でひとり暮らしの老人に避難準備の連絡がありました。足が悪くて自力で避難できな

いので、上牧の娘さんに電話したが、余りにも雨がひどくて迎えに行くことができませんでした。こんなとき、上牧町はどうしてくれるのですか。その自治体はどうかして自力で避難してくださいということだったんですが、上牧町ではどうなるんでしょうかと。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、一例でお話をさせていただいたわけですが、ひとり暮らしの方ということでございます。その方につきましては、例えば、要配慮者名簿、後の議員の質問の中にもあるんですが、その市町村で要配慮者として届け出をされておるのかどうかという部分も1つ、大きくはかかわってくると思います。

以前の町のケースでお話をさせていただきますと、以前にも金富・梅ヶ丘地区に対しまして避難準備情報を出させていただきました。そのときも高齢者等々の方々が多く住んでおられるという状況でございました。そのときの例でいきますと、そういうふうな器具をつけておられる方もおられました。そういうふうな方につきましても、事前に自主防災組織、それなり、それと、自治会に先に連絡をとらせていただきまして、そういうふうな情報がないのかどうかを確認させていただきました。その後、1人では動けないという状況であったので、町の方からそちらに向かわせていただきまして避難をしていただいたという例がございます。ですから、今、議員がおっしゃっておる部分でございますが、まず最初に要配慮者の届け出をその市町村にされるのが一番いいのではないかなというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 上牧町は本当に至れり尽くせりかなと思います。そこでは本当に両添えで、なおかつ要配慮者のあれもされていたと聞いています。にもかかわらず、1人で避難してくださいということだったんです。本当にすごい雨で、上牧からそこまで行くのにやっぱり大分時間がかかるということも、怖さもあったんですが、上牧町はどうなのかなと。やっぱり、その方ももう65、お母さんが89ということだったんで、本当にもうあすは我が身という事で聞いてこられたと思います。

それでは、具体的に、上牧町の避難ガイドラインはどうなっているのかを教えてください。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議員の今の質問の避難ガイドラインは、上牧町では避難誘導マニュアルというふうになっております。これにつきましては平成24年の9月に策定をさせていただきました、避難誘導の基本方針、それと一時避難場所、避難所の開設、避難勧告、指示の発令、住民への伝達方法が明記されております。この避難誘導マニュアルに基づきまして、さらに

状況を確認しながら各種の災害対応をしている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にそのことが、例えば、どこに載っているのかですね。ちょっと僕自身もわからなかったのと、そういう町のホームページ、見ましたけども、マニュアルは確かにありました。ところが、読めば読むほど難しくて、これをまたちょっと簡素化。恐らくさっき部長がおっしゃられたように、町民さんの意識が高まっています。本当にまたちょっとわかりやすいところにといいいますか、またお願いしたいと思います。

そして、先ほど部長がおっしゃられましたエリアメールですね。私もそうでしたが、上牧町からはエリアメールが入っていないと思いました。近隣市、例えば、広陵町3回、香芝市2回。これは気がついたんですけども、上牧町が送ってあるのにもかかわらず気がつきませんでした。それはなぜかという、実際はエリアメールが入っていたのに「上牧町」というのが入っていないくて、広陵町は「広陵町被害状況」とか、「香芝市被害状況」とか入っていたんですけども、上牧町に関しては「上牧町」というのが入っていなかったもので、今も自分らの議員の同じ仲間の人に聞きましたけども「え、上牧、入ってたんか」というようなことだったんです。実際はエリアメールが入っているのにもかかわらず上牧町に記載がなかったということで、これについてエリアメールは誰がどんなときに発信するのか。それと、これからどうするのかをお聞かせください。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今おっしゃっているエリアメールのお話でございます。私たち職員もそのとき選挙だったので、隣の市町村からエリアメールがどんどん入ってきました。今おっしゃっているのは、見出しに多分「広陵町」とか「香芝市避難準備情報」とか入っていたと思います。一番最後のところに上牧町という部分で入ってきているのではないかなというふうには確認はしています。今おっしゃっています見出しのところに、例えば「上牧町避難準備情報」と出せば、その携帯の一番最初にエリアメールとしてどここの町のエリアメールだというふうな情報が発信されるのではないのかなというふうには思っております。その部分につきましては、今後そういうふうな見出しを入れた形でのエリアメールの発信にさせていただきたいというふうには考えております。

先ほどの誰がエリアメールを発信するのかというご質問でございます。これは防災担当に当たっている職員がその都度、防災対策本部会議を開いた時点で、そういうふうな指示がありましたら、すぐさまその旨の形でエリアメールを全町に発信をするというふうな内容にな

っております。

それと、先ほど中で少し触れられておりましたが、エリアメールが入っていないのではないかなというふうなお話だったと思います。私たちが職員の方に確認をさせていただきましたら、持っている職員は皆、エリアメールが入って鳴っていたという状況を確認しております。たまたまその議員のお話の中でエリアメールが入っていないという部分につきましては、たとえばエリアメールが流れたときに、その電波の悪い場所や圏外におられたのが原因でエリアメールが入っていなかったのではないかなというふうには感じております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ちょっと言い方が悪かったと思います。多分「上牧町」と入っていなかったもので、私自身が気がつかなかったという言葉の方が正しかったと思います。これから、まず見出しですね。「上牧町」というのをに入れていただければ、これは問題は解決するのではないかと思います。ただ本当に、僕も選挙の方に来ていましたので、広陵3回、香芝2回、よそからエリアメールが入ってくると、「え、テレビでは上牧町も避難どうのこうのって出ているにもかかわらず、上牧町しか何でけえへんの」って僕も不安に思ったんです。そして、今言うているように、「上牧町も入ってるやん」というのは、部長がおっしゃられるように、一番最後まで行ったら「上牧町避難状況」と書いてあると。そやけど、見出しには入っていなかったということで、恐らく僕ら見逃したと思います。これから、ちょっとまたこのエリアメールに関しては、見出しに「上牧町」と入れていただくと。

それとまた、回数がどうのこうのというわけじゃないんですけども、もう本当に今回なんかやったら、広陵町は1時間に1回ぐらいかな、結構頻繁に入ってきたと思うんです。エリアメールが近隣から入ってくると、やっぱり不安になってきてしまいます。そして、ましてや、もうマスコミでも「上牧町緊急避難」とか何か出てくると余計に不安になってくると思うんですけども、ここでもやっぱり、テレビでは出ないですけども、金富・梅ヶ丘地区のみでの警報であるとかそういうぐらいに入れてもらえば、これからもっと町民さんの不安も緩和されると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、エリアメールのお話でございます。職員の中でもその後対応させていただくという形で、今後につきましては、見出しに「上牧町の避難準備情報」なり「避難警報」というような形での対応をさせていただきたいというふうには考えておるところでございます。

それと、ほかの市町村の部分で、例えば、広陵町さんでしたら何回も入ってくるというふうなお話でございました。やはり、その市町村によっての状況が常々変わってきます。1時間ごとには状況が変わってきます。例えば、広陵町さんの場合でしたら河川等々があります。そういうふうな状況で、常に住民に対してのお知らせをその部分でやられておるといふような状況になってきていると思います。上牧町におきましても、先ほども冒頭で少しお話しさせていただきましたが、自然災害が少ないというふうな状況で今まで来ておりました。今後につきましては、住民さんにわかりやすく丁寧に、そういうふうな形でのエリアメールをできるような旨、していきたいというふうには考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よろしく願いいたします。

それでは、次に、先ほど部長もありました要配慮者についてお伺いいたします。要配慮者はどのように把握されていますかと。また、避難行動要支援者はどのように情報共有して支援していくのか。ちょっと僕の聞いている範囲の中ですが、民生委員と自治会長の情報の連携ができないということを聞いているんですが、これもひっくるめてご答弁願います。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 要配慮者につきましては、各担当所管が複数あってきます。そこでの連携をさせていただいておる状況でございます。例えば、生き活き対策課、福祉課、住民課等々もあると思います。これにつきましては、高齢者や障害者、外国人、それと妊産婦等の情報を毎年1回ではございますが、その部分として把握をさせていただいている状況でございます。

それと、先ほどの民生委員さんと自治会の役員さんとのお話の中を少しさせていただきました。今、議員がおっしゃっていただきました内容につきましては、私も以前自治会の三役さん、それと民生委員の三役さんに調整させていただいて情報共有できないのかというお話をさせていただきました。そういう調整をさせていただいたんですが、やはり、その中でも個人情報等々の関係もございまして、例えば、自治会の役員さんでありましたら、1年で交代、2年で交代等々はあるというふうなお話も聞かせていただきました。そこで調整はなかなか難しかったという記憶はしている状況でございます。

それでは、やはり、町としても災害が起こってからでは意味がないと言ったら変なのですが、再度また自治会と民生委員さんと調整をさせていただきたいというふうには考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にこの問題に対しては自治会長もやっぱり一番気になっている部分だと思うんです。民生委員から情報が得られないと。そうしたときにどうやって避難するのか。例えば、車椅子を持っていかなくてはいけない人もいるんじゃないかということもひっくるめて、これはまたどこかで話し合っていたかなくちゃいけない部分だと思いますので、また部長の方、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていた部分につきましては、今後、取り組みをさせていただくわけですが、議員もご存じなんですが、やっぱり自主防災組織というのがございます。例えば、1つ例を挙げさせていただきましたら、2014年に11月の後半だったと思うんですが、長野県の白馬村で40棟以上の家屋が全半壊しながらも住民らによる迅速な安否確認と救助活動が功を奏しまして、死者ゼロに抑えたと新聞報道等でも報じられておりました。

その白馬村の一例なんです、そこにはやはり、地区ごとに区長を頂点としたピラミッド形式で住民組織が築かれておりました。その区長の下に10世帯ぐらいで束ねる8人の組長さんがおられ、さらに、その組長さんの補佐役に2人の伍長さんという名前でも位置づけられておりましたが、その伍長さんは受け持ちの世帯の住民の安否を組長さんに伝え、組長さんから区長さんに伝えるとそういうふうなピラミッド型の仕組みが確立をされておりました。

「白馬の奇跡」とも呼ばれておったわけですが、そういうふうな部分に対しまして、自主防災組織でできる範囲というのがあるかなというふうには感じております。ですから、そういうふうなピラミッド形式の部分を確立していただくのも1つの方法ではないのかなというふうには感じている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に部長、「白馬の奇跡」、まさにそれ、上牧町にも移行できればいいかと思えます。何回も言うようですけども、上牧町は本当に災害のないところでありましたので、やっとなんかそういうところまでたどり着いたかなと思えます。

それではあと、自治会長の行政無線なんですけども、自治会長にはどれぐらいの情報が入って、自治会に指示、統制をされるのか。これは無線でだけで結構ですので、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） これも一例で少しお話をさせていただきます。この前、11月26日に総合防災訓練をさせていただきました。その防災訓練において行政無線を使用させていただき、町と自治会との間で被害の状況の報告をする交信訓練を行ったところでございます。また、緊急におきましても行政無線を使用し、いち早く、町と行政に連絡をしていただき、情報の共有ができるような部分も今後、使用方法や使用用途などの説明を十分行っていきながら、その部分に当たっていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そういうことは、常にこれ、行政無線というのは電源が入っているというあれでよろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。自治会長さんにはその旨、連絡をさせていただいて、常に電源をオンにした状態で待機しておいてくださいという連絡はさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。本当にだんだんだんだん意識が高まってきて、いろんなことがわかってきたと思います。

最後に、11月に行われました防災訓練のことについて、ちょっと何人かの人に言われたことがあるんです。多分この21号台風のことがあったからやと思うんです。今回、台風21号でかなりの町民さんが防災意識を持ったと思われます。そこで、町民さんからあった要望を1つだけつけ加えます。皆がもう少し危機感を持って訓練できるように工夫してくださいという要望が出るくらいに、要望意識が高まってきたと思います。例えば、一番初めの放送も「もうちょっと危機感のある声でやってください」とかそういうような声もやっぱり出ております。これは多分、やっぱり21号の台風を経験されたからだと思っております。

ただ、本当に上牧町自体災害が少ないところでもありましたので、やっと思意識が高まってきたと感じています。いっぱい連絡があるということは我が町はどうなのかと気になって来られたんと思います。エリアメールのことも含め、簡単に広く広報していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 総合防災訓練の中の一例で住民さんからのご意見でございます。今回で2回目の総合防災訓練をさせていただきました。今、議員もおっしゃっていただきましたように、そのような形で情報を提供いただけるのであれば、そういうふうな声をもっと上

げていただきたいというふうに思います。ですから、その町民さんの声を今後行わせていただきます総合防災訓練なり、そういうふうなもろもろの訓練等につきましても、危機感を持った訓練、これは当たり前なことではございますので、そういうふうな部分につきましても反映していきたいというふうには考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そうしたら、部長、これから何かといろいろなことがあるかと思いますが、簡単に広く、広報の方をよろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それでは、健民グラウンドの野球、ソフトボールで県道にボールが出る問題についてご質問です。

まず、1番の今まで報告はないのかというご質問です。今まで何回か道路に出たことはありますが、幸い大きな事故にはなっておりませんでした。最近の報告では11月に行われたソフトボール大会中に、ファウルチップで道路に飛び出し、走行中の軽トラックに当たったと報告があり、幸いにも後続車がいなかったため、大きな事故に至りませんでした。現状としてはこういうような状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） まさにその軽トラックに当たられた方と実際に話をしたんですけども、僕も昔、消防に入っておりまして、消防のときに1回ファウルチップ出たのと、ほかにボールがこの道路のところに転がっているの2回と、これが今、軽トラックに当たった3回、遭遇したんです。その方いわく「服部記念病院の方から上がってきたから、ファウルチップも同じ方向に行ったからガラス割れなかったけど、役場側から来たらガラス割れとったで」という話やったんです。それで、本当にこういうことが僕個人だけでも3回も見ておりますので、これはどうにかかの改良ができないのかどうかということをお尋ねします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ボールが道路に出ないようにするには防球ネットの設置が必要になってくるとございます。平成30年の予算要望、今、上げさせていただいて、総務課の方でヒアリング中ですが、財政が厳しい中での防球ネットの設置は難しいと考えますので、ソフトボールと野球の競技をA面、B面の2面で使用する場合は、B面を使用せずに、上牧中学校が上牧小学校のグラウンドを使用するなどの対策で、当分はそういうふうな使い方

対応していきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そういう手があったんですね。僕はまた、B面を使ったらあかんという答弁が出るのかなと思うてましてんけども、できれば、本当に健民グラウンドと小学校、中学校のグラウンドと2面使ってやれるような方向でまた考えていただければ。多分ソフトボールの方がよく出ると思うんです。野球はA面、B面でほとんど使われないみたいなんですけども、ソフトボールはどうしてもA面、B面、そして、ましてや、ソフトボールに関して言えば、上牧町は全国レベルのところなんで、いろんなところから試合にやっこられると思うんです。そやから、本当に2面使わないとさばけないというような状況なんです。だから、今おっしゃられるように、上牧町の中学校のグラウンドを使うとか、やっぱり2面使えるようにだけご配慮よろしく願いいたします。

それと、それでは続きまして、この次の3番目ですね。人に当たってけがをしたり、死亡された場合に、また自動車に当たった場合の補償はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） もし、人に当たってけがとかをされた場合の対応といたしましては、町の方で賠償保険に加入しておりますので、その対応で行いたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） もう確かにそうなのかもわかりませんが、やっぱり、本当に誰か亡くなると大変なことになりますので、できれば2面使えるようにという方向が一番いいと思うんです。もう1つ、バックネットができるまでの間ですね。その辺をまたよろしく願いいたします。もうこれに関しては、そういう方法があるのであればそれで結構です。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 次のご質問だったと思うんですけど、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証について、20項の施策について実行計画と検証方法はどうなるのかというご質問でございました。

ことし10月、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会を設置し、計3回の会議を開催し、総合戦略に盛り込んだ取り組み内容について検証を実施したところでございます。検証には、実施、未実施にかかわらず、総合戦略に記載されている全ての取り組み内容について各担当課が事業評価シートを策定し、検証委員会に提出させていただき、実施した内容

を重点的に検証していただきました。牧浦議員には、検証委員会委員としていろんなご意見を頂戴し、ありがとうございました。議員お尋ねの未実施の施策についても事業評価シートに今後の方向性を記載しており、その内容についてご質問、ご意見がある場合は事務局に連絡していただきたい旨を検証委員会で申し上げておりました。事務局に届いたご意見は、また各議員の方に報告し、またご意見をいただきたいと考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そこなんです。もうこの検証委員会というのはやらないということですね。結局、皆集まってというのは。ただ単に理事の方に報告するだけであって、後の検証は行わないと。検証は集まってやらないということいいんですね。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） その旨を検証委員会の先生にお伝えしたところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 例えば、この実行された事例につきまして、検証委員会が3回行われたんです。3回。この時間も十分でなかったと、足らなかったと思うんです。例えば、この開催した時間や日程とかはどのように決められたんでしょうかね。これ、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 昨年度、予算組みのときに、この検証委員会をどのぐらいの規模でするんだということで、3回を開催しようということで決めさせていただきました。それは、ほかの各町村にもちょっと問い合わせをしたところでございます。ただ、ことし、上牧町でしたところ、議員もご存じのように活発なご意見で、実施した内容についてもいろいろとご審議いただきまして、時間が過ぎてしまったと。それで、未実施の検証はちょっとできなかったというところでございました。

以上です。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） これは本当に大切なことやと思うんです。さっき遠山議員が若者の移住に関して質問がありました。これ、そういうことがいっぱい詰まったものは施策やと思うんです。そやから、本当にこれからもやっぱり検証というんですか、できればいいなと思っています。例えば、ちょっと言い方悪いかもわかりませんが、学識者の先生を呼ぶとお金が発生します。でも、あの内容でいけば、例えば、理事が中心になっていただいて、もう学識

者の先生がおらなくても検証委員会はできると思うんですよ。そやから、この検証委員会をやっていただき、いろんな人から問題点を出してもらおうと。これがいろんなところにつながっていくと思うんですけども、本当にこれはどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 職員でなく外部からの委員を選んでおりますので、そういう検証委員会を設置しておりますので、委員会の中でそういうのを話し合っていたいただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 委員会の中であるかしないかということですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） いや、私言うているのは、例えば私がと言われましたので、委員会のほかでそういうことをやりますよという話はちょっとおかしいんじゃないかなと思いますね。委員会を設置していますので、委員会でそういうことを話し合うのが委員会じゃないのかなと思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そうであれば、まだ未実施の部分がたくさん残っているので、まだまだ委員会はしていただける方がいいんじゃないかと思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 委員会を開催するときに、これは3回しますということでお話をさせていただき、また委員会の中でも、先ほど言いましたように、未実施についてはご意見を頂戴するということで、皆さんにお諮りし、そのように決まったわけでございますので、それはそれで委員会の決まったことに尊重していただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それは冒頭に僕も聞いたんですけども、本当に時間が余りにもなくて最後は走っていったのと、それと「え、これほど未実施な分が多いのか」ということと、この2つがありましたので、学識者の先生も呼んでやらなくてはいけないのであれば、やっぱり、もうちょっとそれを委員会でやらなくちゃいけないんじゃないかなと。本当にまだまだ大切な施策が残っていますので、ただ単に理事の方に、こうですか、ああですかということじゃなくて、やっぱり広く意見を頂戴してですね。

なぜそういうことを言うかといいますと、今まで実施した部分ありますね。例えば、さっ

き言った、人を呼ぶためのスクリーンですね。上牧町ではこんなことをやっていますという
ようなことですね。実施した部分で、例えば、「まきっ子塾」1つでも、もう本当に胸を張っ
て堂々と言えると思うんです。そやから、そういうこともひっくるめてですね。例えば、委
員会に出てこられた方も、まきっ子塾って知らなかった人もおられます。それから、今、ア
ピタでやっている事業ですね。あれもそうです。もう全てにおいて、上牧町、これだけやっ
ているのにもかかわらずPRが余りにもできていないということで、この創生総合戦略の検
証ということというのは、やっぱり未実施やから、未実施の部分というのは本当に大事やと
思うんです。そやからこれを、もう委員会は3回で終わったからというんじゃなくて、やっ
ぱりもっと完結するところまで行ってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今年度に関しましては、先ほど、私、説明させてもらったとお
りと思います。今後、また来年度もこの検証は行ってまいります。今回、未実施となったと
ころ、先ほど言いましたように、事業シートに今後の方向性を示させてもらっております。ま
たそれを見ていただいて、各課の考え方もおわかりになると思うので、今、牧浦議員から
のご指摘のように時間が足りなかったということですので、その辺も考慮して、また来年の検
証はそのように時間をちょっと多くとるようにしていきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 理事、ありがとうございます。本当に今まで実施されたことを胸を張っ
て堂々とPRして、上牧町に若者を集めていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。また、これからもまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証
に加わらせていただき、またよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は1時55分。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

◇服部公英

○議長（辻 誠一） 次に、8番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（8番 服部公英 登壇）

○8番（服部公英） 8番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い、質問を進めてまいります。

私の質問は大きな項目で3点になっております。

1つ目、ごみ問題について。本町の焼却場でのごみ処理をしていた24年度の場合は、焼却場の修理、改修費が直近10年間で6億9,384万4,000円になっていました。平成22年度を基準に算出しますと、可燃ごみ1トン当たり5万1,800円の経費が処理費用としてしているとありました。以前に1年間でごみの処理に幾ら使われているのかと質問しましたが、今回は、焼却を中止して、ごみの中継施設を稼働して民間に委託してからの1年間で1トン当たり幾らの経費がかかったのか。住民のごみ処理の負担がふえたのか減額になったのかを聞かせてください。今後ごみの減量に取り組むことが大切になると思います。今後を見据えて、どのようにごみの減量に取り組むのか聞かせてください。これが1つ目の項目です。

2つ目の項目は福祉政策について。介護予防日常生活支援総合事業については、市町村主体で行う地域支援事業の1つとして、地域の65歳以上の方々を対象にその人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業です。そこで、今回は住民の皆さんにわかりやすく、介護保険制度との総合的な利用の流れについて説明をお願いいたします。

3つ目、社会教育について。町民体育祭の開催される目的としては、町民の健康増進や親睦がありますが、2年続いた雨のため中止になりました。以前から開催されていた体育の日の祭日に戻してもらおうと、各地で行っている秋祭りの日程も16日前後にできるようになるので、来年度の開催日の参考にしてもらえませんか。日程調整の内容を聞かせてください。

以上3点が私の質問項目になっております。再質問につきましては質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） それでは、焼却場でのごみ処理について、中継施設を稼働して民間に委託してからの経費はどのようになっているのかというご質問でございますが、平成

28年の11月から平成29年10月の経費を算出いたしましたところ、1トン当たりの可燃ごみにかかる経費として、処理量が5,234.62トンで、トン当たり4万2,600円の処理経費がかかっております。それで、その直近の26年度、27年度、焼却を行っていた時期ですが、それにつきまして、26年は1トン当たり2万1,100円、27年におきましては2万1,700円の処理経費となっているところでございます。ごみの処理量につきましては減ってきておるにもかかわらず、経費が増大しておるという現状でございますが、これはこの要因はごみ処理の委託料が影響しておるものでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 委託するとごみの処理量が高くなるという判断は簡単にできませんが、焼却場を維持経営していたときの計算を含めると、5万1,800円かかっていたという22年度の話になりますけれども、近々の26年の説明では2万1,000円台ということから、4万2,600円と倍以上かかっているというふうには、今、答弁いただいたんですけれども、長い時間をかけて、これ、ずっと考えていくと、自前で持っていたときよりも今、民間に委託しているときの方が高いというふうには、倍かかっているというふうには、今、答弁聞いて理解したんですけれども、やはり、それを解決するためには住民のごみを出さないという意識を持ってもらう政策なり、行政指導なり、いろんなものを使って、指導することによって減らすことしか、もう今、上牧町には焼却場がないので、そういうことでごみを減らしていかないといけないと思うんですけれども、その政策については、どのようにこれから取り組んでいこうと考えておられますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 議員ご指摘のとおりでございます。ごみの減量が最大の課題であると考えております。したがって、今後の展開としまして、ごみの減量化、そして資源の再利用ということで、3Rをさらに推進しながら適正な分別、それによりまして、家庭から排出されますごみを減らすということに努めていくと。そしてまた、資源化やリサイクルに関しまして今以上の意識の向上を図るために、また住民啓発にしっかりと取り組まなければならないと考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 具体的な政策、例えば、福井県に行ったときでしたら、その地域のスーパーに行く住民の方々は必ずエコバッグを持って行って、ごみを持って帰らないような形で、まずスーパーでもバックから出して持って帰るとかというようなことをしているんですけど

も、そういうような民間との協力というか、民間に指導するなり、住民がそういう形で生活を送るように具体的にアピールするなど、そういう政策は考えていないんですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 現在のところは一応ごみの分別、分け方、出し方ということで、リサイクル、リユース、リデュースの保存版を各家庭に配付させていただきまして、また、広報等を使いながら啓発もさせていただいておるところでございます。それと、小規模家電、小型家電の回収ということで、ごみ減量と資源化ということで、上牧町役場の玄関並びに各公共機関等に設置箱を設置させていただきまして、そういう回収等行っておるところでございます。このごみの減量化、資源の再利用ということで、今後もしっかりと住民に啓発を行っていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） ごみの質問はこれで最後になるんですけども、山辺北西部協同組合と、そこに持っていけるようになるまでの期間、あと何年ぐらいあって、どのぐらいの期間を見込んでおられるのか聞かせてもらえますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 平成35年度に山辺広域の10市町村によります構成されました組合が建設の稼働がされるということで、それまで現状の体制で委託業務は発生していくということでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。またスムーズに移行できるように取り組んでいてもらいたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 介護予防日常生活支援事業を口で説明してもらおうというのは大変難しいと思うんですけども、用意してきてもらっていると思うので、とりあえず住民の皆さんに今回のこれまでの事業と変わったところ、一番変わっているところを皆さんに知っておいてもらいたいというか、私、この前、地域包括支援センターの運営委員会に参加させてもらって、私が理解できたんですけども、今回変わったところを住民の皆さんにちょっとわかってもらいたいと思って質問しているので、今回変わったところをまず説明してもらえますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今回、平成29年4月から新しい新総合事業を行っております。

その総合事業の中で2点変わったところがございます。要支援に認定された方や生活機能の低下を見られる方、両方ございます。その中で介護予防生活支援サービス事業が1つ、それと、65歳以上全ての方がご利用いただけます一般介護予防事業の2つに分かれました。

介護予防生活支援サービス事業と申しますのは、要介護認定を受けられた方、要支援1・2に認定された方が対象でございます。以前から認定を受けられて要支援とされた方につきましても、これまでどおり現行どおりのサービスを受けていただくことができます。そのサービスは訪問型サービスと通所型サービス、2種類でございます。また、新たに短期集中支援事業と称しまして、集中してリハビリを受けていただく事業もございます。緩い基準での緩和された通所サービスというのも実施いたしております。

続いて、一般介護予防事業でございますけれども、この事業は65歳以上の全ての方が利用していただいております。まず、代表的なものは地域体操教室。今現在9地域で実施いたしております。そのような運動系教室と、それと口腔機能向上のお口の健康という事業も行っております。それと脳の健康教室、これらが今までどおり、去年から行っております。この事業に取り組んでおります。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 今回、私、みんなに一番わかってもらいたかったのは、これまで要支援1・2、要介護1から5までというのが介護保険制度の申請による認定による介護が使える状況になったんですけれども、今回の総合事業の場合、これに対して、要支援1・2の前に事業対象者という形の制度をつくって、それが今回から始まったということをおもんに説明してもらいたかったんです。というのも、今言ったこの事業対象者という枠はこれまでになかった要支援1・2の前にもう一段階介護保険のような利用できる制度の申請によって認定されるということが今回から初めて導入された。これ、なかなか普通皆さんわかってもらえないので、65歳以上のお年寄りの方にもしっかりとわかってもらいたいという意味で質問しているので、その辺についての説明をお願いしたいんです。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 事業対象者、簡単なチェックリスト、窓口に来ていただいて、何が何で困っているのか、どういう自立をしたいのか、何を目標しているのか。住みなれた地域で、自宅で少しの支援で暮らしていきたいという要望の方、なりたい方が来られます。その中でその事業のチェックリスト、すぐにチェックリストをさせていただいて、すぐに利

用へと進んでいただくことができます。認定を受けるというのは、約1カ月かかりますのでその事業の対象者、支援というのはすぐに支援事業の対象になられるということでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 今回の事業で変わった点というのは、これまで認定作業というのは、要支援1、要支援2、要介護1から5の場合はお医者さんの意見書とケアマネージャーが問診するような形で、100項目にわたる面談。それによって3つ、パソコンで認定の判定をすることで資料を送って、あなたは介護度要支援1ですよ、要介護2ですよ、要介護度5ですよという判断は今までされてきました。でも、今回この事業対象者は、町の包括支援センターの方が10から20からのリスト項目をその65歳以上の人に聞いて、それによって包括支援センターの中で会議を開いて、申請をして、それで簡単に事業対象者として認定をするというような形に変わったということを知ったんです。

そういう制度の変わったところを説明していただきたいなと思っているんですけども、私が何か説明で、合っていますよね。部長はいてはりませんが、高田さんは会議に出席してはったんで、多分会議の内容を知っていると思うんですけども。

○議長（辻 誠一） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（高田健一） 今、服部議員言われたように、今までの流れでしたら認定調査員が申請者のところを訪問されて74項目のチェックリストでチェックを受けて、それと主治医の意見書を取り寄せまして認定審査会の方へ提出します。それで約1カ月かかって認定がおりてくるということになっております。今の総合事業に関しましては、チェックリスト、25項目でその方のチェックを受けて、それで大体流れとしては、その方で包括で話を決めていくという段取りになっております。大体その分、1週間から2週間ぐらいでその方に決定を下しております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 今までの制度とはそこが全く違うということは、今回初めてですよ。

4月から取り入れて、総合支援事業の中のそういう区分の一番最初に入り口をもう1つつけたというのは、介護保険制度を使いたい方に自由に使ってもらおうという意味も1つありますけど、介護保険制度が長く使っていけるように、使い過ぎにならないようにという分の考え方も入っているというふうに私、理解したんですけども、その点は間違いはないですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議員おっしゃいました使い過ぎにならないようにという目的の事業ではないと認識をしています。ただ、その方に合った支援というのが必要になってきますので、その方が、例えば、体を壊して入院されました。帰ってきて、もう一度自宅で自立したいというような考えの方もおられます。その場合は、短期的に集中してリハビリテーションを受けていただく。それで自立できるようになれば、一般介護予防事業の体操の教室へ行ってもらうとか、お口の状況が悪ければお口の教室へ行ってもらうとか、多様なサービスがありますので、その中でケアマネジメントをさせていただくということでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。私、1つ危惧しているのは、これまでは、今言ったように、医者意見書と74項目のケアマネージャーの質問、それとをパソコンに入力して公平な認定度を当事者に伝える方法をとっているんですけども、今回、来られて、窓口の包括の担当している方々だけで、当事者と包括の方々とケアマネージャーの人たちの話し合いだけで事業者認定するとかいう話ができるということで、申請ができるということで、申請の公平性が保てるかどうかというのを危惧しているんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） その方、いろいろ、さまざまな状態でございます。窓口へ来られましたらじっくりとその方の話を聞かせていただいて、どういう状態かというのも見せていただいて、介護認定が必要になれば当然介護認定を受けていただくという方向でありまして、介護認定までそんなの要らないよ、軽いんですよという方については、この事業対象者に導いていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。これ、日常介護支援事業というのは本当に大切な事業や、町の事業の中でも一番大切な事業であると思っておりますので、大変やと思いますけども、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

以上でこの質問を終わりたいと思います。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それでは、町民体育祭の日程調整についてご説明させていただきます。

以前は10月10日が体育の日で、議員おっしゃるように町民体育祭も10月10日に開催しておりました。その後、ハッピーマンデー法が実施され、体育の日が10月の第2月曜日に変更さ

れております。また、小学校の運動会が熱中症の対策として9月開催から10月の第1土曜日に変更しております。小学校の第1土曜日と体育の日の第2月曜日、ことしのカレンダーで見ると、小学校の運動会が10月7日、その予備日が8日、体育の日が9日になり、連続する3日間の間に2回開催することになりますので、参加者等にとっては大変忙しいスケジュールとなります。基本的には小学校の運動会は10月の第1土曜、町民体育祭は10月の第2土曜日を基本として、また平成30年度もこのような日程で決めさせていただきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 小学校の運動会の理由というのは理解できるんですけども、確かに昔からずっと10月の10日を体育の日と決めてやっていた。ことしも10日の日は晴れていました。たまたまでしょうけれども、長年の経緯からいうと、やはりあの辺が一番天気がいいのではないかなというようなことを思いまして、ことしの場合は大変雨が続いて、台風も毎週毎週週末に来て大変やったのはわかるんですけども、もとに戻していただけると、その次の週が秋祭りで、旧村ですけども、どこの自治会も祭りがあるので、10月10日の日曜日、祭日にしてもらえると参加者もふえるし、そういった形で、また今後考えてもらいたいなということ踏まえて質問しているんですけども、もう一度答弁いただけますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 教育委員会といたしましては、参加される方が参加しやすい日程調整でというのを基本に決めさせていただいております。平成30年度につきましても、学校、教育委員会、役場等々と日程調整しながら、また日にちを決めさせていただきたいとは考えます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 私の質問はこれで終わります。しかし、待ってくださいね。礼を言わないけん。社会教育の担当の方については、第二体育館の改修工事の折、図書館に夜勤として詰めていただいて、便宜を図っていただき、まことにありがとうございました。そして、使っている方は皆、喜んでいました。また今回、新しい第二体育館、使わせてもらいまして、すばらしくきれいな状況になっていまして、電気も明るくなり、各スポーツをするにしても大変使いやすくなったと思っております。本当にありがとうございました。以上です。ありがとうございました。

私の質問は以上です。どうもありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、8番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時30分。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇石丸典子

○議長（辻 誠一） 次に、1番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（1番 石丸典子 登壇）

○1番（石丸典子） 1番、日本共産党の石丸典子です。議長から許可をいただきましたので、一般質問の通告書の内容に従って一般質問をさせていただきます。私事ですが、この夏、またもや健康のありがたさを痛感させられました。これに関連した項目が3つ目に入っております。

それでは、今回3点の質問ですけれども、まず第1点目の国民健康保険の県単位化についてです。

この国民健康保険の県単位化は平成30年4月から始められますが、なかなか準備状況であるとか、保険の試算が公表されておられません。ことし8月末に都道府県は、国民健康保険県単位化に向けた第3回目の試算を厚生労働省に報告しています。これは新たな公費投入の1,700億円と激変緩和の試算も含まれています。上牧町では、ことし1月末の第2回の試算では1世帯平均約2万5,000円の引き上げとなりましたが、その後の保険料の試算についてお伺いいたします。

国民健康保険の県単位化の2つ目ですけれども、現在、町が実施している保険税の申請減免の継続についてお伺いいたします。

2つ目は水道事業と広域化についてです。

10月25日、上牧町、王寺町、河合町における水道施設の共同化に関する覚書が締結されました。共同化の内容は、上牧町、王寺町の配水池の余剰容量を県営水道緊急貯留施設の代がえとして、3町の緊急貯留池として活用するというものです。共同化に伴い、河合町では西大和配水池を小型化して更新する計画になっています。片岡台地域の水道料金への影響についてお伺いいたします。

2つ目は、県域水道一体化構想についてでありますけれども、ことし9月の衆議院解散で、水道事業の広域化や民営化を進める水道法改定案が廃案になりました。民営化になれば利益が最優先となり、課題が出てきます。世界でも水道の再公営化が35カ国、180件で行われています。そこで、奈良県での水道一体化構想についてお伺いいたします。

それと、3つ目ですけれども、上牧町地域水道ビジョンについてお伺いいたします。上牧町では水道ビジョンが平成25年2月に策定され、平成24年から43年までの20年計画になっております。今回は、配水タンクの更新と施設の維持管理計画をお伺いいたします。

大きな3つ目ですけれども、骨粗しょう症の予防についてです。10月20日は世界骨粗しょう症デーということで1996年に定められました。世界で約100カ国が参加をし、予防や治療への関心を高めようと始まったものです。ことし10月19日の奈良新聞で取り上げられましたけれども、大腿骨骨折の都道府県別発生率は奈良県が3番目に高くなっているという記事が出ました。これは、近畿大学や大阪医大の研究グループが人口10万人当たり発生率を診療を受けたレセプトから調査をされ、公表されたものですけれども、特徴として西高東低の傾向が出ているということが載っていました。たまたま私もこれに該当したわけですけれども、この傾向のヒントとしては、まず1番目に喫煙、多量飲酒、2つ目にはカルシウムやビタミンKの摂取、3つ目には運動、4つ目には医療機関の受診ということが挙げられております。骨折は寝たきりなどの要介護状態の原因になることが多いと言われております。骨折しやすくなる骨粗しょう症の予防と検査の取り組みをお伺いしたいと思います。

以上の項目であります。

再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） それでは、国民健康保険の保険料の試算についてお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 現在、保険料の試算ということでございます。経緯を申し上げ

げますと、10月に市町村会議において、同じ所得水準、世帯構成であれば県内どこに住んでも保険料水準が同じとなることを目指すという基本方針、標準的な保険料算定方法などが制度全般にわたって合意形成がなされました。その後、県が制度設計の内容を取りまとめました奈良県国民健康保険運営方針が策定されまして、奈良県のホームページ等で公表されております。

第3回の試算でございます。これは1,700億円の公費の投入、公費の考え方が示された後の試算でありますけれども、はっきり申し上げますと、まだ県の方が最終確認作業中でありまして、町の方には示されておられません。国保の担当課長会議、11月末にございましたけれども、そのときの回答でも試算、確認ができ次第速やかに提示するという回答でございました。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） しかし、それぞれの自治体で試算という形では出されているわけですね。仮係数なり、いろいろおりてきますから、それで試算はされているんだと思います。第2回の試算で多くのところで引き上げとなったということで、公費の投入であるとか激変緩和措置というのがされていると思うんですけれども、奈良県はなかなか公表されていないというのは、インターネットにも出てきませんから、それは確かにそうだと思います。今後、平成30年度以降の保険料を市町村が決定するんですけど、奈良県は平成36年度に統一保険料とするというふうな方針が出ておりますね。私も12月に公表された奈良県国民健康保険運営方針というのを一通り全部読ませていただきました。確かに、詳しいところはまだまだこれからだなというのはこれでよくわかりました。

市町村がこれからするのは、保険料方針を策定するというのが出てきます。それを策定して、平成30年度以降の保険料を決めるというところがポイントになるので、それも市町村と県の協議で保険料方針を策定するというので、この中で気になったのは、この5年間はいろいろな経過措置をするんですけども、早速来年から赤字を出さないようにというのが大きく取り上げられたのが印象に残ったんですけども、この保険料方針を決定して、最終的に3月の議会で条例改正なり新年度予算を上程されるんですけども、その間に議員への説明であるとか、住民への説明であるとか、国民健康保険の運営委員会にかけたりとかはその間でできるんですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 平成36年度に県は保険料の水準を統一するというのは確定さ

れております。その中で激変緩和措置の考え方もそれは示されておるところですが、まず3年ごとに市町村が運営方針を定める。保険料方針ですね、定めて、県とすり合わせて、ヒアリングを受けて検討するということで、その係数等が確定いたしましたときに保険料方針を策定する。それと、30年度の保険料についても検討していくというところでございます。かなりタイトなスケジュールになると思っております。3月に条例改正を上程するわけでありまして、その前に国保の運営協議会も開催しなければなりません。ただ、その運営協議会に出す前に、やはり議員の方々にはっきりわかりやすく説明をさせていただきたいと、そういうふうなスケジュールで行いたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 私の方のちょっと調べたのでは、国から確定係数が提示されるのは平成30年の1月というふうな情報を調べたんですけども、それまでは試算ができないということですね。試算というか、本番に近い形の試算ができないということですか。1月、年が変わらないと出てこないということですね。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） かなりタイトと申し上げました。年度が変わるといような見込みを立てております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） それで被保険者の方、上牧町では、平成28年度末で国民健康保険の被保険者の方が5,724人ですね。この国民健康保険というのはゼロ歳から後期高齢者の医療保険に入るまでの74歳までの方ですので、この県の報告の中でも平均的なのが出ていましたけれども、割合としたら74歳までの中の方で約30%の方が加入していると。上牧も29.6ぐらいな数字になっていましたから平均的なところになってはいますが、かなり多数の方が保険料が一体どうなるのかということでは大変心配されているところなんです。上牧町では基金がありますけれども、その基金の使われ方についてはどのような見込みですか。それは全て平成36年度に統一までに振り分けてというか、うまく見込んで取り崩されるというか。

これを見ますと、統一されれば、赤字は出ない、一般会計繰り入れもなくなる、繰上充用もなくなると、全て保険料で賄うような設定というふうなことで書かれていますので、その辺、国保の構造的な問題だとしながらも保険料で賄うというふうなところが基本になっているというのがすごい印象なんです。保険料で賄うために徴収強化をするということと、あと、医療費の適正化というところが強調されています。確かに、予防するということで、保

健事業なんか充実させることが大事ですけども、その辺のところは余り書かれていなくて、これまでやっていた特定検診等については余り効果が出ていないというふうな。確かに生活予防のところは長期のことですぐには効果が出ませんから。効果が出なくてもそういう予防の保健事業というのは大変大事なことだと思うんですけども、この奈良県の国民健康保険運営方針が本当に奈良県民の健康を守ったり、必要な医療を受けられるような観点になっているかなと思ったら、やはり保険料で何とか賄う、徴収強化をするということが大変出てきました。

徴収率についても上牧町は奈良県の平均を少し上回る形で、この数年間で大変改善してきているんですけども、この中では国保の運営方針の特徴では、保険料統一にするために適正な徴収、徴収率の目標設定ということで、被保険者規模に応じて収納率の目標が設定されていました。被保険者1万人未満は97%、1万から5万人は95%、5万から10万人未満は93%ということで、これは平成30年から32年の目標ということで収納率の目標の設定、これから見たら上牧町は97%の収納率ということが提起をされています。もちろん医療費の適正化ということでいろいろ点検があったりとかいうのは、一定必要な部分もありますけど、やはり、医療費を抑えるという観点が太く貫かれているなというのが印象でした。

その中で上牧町は統一されるまでどのように進められますか。基金の活用も含めて。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 県の運営方針に関しましても、36年度までは基金を激変緩和に、公費を活用して激変緩和に充てるということが定められておりました。町におきましても、やはり、36年度までは県の激変緩和策プラス基金を活用しての緩和策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） この激変緩和の国の指針というのは期間は6年間で、奈良県で統一されるまでの6年間だと思うんですけど、これは町で指針、町で激変緩和をするということが決められないんですね。県で計算式をつくって、それに合わせるというふうなことになっています。保険料がふえる可能性がある市町村においては、まず1つ目は市町村ごとの納付金の額を決定するときの配慮ということで、これも県がかかわってする問題ですが、もう1つは都道府県繰入金による配慮ということで、これは平成29年度までは調整交付金ということで県が交付するものですけども、これによる配慮と、3つ目は特例基金による配慮ということで、これは全国で300億円という基金を新たにつくるということでのあれですけど、激変緩和

和措置のこれらは町でどうこうというのではなくて、県で計算式をつくって、それに基づいた激変緩和というふうに私は理解したんですが、ところが厚生労働省では平成30年度に関しては払える保険料負担にするため、市町村の立場で激変を生じさせない配慮をすべきだということで、とりあえず30年度ということに限定になっていますけども、このことで激変緩和という理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 県の激変緩和と申しますのは36年度までの緩和策が計画されております。その県の公費を使った激変緩和策プラスアルファ、町の基金を活用してさらに激変緩和をする予定でございます。その町の基金で緩和できるというところの回答は得ております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） それで、上牧町の姿勢としては現行の保険税より上がらないように、同額程度に抑える、最低引き上がらないというふうな観点での考えでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 県の観点から申し上げますと、県全体の医療費の見込みから公費を差し引いた残りを保険料として集めると。その額として市町村ごとに納付金を割り当てるという方法でございます。市町村はその保険料収入をもとに県へ納付するという流れになっております。標準的な保険料の算出ということで県が36年までに統一を行いますので、その試算の係数を県が示していただくというところに至りましたら、町が保険料方針を3年間定めて保険料を設定するということでございますけれども、まだそのはっきりした係数が示されておきませんので、今はちょっと申し上げにくいところもございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） その点はお聞きをしておきます。

そしたら、保険料の試算ということはできていないということですね。その件はではお伺いしておきますが、それでは県単位化になっても、町の事業として行われる賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定、また保健事業などが引き継がれるということなんですけど、それにかかわって2つ目の項目なんですけど、町が独自で実施している保険税の申請減免など、そういう町独自の施策については今後どうなりますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 保険税申請減免の件でございますけれども、この件に関しま

しても、国保事務の共同化、平準化の検討のアンケートの中でさまざまな意見が出ております。上牧町におきましては、減免制度、かなりの優遇措置をさせていただいておりますので、後退のしないように、しっかりと県の方に要望をさせていただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） わかりました。いろいろ保険税の決定が県の示す係数によって決められるんですけども、あとの細かい納付者との相談であるとか、徴収のいろいろ業務とかは一番大変なところは、やはり上牧町にそのまま引き継がれてくるわけなんですけれども、あと、県からは徴収率を上げるだとか医療費削減というところは迫られますし、大変なところだと思いますけれども、国民健康保険法の第1条で法律の目的がうたわれていますけれども、この国民健康保険事業といいますのは、健全な運営を確保の上で、社会保障と国民保健、健康を保つ保健ですけども、国民保健の向上に寄与することを目的としているということですので、私は常々というか、議会のごとにたびたび申し上げるんですけども、社会保障制度の1つというふうな位置づけが要りますので、払えない方への対応であるとか、必要な方が医療を受けられるよう、そして、被保険者が払える保険料の設定ということに努めるべきだと思います。もちろん国や県の補助金が十分いただけるというのが最も大事だと思いますので、その辺をよく考慮していただいて、この保険料方針の策定をしていただきたいと思いますと思いますが、その点をよろしく願いしておきます。最後に一言お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 国民健康保険と申しますのは、国民皆保険を支える最後のとりでだと思っております。この観点から、やっぱり安定化を図っていく。それと医療費の適正化を図る。健診努力、特定健診につきましても受診率の向上を目指すというところがございますので、なるべく減免制度におきましても維持していきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） よろしく願いいたします。いろいろありがとうございました。文教厚生委員会でも少しお聞きをしたんですけども、なかなか奈良県は公表できていませんというのは少しはお聞きしていたんですけども、それにしても、ぎりぎりにならないと出てこないということでは3月の新年度の予算編成も大変ですので。その辺はまたご苦勞をおかけすると思いますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、次の項目、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 水道部長。

○水道部長（今西奉史） それでは、2番目の項目の水道事業と広域化について。

まず1番目の、議員のおっしゃるのには、西大和配水池の更新により片岡台地区の住民に対しては料金に影響するののかというご質問だったと思います。確かに、片岡台1、2、3丁目地区につきましては、河合町が水道水を供給している場所でございます。現在、西大和配水池にある3基のタンクを全て取り壊し、耐震化された1基をつくられるという構想は私どももお聞きしております。ただ、河合町でもこれから議会等で議論されていかれる。また、つくられること自体じゃなくて水道料金に対しても値上げの問題も多分議論されると思いますので、河合町の事務担の方に確認させていただいても、今は何ともお答えできないという返事が来ております。

ただ、議員がご心配されている片岡台地区については私どもも懸念はしております。ですので、今後につきましては、もし、水道料金等の変更の動きがあるようでしたら、河合町住民の方たちだけでなく、本町片岡台地区の方々にも十分な説明と協議をしていただきたいという申し入れはもう既にいたしております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。この上牧、王寺、河合3町の施設共同化では、上牧町においては何らこれまでと変わりはありませんということで、私も直接担当者からお聞きをしていたんですけども、この施設共同化の目的ということでは、人口の減少に伴う水道事業の減少ということで収益が減少するというのがまず大きなことだと思いますけど、それに加えて、施設老朽化に伴う更新費用の増大というのがありますけれども、これは3町施設共同化をしても、例えば給水のタンクであるとか、施設の更新はそれぞれの自治体であるという理解でよろしいですね。

○議長（辻 誠一） 水道部長。

○水道部長（今西奉史） はい、そのとおりで結構です。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） この目的の中で3つ書かれているんですけど、その更新費用が増大するから共同化を行うことによって経営の合理化を図るというのには直接つながっていないなど私はちょっと疑問に思ったものですから。

それと、あとは職員の削減、退職に伴う技術力の低下、人員不足ということでもありますけども、これ、3町施設共同化でこれが改善されるのかというとそうではなく、それぞれ水道局ということで、それぞれの町において担当職員なり技術者がいらっしゃるべきで、これも

全く合理化ではありませんけれども、上牧町においては、水道の職員、定数13人のところを現在9人で運営されていると思いますけれども、これ、技術力の低下ということですが、上牧町においては、しっかり技術を継承するような体制になっていますか。これも私、水道広域化の目的に入っているのが少し違うなど感じたものですから、その辺ちょっと。その更新費用の増大につながるのか、それが軽減されるのか、職員の技術力の低下であるとか人員不足が解消されるかのような説明は少し違うかなと思いましたので、上牧町の状況はどうでしょうか。技術職員ということの体制ですね。

○議長（辻 誠一） 水道部長。

○水道部長（今西奉史） 今、議員おっしゃられたように、確かに目的、要は人員の削減、退職に伴う技術力の低下、うたわれておりますが、それぞれの町の立場がございまして、例えば王寺町でしたら、今、浄水場、持っておられます。上牧町でしたら県水100%ですので、上水道の施設の人員は必要ありません。これにつきましては、王寺町また河合町も浄水場を持っておられますので、それを廃止して県水100%にされると。そういうことによって人員を削減されるということであつたわっているということで、上牧町の場合は浄水場を持っておられないので、この削減対象というのは直接は当たりません。

ただ、今後の退職等に伴い、技術力の低下、また人員不足は発生する可能性があります。これにつきましては、もう既にベテラン職員が新人職員に講習を行うとともに、毎年2カ月程度の研修を予定して、大阪水道局とかそういうところに研修に行かせて、技術力を低下を防ぐような施策は講じております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 上牧町、直近と申しますか、ことしに入っても短期間での異動等がありましたので、その点では技術を習得された方が課からいらっしやらなくなったり、異動をされるということで、業務が大変心配されますが、その点はでしょうか。しっかり継承されていきますか。

○議長（辻 誠一） 水道部長。

○水道部長（今西奉史） その件につきましても、前もって異動の通知、予定は報告をいただいておりますので、短期間の間ですが、引き継ぎ等させていただきますので、業務に支障ないような体制はとっております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） わかりました。じゃ、河合町の配水池の更新における料金への影響につ

いては、十分また説明いただけるようによろしく願いしておきます。

それでは、県域水道一体化構想についてお伺いしたいと思います。これは県知事が構想を示されたということで、それぞれの町にどうでしょうかということが打診されているというふうなことであらうと思いますけども、これについては上牧町はどのような見解でしょうか。

○議長（辻 誠一） 水道部長。

○水道部長（今西奉史） 今、議員がおっしゃられたように、本年10月に奈良県と県下28市町村による県域水道一体化構想につきまして、県知事の方から目指す姿と方向性が示されました。結論から、まず申し上げさせていただきます。県知事が目指しておられるところの県域水道一体化構想の最終形、構想の最終というのは、県と上水道実施28市町村による事業統合、これが最終的な目指すところだとお聞きしております。今般、水道事業が抱える問題としまして、人口の減少等による給水収益の減少、配水タンクや水道庁舎等、老朽化施設の更新や耐震化対応による多大な建設費用の支出増加。また、先ほどもお話しさせていただいたように、熟練職員の退職に伴う技術力の低下等が挙げられております。今後、この上水道事業を実施していく上で、このような課題に対応するには水道料金の大幅な値上げに頼らなければなりません。単独では水道事業の継続が厳しくなっていくことが考えられます。この市町村の問題を軽減するために県営水道と市町村水道を県域水道として一体として捉え、水源の適正利用、施設投資の最適化、業務の効率化を図る手法の1つとして、奈良県によって提示されたのが県域水道一体化構想であります。

この件について、上牧町はどのように考えているのかというのは、ただ、これ、私どもは、王寺町、河合町との共同化とか、今までの奈良県の水道事業のファシリティマネジメント等の会議にも出席しておりましたので、ある程度のことは耳にはしておりましたが、この市町村サミットで県知事が述べられたときには、ほとんどの市町村が寝耳に水ですか、初めて聞かれたという声が上がっておられたとお聞きしております。今後につきましても、上牧町もただ参加するかどうかの判断は最終32年度末、これに一応どういうふうな方向を示すのか答えがほしいということで県からはお聞きしていますが、上牧町におきましては、今後、全体協議会やその他によって今の現状を説明させていただいて、最終的な承認をやはり議会の方にしていただきたいとそういうふうには今は考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 平成32年度で参加するかどうかを決められるということですね。わかりました。お聞きしておきます。

それでは、上牧町地域水道ビジョンの更新の計画と維持管理の計画ですけれども、この項目については、9月議会で東議員の一般質問とも少しダブっているんですけれども、施設の耐震化を必要であるということで、一定のお答えはいただいているんですけれども、この上牧町の地域水道ビジョンでの20年間の計画でいろいろ示されていて、特に総合計画の基本施策の中では3つの項目がありました。周辺町と連携した広域経営の検討というのは、これ、とりあえず3町のこれが含まれていたのかなと思いますけれども、あと、配水タンクの更新事業の検討というところと計画的な維持管理と更新ということでお聞きをするんですけれども、特に管路の維持管理ですね。これが大変だというふうな記述になっていたかと思えますけれども、今後どのような計画でしょうか。

○議長（辻 誠一） 水道部長。

○水道部長（今西奉史） 最後の上牧町地域水道ビジョンについてお尋ねの件なんですが、確かに平成24年度に上牧町地域水道ビジョンを作成いたしました。しかしながら、先ほどの回答でも説明させていただきましたように、本年10月に奈良県知事の方から県域水道一体化構想について目指す姿と方向性が示された、このことにより県域水道、要は県の水道ビジョン、これも今後、見直されることとなっております。上牧町におきましても、現状や将来の課題を見据えた地域水道ビジョンに変更しなければならないと考えております。

そのときに、先ほど議員がおっしゃられたように最上位課題であります配水タンクの更新と水道庁舎等の施設の維持管理、また、先ほどもおっしゃられましたように、管路のこれからの更新、どのようにされるのかということで、このときにもう一度見直す予定でございます。ですので、新年度予算には経営戦略に委託事業を1つ用意しまして、アセットマネジメント等を踏まえ、最終的にはそれらを入れた上で、上牧町の地域水道ビジョンを見直す予定でございます。

ただ、管路につきましては、前回の東議員のときにも説明させてもらったかも知れませんが、上牧町の場合は管路、東京とかと違って比較的新しい管です。前もって傷んでいるところ、また下水道事業のときに耐震化に向けて整備し直しておりますので、これからもそのように維持管理には努めていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） わかりました。こちらの水道の事業に関してもやはり広域化ということで、県一本にするというのが課題になってきておりますけれども、どちらにしましても住民生活に最もかかわることですし、現在公営企業ということで水道事業行われております。県

に一体化となれば、ずっと先かもわかりませんが、また将来的には民間への委託も上がってくる気配があります。公営企業ということで、上牧町の水道事業ということで行っている以上、やはり公共の福祉の増進というふうな立場での運営が大事ですので、その辺についてはしっかり、維持管理であるとか更新も重要ですし、水道料金はなるべく抑えていくというのは大事ですので、その観点で今後とも取り組んでいただきますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 水道部長。

○水道部長（今西奉史） そのように、やはり住民の方に安心して安全な水を供給するためには、今後の事業の展開等もやはり細部にわたって見詰め直さなければならない時期かなと思っておりますので、今後、水道ビジョンを作成するに当たりましては、また議員さんの意見もいただきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。それでは、最後の骨粗しょう症の予防についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 上牧町での骨粗しょう症予防のための検査の取り組みであるとか、行事で取り組まれているのは、私、一部知っているんですけども、その上牧町の現状をお願いいたします。予防と検査の取り組みですね。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 骨粗しょう症と申しますのは、65歳以上で介護の必要になった人の11%が骨折、転倒が原因と厚労省の調査で言われております。高齢の方は日常生活の何気ない場面で転倒をしておられるということも、意外なことに住みなれた家の中で起こっているというの也被言われております。上牧町では20数年前から、超音波で測定する方法で健康相談というスタイルで実施をされてきておりました。近年はペガサスフェスタが開催されますので、毎年1回200人前後の測定をいたしております。この測定の結果、重症の方につきましては、保健師と管理栄養士が保健栄養指導等を行っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ペガサスフェスタのときにされていますね。希望者、申込書を書いていただいてされているんですけども、それ以外に町の予防事業として取り組んでおられるところもあるんですけども、この上牧町が発行している、40歳以上の方に配付をされている健

康手帳のところの22ページに骨粗しょう症検診の記録ということで記録をするところがあるんです。私、改めて見てみましたら、そういう項目があるんです。これ、上牧町の健康手帳ですけど。これ、見たら、上牧町が実施しているがん検診であるとか特定健診の記録をするところがずっとありまして、この中に骨粗しょう症もありますから、やはり上牧町としてもそれなりの大事な検診だというふうな位置づけとなっていると思いますが、これを機会に町として年間の予防事業の中に取り込まれるというのはどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） この検査につきましては、年1回の定期的を受けていただくという検査でありますので、フェスタのときに申し込んでいただいて受けていただく。また、食生活推進委員の方々にはカルシウムを摂取するための食事の工夫とか調理実習もしていただいておりますので、総合的に予防ができるのではないかと考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 奈良県が実施しています奈良県骨粗しょう症検診実施要領に基づく結果の報告書というのが手元にあるんですけども、この中で39市町村の中で骨粗しょう症の検査を実施している自治体は12自治体ですね。先ほど私が冒頭で言いましたように、奈良県の大腿骨の骨折の発生率が全国で3番目に高いということで、何も検診、これだけではないですけども、食生活であるとか日光浴であるとか運動であるのが、ずっと若いときからのそういう生活習慣であるとか食事のあり方、それが大きいと思いますけれども、骨粗しょう症であるかどうか、弱いかどうかというのをあらかじめ知っておくということで、注意するというのは大変重要だと思います。これ、奈良県では40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳というふうな年齢刻みでそういうふうな要綱になっているかと思っておりますけども、上牧町でもぜひ検討されてはいかがでしょうか。例えば、1回の補助、1,000円補助をするであるとか、ほかのところではそういうのがありました。

しかし、これ、受診状況を見たら、年間に10件であるとか余り受診されていないということもあるんですけども、これを機会に住民の方に健康管理をしていただくということと、骨密度の測定で治療が必要ならば治療をしていくというふうな啓発にもなりますので、ぜひこれは検討いただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 年1回の検査も大事でございますけれども、まず骨を元気にする食事と運動で骨を強くする。まず、そちらの方から予防対策として講座等を開きたいと

思っております。まず、牛乳とか乳製品なんですけれどもカルシウムとか、それを摂取するためにビタミンDとかKとか、そういうものの指導、それとウォーキングとか、骨に血液が行きましたら周りの筋肉も強くなると、そのような指導も積極的に行ってまいりたいと思っておりますので、まずその周知。その講座を開きまして、年に1回の検査を受けていただくという形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） その年1回の検査のあり方は、じゃ、検討されるということですかね。ペガサスフェスタの日だけではできませんものね。ほかに年1回、それぞれ受けてください。ペガサスフェスタ時は無料で受けられますよね。簡単な足のかかとのところとするやつですけども、正式な検査はちゃんと整形外科なり等のお医者さんでレントゲンで撮る形が一番詳しく出るといふうに聞いておりますけども、そういう形での検診の補助というのではなく、年1回は受けてくださいよというふうなことで啓発されるということでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ペガサスフェスタ、かなりたくさんの方々、好評で来ていただいております。その中で200人以上の方が申し込みされて、受けていただいているというところでございますので、その辺の啓発と、必ず受けて下さいということで予防と啓発をさせていただきますと思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 検査の器具をどこから借り入れてされているというふうな状況ですね。それであれば、その日に行けない方については、ほかの日にできるような検討もぜひいただきたいと思いますが、これはすぐに回答は結構ですので、年1回は受けてくださいねと。上牧町ではいついつのペガサスフェスタにやっています、11月3日にやっていますだけでは、そこになかなか合わせられませんので、もう少し多くの方が受けられるような配慮もしていただけるよう検討していただきたいと思いますが、これは今後お考えいただきたいということで要望させていただきます。それで結構です。よろしく願います。

これで全項目終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、1番、石丸議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時23分

平成29年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成29年12月12日（火）午前10時開議

第1 一般質問について

10番 康村昌史

7番 富木つや子

6番 長岡照美

2番 竹之内剛

11番 東充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友
まちづくり推進課長	杉浦俊行	環境課長	吉川昭仁
福祉課長	濱田寛	生き活き対策課長	高田健一
住民課長	岸田孝	保険年金課長	寺口万佐代
教育総務課長	塩野哲也	社会教育課長	森本朋人
政策調整課長補佐	野崎威志		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事に入る前に、ご報告申し上げます。本日の康村議員の一般質問におきまして、奈良県市町村政策自慢大会の質問があり、理事者側から大会の様子をスクリーンに映したいと申し出がありました。それを許可しましたので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（辻 誠一） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇康 村 昌 史

○議長（辻 誠一） それでは、10番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（10番 康村昌史 登壇）

○10番（康村昌史） 10番、自由民主党の康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

その前に、私の一般質問にかかわる新聞報道を読み上げたいと思います。2017年9月20日の朝刊、産経新聞でございますが、読者の声でございます。表題は、「自治体絡みの婚活に活路」。会社顧問で73歳の方からの投稿でございます。それでは、読み上げていきます。

結婚しない男女がふえているのを最近特に実感する。私の周囲にも30代、40代の未婚者が大勢おり、高齢者仲間の会話でもよくこの話題が出る。40代の息子2人が未婚だ、50歳の娘が独身で一緒に暮らしている、数え上げたら切りがない。少子化にブレーキをかけるためにも、まずは結婚して家庭を持ってもらうことが一番だと思う。そんな中、自治体が企画する婚活イベントが盛んになってきているようだ。東北地方のある市では、1年間で3,000人近くがイベントに参加。200組以上のカップルが誕生したという。市区町村主催の婚活イベントならば、誕生したカップルに住宅、仕事、保育などの生活面での手厚い支援を約束することもできるだろう。移住を促進すれば過疎対策にもなる。工夫を凝らした自治体絡みの婚活イベントに諸問題の活路があるように思うという内容でございます。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。私の質問事項は2点からなっております。1点目は上牧町の施策について、2点目は住民サービスについてでございます。それでは、質問の要旨を述べていきます。

1番目の奈良県市町村政策自慢大会について、以下の質問を行います。1、その目的、内容等の説明。2、上牧町の28年度までの奈良県市町村政策自慢大会への応募実績についてお尋ねいたします。3つ目が、平成29年度の上牧町のこの自慢大会への応募内容等を詳しく説明していただきたいと思います。

次に、2番目の住民サービスについてであります。ペガサスホールの有償ボランティアについて、以下の質問を行います。1、その内容等の説明。2、その目的。3、有償ボランティアを利用することのメリットとデメリットについてでございます。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、この奈良県市町村政策自慢大会の目的、内容等の説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） まず、奈良県市町村政策自慢大会の目的、内容についてご説明いたします。県の地域振興部市町村振興課が担当しております。県内市町村の職員がそれぞれの市町村の課題解決のため、政策についてプレゼンテーションを行うことにより、市町村職

員人材力の向上を支援するとともに、相互に今後の行政運営のヒントや課題解決の糸口をつかみ、団体間の健全な競争意識の醸成のため開催するものでございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よくわかりました。それでは、2番目の、上牧町では平成28年度までにこの奈良県市町村政策自慢大会へ応募されたことがあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） この政策自慢大会は県で今年度で5回目と聞いておりますが、上牧町におきましては今年度初めて応募し、特別賞を受賞いたしましたところでございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 私の本当に勉強不足で申しわけないんですけども、私はこの奈良県市町村政策自慢大会のことを知らなかったんです。ところが、毎月第2・第4水曜日の夜7時から9時まで、庁舎の2階でマリッジサポーターの勉強会があります。そのときに福祉課の水本さん、辻本さんらが何か賞をとったらしいと初めて聞いたんですけども、私はあんまり大したことはないと思って軽く聞き流しとったんですね。帰ってから二、三日して、ちょうど広報かんまき12月号が配布されて、それを見ますと、この特別賞を受賞したことが記事に出ておりました。私は本当にびっくりしたんですけども、先ほど政策部長からも説明がありましたように、これはすばらしい賞を受賞したんだということがわかり、私も上牧町の住民として誇らしい気持ちでいっぱいでございます。そこで私の質問でございますけれども、この平成29年度の上牧町の応募内容等を詳しく説明していただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 応募内容の詳しい説明でございますが、今回、11月10日に奈良春日野国際フォーラム薨～I・R A・K A～能楽ホールで政策自慢大会が開催されました。その中で、先ほどおっしゃいました福祉課の職員が代表してプレゼンテーションを行っております。発表のテーマは、「かんまき未来創造マリッジサポーター～おせっかいなOBACHANマインドでかんまきの未来を創造～」というところでございます。きょうは議長の許可をいただいておりますので、特別賞を受賞いたしました生の映像をぜひごらんいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時12分

○議長（辻 誠一） それでは、再開いたします。

（映像再生）

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） すばらしいプレゼンを見せていただきまして、本当にありがとうございます。もう時間もありませんので、最後に、福祉課の職員がこういったすばらしい特別賞を受賞されて今中町長はどうお感じでしょうか。一言お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 上牧町が特別賞を受賞した一番の要因は、他町でもいろいろ事業をやっておられるんですが、マリッジサポーター、昔でいう仲人さんを巻き込んで、養成をしながら町を元気づけようというのが一番大きな要因ではないのかなというふうに思います。1回やったら終わりというような考え方を上牧町は持っておりませんので、それがマリッジサポーターにあわられていると。「おせっかいなOBACHANマインド」ということになっているんですが、実際はおじさんもおられるので、おじさんには大変気の毒かなというふうには思いますが、そういうネーミングになっておりますので、おじさんもおばさんになってもらって、これから担当課でもしっかりと続けていくという考え方を持っておりますので、一人でも多くカップルが成立して上牧町に住んでいただけるように、引き続き根強く頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 本当にありがとうございます。今後とも福祉課の皆さんが頑張っているマリッジサポーターを応援してくださるよう心からお願いを申し上げまして、私のこの一般質問は終わります。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、2点目の質問に入らせていただきます。ペガサスホールは平成27年9月1日に再開されました。このペガサスホールの再開には、毎年多額の経費がかかるため、議会と理事者側は再開までかなり議論を重ねたという記憶がございます。その議論の中で、理事者側からこの有償ボランティアの提案があったと私は記憶しております。そこで、この有償ボランティアについての内容等の説明、現在の状況等を詳しく説明してい

ただきたいと思います。2点目が、その目的でございます。まず、この2点をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ペガサスホールは、おっしゃるように28年9月から再開しております。それに伴いまして、今、議員がおっしゃったように、何回となく議員懇談会を重ねまして再開に向けて協議していただき、再開するというところで進めさせていただいたわけですが、その中の1つとして、ボランティアスタッフを使うことによって借り手が経費を少なく使いやすい施設にするというのも1つの方法でございました。それに伴いまして、26年11月からボランティア講習会等々を行いながら、現在では男性6人、女性15人、合計21人で活動していただいております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、その目的についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 目的でございます。上牧町と地域住民が手づくりで舞台芸術をつくり上げるということを目的に活動していただいております。現在は、簡易な催しについてはボランティアスタッフに運営をしていただくことで、プロスタッフを使うことなく経費を抑えた施設の利用の運営ということで、経費を少なくするというを目指し努力しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、この有償ボランティアについて確認しておきたいんですけども、つまり有償ボランティアを活用することによって利用者がペガサスホールを安く利用できるという、そういう体制を目指しているということですね。それで、その場合に、ホールを使う場合には、舞台、照明、音響等のプロの方が必ず必要であると。その有償ボランティアの方たちにいずれはこの舞台とか照明、音響等のプロになっていただくように、そのような活動をされているのでしょうか。その点はどうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今、議員がおっしゃったように、以前はプロスタッフが、舞台、音響、照明の3つのグループに分かれて、2名ないし3名入っていただいております。プロスタッフの経費1人につき現在では2万7,000円という価格で、1人来ていただいております。ボランティアスタッフを使うことによって、舞台、音響、照明、1人ずつのプロスタッフ、プラ

ス、ボランティアスタッフの協力を得まして、安価な価格でペガサスホールを使っていたかどうかということで動かしております。今、議員がおっしゃるように、将来的にはプロスタッフのみでというのには限界がございますので、プロスタッフにそれぞれ舞台、音響、照明、1人ずつ入ってもらいながら、今後につきましても運営していきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） わかりました。ということは、舞台、照明、音響等は有償ボランティアだけで運営するということは考えていないと、必ず1名のプロは入れるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 必ずしもということではなく、借り手側がどれだけの技術を必要とするのか。例えば照明がピンスポットのみを使うということになれば、有償ボランティアのみで開催することもできますし、凝った音響、凝った照明等々を要望されるのであれば、プロスタッフの雇用は必ず必要だと考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、この有償ボランティアの方たちの管理運営、これを統括しているのは、私の考えなんですけれども、ペガサスホールの事務所にいる町職員等と思われるんですが、その辺の体制についてはどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ボランティアスタッフは、ペガサスホールで管理しております。運営につきましては、役場とボランティアスタッフが話し合いをしながら進めていっておるという状況でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） そこでお尋ねしたいんですけれども、有償ボランティアの方、その方たちはどのようにして音響とか照明等の勉強をされているのでしょうか。定期的にされるとか、そういうのはあるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ボランティアスタッフ講習会といいたいまいしょうか、技術のレベルを上げるための講習会を年10回程度開催しております。それによって技術を上げていただく方法と、実際ペガサスホール、貸し館で使っていただく場合、プロスタッフにより生の技術を得るということで2つの方法で進めております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 大体内容がわかってきましたので、それでは3つ目の質問でございます。この有償ボランティアを利用することのメリットとデメリットについて、どのようにお考えかをお話しいただきたい。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） メリット、デメリットでございます。メリットにつきましては、先ほどもご説明させていただいていますように、利用者にとって安価で使いやすい施設ということで進めさせていただいておりますので、それがメリットだとは考えております。デメリットにつきましては、特にはないんですが、貸し館を使用される方でたまにボランティアスタッフ以上の技術を要求される借り手の方もいらっしゃいます。そのようなときには対応できないことがございますので、デメリットといえはその辺がデメリットになるのかなと考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） つまり、デメリットなんですけれども、有償ボランティアでは対応し切れない場合にはプロを雇うんではないんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 中には音響、照明を自分で連れて、貸し館のみでという方は、自分が思うレベルの技術を持った者を連れてこられますので問題はないんですが、貸し館プラス音響、照明等々のスタッフを必要とされる場合、凝れば凝るほどプロスタッフが必要になってくる。プロスタッフが入るほど経費がかかってくるということになりますので、借り手側がボランティアスタッフでできないのかという話がたまにはございます。その辺で、できる技術、できない技術がありますので、その辺が先ほど説明させてもらったようにデメリットになるのかなとは考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） ということは、有償ボランティアかプロを使うかというのは、当然、利用者側の要請で決まるわけですね。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 利用者側の要請というよりも、どのレベルを望んでおられますかというのを貸し館に来られたときに聞かせていただいて、それだったらプロスタッフは何名必要ですねと、これだったらボランティアスタッフでいけますねという話をさせてもらいな

ら、なるべく安い経費でということボランティアスタッフを入れておりますので、その辺は話し合いをしながら進めていっているというような状況でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、メリットについてなんですけれども、確かに安価でできると。しかし、安かろう悪かろうではこれまた困るんですけれども、つまりそれなりの技術が有償ボランティアの方にちゃんとついているのかどうかという点が疑問なんですけれども、ですから先ほど勉強会のこと等を尋ねたんですけれども、その点について利用者からの問題点等はございませんか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほど説明させていただきましたように、どのレベルの技術が必要ですかという話し合いの中で進めさせていただきますので、ボランティアスタッフのできる技術の範囲は限られてきます。それで対応できる場合はボランティアスタッフで対応させていただきますし、やはりペガサスホール、貸し館で来られる場合は、技術的なレベルを必要とする方が多く借りに来られます。そのような場合は、ボランティアスタッフのレベルを説明させていただいて、やはりそういう方はホールの使い方、照明、音響等々のレベルはわかっておられる方ですので、比較的スムーズに話が進んでいっているという状況でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、最後の質問になるんですけれども、つまりペガサスホールの利用者はお客様であり、僕は神様だと思っています。だから、ペガサスホールを利用された方がリピーターとして何度もペガサスホールを利用していただくようにスタッフ等が必要だと思っています。だから、その辺で有償ボランティアをもっとうまく活用したいんですけれども、いろんな点で耳にすることがございますので、もう少しその辺の管理運営をしっかりとさせていただけたらと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 貸し館に来られる方は、リピーター等々の方もいらっしゃいます。貸し館に来ていただくということは、町にとっては収入ということでお金も入ってくることでありますので、なるべく毎年使っていただくという方向で運営させていただいておるのは当然でございます。ボランティアスタッフの講習会においても、技術レベルだけでなく、そういう面も入れて進めさせていただいておりますので、もしそういうふうなお話があるのであれば、またご連絡いただければ勉強にもなりますし、そういう形で進めさせていただきた

いとは考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） ありがとうございます。それでは、私の一般質問は終わります。

○議長（辻 誠一） 以上で、10番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は10時55分。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇富 木 つや子

○議長（辻 誠一） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆様、おはようございます。7番、公明党、富木つや子でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書どおりに一般質問をさせていただきます。

質問は、大きく次の3点でございます。1、町民の目線に立ったわかりやすい組織体制について。2、子どもの食と学校給食について。3、高齢者、障害者のごみ出し支援についてでございます。それでは、内容に入りたいと思います。

総務省によることしの人口動態調査では、国内の日本人は前年から30万8,084人少ない1億2,558万3,658人で、8年連続減少となり、30万人超えは1968年の調査以来初めてであるということです。人口に占める65歳以上の割合は過去最高の27.17%で、一方で出生率は100万人を割り込み、少子高齢化と人口の先細りが加速する中で、東京集中はとまらずという状況が相変わらず続いております。現在、全国で次世代にとってよりよい社会づくり、まちづくりをしていくために、若者支援や子育て支援の充実など、家族で安心して暮らせる環境づくりが進められています。

本町においても同様でありまして、子育て支援や高齢者・障害者支援の充実や教育の充実等を重点施策に挙げ、さまざまな事業が展開をされております。中でも子どもの育成は、時代とともに家庭や地域のあり方が変化する中で、妊娠、出産、子育てと切れ目なく支える仕組みがきわめて必要になってきました。これからは地域や社会全体の問題として、子どもにかかわるさまざまな問題を総合的に考えていくセクションが求められるようになると同時に、福祉にかかわる部門が町民にわかりやすく優しい窓口体制の整備についても重要となってきます。そこで、安心して子育てができる環境づくりとして、次の提案について町長のお考えをお伺いいたします。

大きく1点目の、町民の目線に立ったわかりやすい組織体制について。①子どもに関する手続や相談等を一元的に対応する支援体制として、子ども支援課の設置。②福祉部門に関する業務や相談等が町民の目線に立った組織体制であること。

それから、大きな2番目として、子どもの食と学校給食について。文科省は、子育て環境の充実に向け、独自に給食費を無料にする自治体がふえているため、公立小・中学校の給食の無償化に関する全国調査を実施しています。実態による成果や課題をつかみ、国として支援策の検討などに生かす方向です。今回の調査と同時に、給食費の徴収状況の調査も行われ、家族が抱える経済的な問題の把握など、初めて踏み込んだ調査も行われました。今回、文科省の来年度予算の概算要求では、主に学校が行っている給食費の徴収業務を自治体に移行させるため、徴収方法のガイドライン策定の経費として4,700万円が計上されています。国の方向性も含めた学校給食のあり方と考え方について、次の点をお伺いいたします。①学校給食の役割。②給食費の徴収業務体制。

大きく3番目、高齢者、障害者のごみ出し支援について。高齢化が進む中、筋力の低下や関節疾患がある高齢者にとって、大きなごみ袋や重たいごみを収集所まで運ぶのは大変な作業です。また、ごみ出しの曜日や分別のルールを覚えることも難しくなっています。近年、こうした身体機能や認知機能の低下によって、ごみ出しが困難になった高齢者の支援が課題となっています。背景には、社会の高齢化に加えて、核家族や地域のつながりが希薄化したことで、家族や近隣住民の手助けが得られない高齢世帯がふえていることが挙げられます。

環境省は、高齢者を対象にした地方自治体のごみ出し支援制度の普及に乗り出します。足腰の衰えで収集場所までごみを運ぶのが困難な人を支援するだけでなく、高齢者、また障害者の方々の見守り活動にもつながります。自分でごみを出すことが難しい方々への支援は

必要と考えます。本町の状況と取り組みについてお伺いいたします。①ごみ出しが困難な方の現状。②ふれあい収集の利用状況と今後。③ごみ出し支援の今後の取り組みについて。

以上が質問の内容でございます。再質問は質問者席で行ってまいります。担当課の皆様、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、大きく1の、町民の目線に立ったわかりやすい組織体制についてでございます。その中の、子どもに関する手続や相談等に一元的に対応する支援体制、子ども支援課の設置でございますが、町長にもお答えをしていただくんですけども、その前にまず、福祉部長にお尋ねをしたいと思っております。

国の母子健康法では、2020年をめどに市町村は妊娠、子育てまでを包括的に支援する子育て世代包括支援センターの設置を法的に位置づけております。この件につきましては、私は28年、それから29年と一般質問をしてまいりましたが、上牧町では31年に開設予定をされているということでございますが、この事業のポイントとして、重要点としては、妊娠期から子育てにわたるまでを包括的、総合的に支援するということで、相談支援、ワンストップ相談窓口の設置を盛り込まれておりますけれども、これは保健センターや福祉課が中心となって、また、必要となれば教育等やほかの部署ともつなげながら横断的に連携を図る事業、そのようにしていかなければならない事業でございますが、この辺は現場としてどのように重要点も捉えて、31年度に向けて進められるのか。それから、子ども支援課のことについてもお聞きをしたいと思っておりますが、まず、現場としてどのように捉えていらっしゃるのか、必要性も含めてお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議員さんが今おっしゃいましたように、平成31年に子育て支援センター、包括的に支援できるように整備をいたして予定をいたしております。重要性でございますけれども、包括支援センターでございます、妊娠期から子育てにわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的に相談支援を行う、提供するということでございます。また、27年4月に子ども・子育て支援制度がスタートしているわけでありましてけれども、この中で子ども子育て3法、これは幼児期の学校教育、保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進するために制定されたものでございます。子育て家庭への一元的、包括的なサービス

の提供ということで、先ほどおっしゃいました切れ目のない支援の体制整備という観点でございまして、やはり一体的に支援できる組織の必要性を感じているところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） このことについては、28年、29年といろいろお聞きをしまいたわけですけども、一番重要な点は、今、部長から言っていました。妊娠時から出産、そして子育てと、それから教育、子どもたちの育ち、学校における状況等も含めた上でどのように支援をしていくのかということで、体制が非常に重要となってまいります。それで、子どもに関する手続、相談等を行われているわけですけども、今、庁舎では、福祉課の中で職員さんがいろんな担当をされながら、相談、それから手続業務を行われているかと思いますが、一方で保健センターでも事業を行っているというような、2カ所で行われているような感じでございますし、いろんなさまざまな事業も展開を上牧町は非常に積極的にされているということで、ほかの市町村の職員さんからもいろいろと私もお話をお伺いすることがあります。その中で、ばらばらにというか、やはり一体的に総合支援となりますと、横の連携が大変重要となりますので、今言われたような体制は非常に必要かと思っております。私は今回、子ども支援課ということで提案をさせていただいておりますが、町長にも最終的にはお考えを伺うんですが、この必要性についてどのように捉えておられるのかお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 福祉課では、さまざまな手続関係、それと支援、相談に来られる方もございます。保育の関係、就労の関係、さまざまなニーズがございます。その中で保健センターは保健師がおります。ゼロ歳からの、もちろん妊娠期からなんですけれども、さまざまなニーズがございます。場所は離れておりますが、その都度、連携をとらせていただいて、保健師がこちらへ出向いてくる、福祉課の職員が向こうへ行くというような連携は必ずリアルタイムで行わせていただいております。同じエリアになるのが一番望ましいところでございますけれども、今のところはそういう連携のとり方、即座に連携させていただいております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） この庁舎の福祉課でいろいろ今言われたような手続等業務をされていて、必要なことはすぐ保健センター、保健師さんと連携をとられて、リアルタイムで積極的に行われているということをお聞きしたんですけれども、私はやっぱりこれからの子育て支援に対しての一元化というのはスピード感であるとか、それから内容的に相手に寄り添うと

というようなことも大変必要になってきますので、1つの場所で、後で言いますが、ある市町村ではやはり同じところに子ども支援課をつくって、子育て支援の世代の包括支援センターということで、保健師、また子ども支援課が一体となって対応をしていくというようなスムーズな対応と、家族に対して、その方々に対しての寄り添う体制をとっておられますので、その点については、やはり子育て体制については子育て支援課が大変必要になってくるかと思いますが、その点について、今、部長から現状をお聞きしたわけですが、その辺も含め、私はそのような子どもに関する手続、相談等を一元的に対応するためにも、その支援体制として子ども支援課が必要ではないのかなと、このように思っていますが、町長のお考えをここでお聞きしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 子ども支援課が必要ではないのかというご質問でございますが、今、担当部長もお答えをいたしておりますように、上牧町としても子育て世代の方々に転入をしていただいて、また、さっきのマリッジサポーターの話もございますように、家庭を持ってしっかりと子どもを生んでいただきたいというような施策も今実施をしておりますので、おっしゃっていただいているように、そういう1つの部署は私も必要であるというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。今後、そのような体制づくりを積極的に、マリッジサポーターも今、町長から言っていただきました。また、若いお母さんたちのママ就業支援にも積極的に取り組みながら、いろんなさまざまな事業を起こされて、若者の定住対策につなげていくということで取り組んでおりますが、やはりこのような、そういうふうな大きな目に見える形の中で、手続等についても小まめに、また、その方々に対しての配慮のあるような相談しやすい、手続しやすいというような、そのような取り組みも並行して同時に同じように大変必要になってくるかと思いますが、その点についての体制づくりも設置についてもよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 以前から、ある議員さんの質問の中にもございましたが、組織の見直し、これも必要ではないのかなというふうに考えております。このことについても今いろんな考え方を示しながら、来年の4月1日に向けてこれからしっかりと検討していきたいというふうに考えております。3月議会に合わせて条例の改正、また規則の改正等もございますので、

その準備をこれからしていきたいと考えております。また事前に議会の議員の皆様方にはお示しをして、説明をさせていただく予定もいたしております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。それから、次の質問に入るんですけども、これも子ども支援課を設置していただくという仮定の、そういうふうな体制になれば、その設置課も含めてそこに入れるという形で、福祉部門に関する業務や相談等が町民の目線に立った組織体制でなければなりませんので、このようなことを今回提案させていただきました。内容的には、本町は今、先ほどもお話をさせていただきました、いろんな事業、サービスを行われております。特に福祉関係では制度の変化、また事務的な事業も大変多くなって、相談体制についても向き合うという、細かい対応ということで大変難しいといいますが、時間のかかる、また1対1ということでデリケートな部分もございまして、そういう相談も対応していかなければならないということで、福祉部門にいろんな仕事の量が大きくなっているのではないかなと、このように思っているんです。業務体制の状況も、少し部長にお聞きしていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 福祉部門の業務体制の状況でございますか。まず、新規事業がさまざまな形で福祉部門に入ってきております。先ほどマリッジサポーターの件もあります。結婚支援の事業も進めております。障害関係、支援の必要な方、就学前の子どもさんに関する事業も行っております。組織的には今の状態で業務ははかどっているというところがございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、やはり住民の方にとりましては縦割り行政はかなりストレスになると思っております。理想は横のつながり、横展開を行っていく。そこが目的で、やっぱり業務を進めていくべきであると考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 私も今、部長がおっしゃいましたとおりだと思っております。今回の質問の一番私がお伝えしたいことは、町民の目線に立った体制づくりということです。今、さまざまに子育てを始めるとし、高齢者、障害者、教育というか、ほかの福祉関係のいろんな制度、対応を福祉課の中で各職員さんが担当されてやっただけでいるのが現実でございますが、福祉部門を、今、2000年会館は生き生き対策課と社会福祉協議会、それから介護事業の介護という方面で、今言ったような部門で、2000年会館、保健センターは使用をされていると思いますが、その体制を、2000年会館の活用の仕方といいますが、町民の目線に

立ったときに、介護のこととか障害のこととか子育てとかを相談しに行ったときに、施設の中で職員さんが出てきていただいたときには本当に丁寧に対応していただいているというのは住民の方々からお声はございます。だけれども、住民さんが行ったときに、自分が言いたいことはどこの窓口と言ったらいいんやろうということで、窓口はあるんですけども、内容的なことをどなたに言えばいいのかというようなこともときどきお聞きすることがありまして、私もこうですよ、ああですよと説明することがあるんですね。言いたいことは、2000年会館の窓口がもう少し明確に、町民の目線に立った案内板であるとか、それから仕切り、あれが何となく町民と町との距離があるのではないかな。その中で相談をしに行ったときに、相談しにくいのではないんですけども、対応はしっかりしていただいていますので、そのような構図とといいますか、そのようなやり方とといいますか、設置の体制とといいますか、そこらあたりを見直していただいて、開放的に、カウンターのところのガラス、仕切りを取っ払っていただいて、開放的な相談がしっかりとできるような窓口の体制にしていいただければ、やはり子育てのことに関しても、高齢者のことについても、障害のことについても、さまざまな相談を少ししやすくなるのではないかなと考えるんですが、そのあたりのことについても把握をしていただいているかと思いますが、町長に少しその点、わかりやすい相談窓口体制ということでお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっている2000年会館の遮断している部分は、確におっしゃるように、あのときはあの前で仕事、執務をしている中には、一般的に個人情報の問題もございますので、住民さんが入れない、入れないというような形で恐らく設計されたんだろうなというふうには思います。今おっしゃっておられるように、何か冷たい隔りがあるような感じで住民の方々も捉えておられる方もたくさんおられるんだろうなというふうには思います。ただ、今のあの部分を取っ払うと、撤去してしまうといったら、相当時間もかかりましてお金もかかるだろうなというふうに考えております。どういう形が住民さんにとって行政に接するときに行きやすいのかということも考えあわせながら、また、先ほどの組織の見直しもございますので、そういうものとあわせながら、それと相談の窓口としてわかりやすい、そういうものを目指しながら検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 議会で愛知県の高浜市の視察の研修の件では、お話が前の議員からもございました。いきいき広場、妊娠出産包括支援事業を研修してまいりまして、特徴的には、

前の議員からもありましたように、地域で子育てをやっていく、まちづくりをされているということで、先ほどの出産とか妊娠とかの子育てに関しての事業、その拠点はいきいき広場というところがあって、そこに全部1つの箇所にもまとめて、福祉課もまとめて、そこで事業を行っているということで、本当に住民の目線に立った事業だなということを感じさせていただきました。

また、先日は広陵町、お隣ですけれども、さわやかホールにお話を伺いに行きました。福祉部門がさわやかホールに全部一括して、そこで一元的に住民さんが来館しやすく相談しやすい体制として、すばらしい明るい開放的な、住民が来て、介護のことだったらここや、子育てのことやったらここやなどすぐわかるように、案内板がちゃんと明るく、また、保健センター、ここは子育てに関する支援課もしっかり設置をされていて、子育てと、それから保健センターが、しっかりと子育て世代の包括支援センターをそこでやられているということで、大変勉強になりまして、我が町でも本当にこのように財政面が一番頭が痛いわけですが、お金があったらすぐできるかと思えますけれども、その点とか問題点とか、今、町長も指摘していただいたような問題もありまして、大変厳しいところもあるかと思えますが、少しでも住民目線に立ったような体制づくりをお願いしたいと思えます。

それから、組織の編成については、まちづくり基本条例の中の第16条に、町は社会情勢の変化に対応し、町民にわかりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を上げるよう組織づくりを行うものとするということもこの制定の中にあります。こんなことから、少しずつ住民の目線に立った体制づくり、福祉の方々、またほかの各関係の方々も一緒になって、一括で皆さんで考えていただきながら、工夫していただきながら取り組んでいただきたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

わかりました。以上でこの質問は終わります。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 31年度から、子育て世代包括支援センターも立ち上げます。

そのことから、わかりやすく、立ち上げたときも看板をかけて、ここで包括的に相談支援を行いますよという住民目線に立った、わかりやすい見た目でも事務を行う上でもわかりやすく、行政目線ではなく地域の方々全て利用される方の目線に立ち返って、工夫を凝らしていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 1番目のこの質問については、これで終わりたいと思えます。

それでは、次に行きたいと思います。子どもの食と学校給食についてでございます。

初めに、この壇上でもお話をさせていただきましたが、文科省が今回、子育て環境の充実に向けての学校給食の無償化に関する全国調査を行いました。この点について、上牧町の取り組み、対応についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 議員がおっしゃるように、育ち盛りの子どもが家庭の状況に関係なく十分な栄養をとれる環境を整えたいとのことから、文部科学省は小・中学校の学校の無償化に関する調査について進められました。実際、家庭の状況によって自宅でバランスのよい食事ができていないと思われる子どもがいることから、家庭環境による栄養の格差をどのように改善するのかという点で、学校給食の果たす役割は大きいとは考えております。教育委員会といたしましても、保護者と学校との関係を大事にしながら、家庭環境による栄養の格差をどのように是正していくのかというのを今後も続けていかななくてはならないことかとは考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） アンケート調査、上牧町ではまだ無料化ということにはなっておりませんので、今、全国で大体約60市町村が独自で取り組まれているということがあります。今、給食の背景と、それから役割等についても部長から少しお話をいただいたと思いますが、まず、学校給食の役割ということについての前の段階で、今回この質問に対しては、私は子どもの食についても関連づけて質問をさせていただいております。それはどうしてかと言いますと、今回、公明新聞を参考にして質問をさせていただいているんですけども、文科省の調査の中での背景については、健康な生活を送る上で欠かせない食というのは、経済的に困窮している世帯の子どもは、そうでない世帯の子どもに比べて食事を食べない、バランスのよい食事ができていないというような栄養状況に格差が生じているという実態がございました。そこで、新潟県立大学の村山伸子教授が、ほかの複数の大学の教授とともにそのような共同調査を行うということでお話をされております。この中で今回、子どもの貧困問題がクローズアップをされておりますが、少し解消をしてきているという情報も新聞報道でもございました。しかしながら、家庭状況が子どもの食生活にどのような影響を及ぼしているのか、そのような研究はこれまで全然してこなかったということで、現状をきちっとここで把握をして分析する必要があるということで調査をされました。

また、文科省もそのことも含めた上での全国調査をされているんですけども、その調査

から見てきたことは、低所得者の子ども、家庭については、朝の朝食率が低い、朝ごはんを食べない子どもが多いということと、それから、これは特にお休みのときに高くなるということで、野菜を食べる頻度が少ない反面、魚、肉の加工品やインスタント麺を食べる頻度が非常に多いということで調査結果に出ております。そこで、保護者への調査についても行われたわけですが、ここで学校給食の役割が大変に重要になってくるかなと私は思いますが、この辺も考えた上で今は学校給食の役割ということでお話をいただいたかと思いますが、もう一度、この辺も含めた上でのご回答をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほどもご回答させていただきましたが、子どもによっては自宅でバランスのよい食事ができていないという子どももおります。家庭環境の格差も大きいということで、ネットニュース等々で教育委員会としても見させてはいただいておりますが、学校給食の役割というご質問と考えますが、やはり学校給食は1週間でいったら5日間毎日食し、十分な栄養を補給するというので進めているものでございます。やはり続けて栄養を補給していくというのは大事なことと考えますので、今おっしゃっておる貧困の格差等との問題もございしますが、学校給食の役割といたしましては、連続して食べ物を食べていくという大事さを学びながら進めていくものと考えておりますので、このような対策についても学校給食に課す役割は大きいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） この子どもの食については、NPO団体のこども食堂とか、そういうことも今は行われておりますが、しかしながら、それだけでは栄養のバランスのとれた食事を持続的にとなりますと限りがありまして、やはり学校給食の重要性、役割は大変大きなものではないかなと私もそのように捉えております。今、学校給食の実施率では、全国で99.2%なのに対して中学校は88.9%、全国の中でも神奈川県に次いで大変低いというような、25%の実施率ということになっております。その中で見てきたことの1つに、保護者への調査の中で、あなたのお子さんの健康維持に対して食事の量とバランスがわかりますかということで質問がありまして、特に経済的に厳しいご家庭では、わからないと答える割合が多くあったということと、それから、栄養の偏りは子どもたちにどのような影響を与えるのか。これはさまざまな臓器とか脳が発達していく中で栄養が不足すると、将来に影響が出てくるということと、それから、貧困の連鎖については学習支援の重要性が大変指摘されているんですが、きちっと食事を行わなければ精神的にも安定した状態ではなくなるし、勉強が落ち着

いてできないというような、このような調査も出ております。そのような中から、今回、質問の中に、学校給食の状況について、食のかかわりについてお聞きをしているわけですが、今回の調査の中で、この調査と同時に給食費の徴収状況等も行われましたが、上牧町についてはどのような状況なのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 給食費の徴収体制でございます。この体制につきましては、小学校の入学時に保護者から口座振替の依頼書を提出していただいて、毎月18日に口座振替により徴収しております。この口座振替の依頼書はほとんどの家庭から提出はしていただいておりますが、ごくごく少ない件数で出していただけていないという家庭もございますが、そのような家庭に対しましては、保護者の方が直接学校へ持参される場合もございますし、児童が持ってくるという場合もございます。この件はごくレアなケースでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） やはり上牧町においても少しというか、そのような状況が、徴収が行われていないという状況もあるということで確認をさせていただいたんですけども、今回、文科省の来年度の概算要求の中では、徴収業務を自治体に移行されるために、徴収方法のガイドラインの策定の経費が4,700万円ですけれども上がってきております。今おっしゃいましたように、そのような家庭については上牧町としてはどのような対応をされているのかお聞きします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 給食費の滞納はございます。徴収の仕方でございますが、うっかりミス等で口座に残高がなかったという場合は、次の月に2カ月分引き落とすという対応でございますよということで家庭にご連絡し、対応しております。悪質な場合に限り、学校の先生が家庭訪問もし、話し合いながら徴収しているというような状況でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ほかの近隣の市町村においても、児童手当と相殺というような方法もされているかと思いますが、上牧町についてはいかがですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 上牧町におきましても、保護者の承諾により児童手当から給食費という場合はございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） この件については大変いろんな問題点があるかと思えますけれども、文科省の給食費の徴収に関する調査では、未納者の割合は0.9%、未納者がいる学校は46.5%、未納者に学級担任が対応するとの回答は50.6%、督促方法として電話や文書が97%、家庭訪問は67.2%に上ったということで、未納の主な原因としては、経済的ないろんなものがあるということと、うっかりとか、わかっていてどうしてもいろんな状況の中で払っていないという問題が起こってきていて、保護者の意識の問題も61.3%ということで多かったという結果が出ております。その中から、学級担任と職員が未納に対しての対応をしているという実態もあるかと、このように報道されているんですが、上牧町についてはいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 基本的には、教頭先生を中心に家庭訪問していただくという体制をとっております。悪質な場合、教育委員会が同行して出向く場合もございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 学校の先生方の長時間労働とか、それはいろんなさまざまな観点からそのようなことが出ているかと思えますが、残業であるとか、そのようないろんな子どもたちに対する業務、対応等に追われながら、先生方は忙しくされているという実態がありますが、上牧町においても、教頭先生等も中心になって対応をしているということですが、今回、そのことも自治体でやるべきだというような意見があって、国での調査を行って、最終的には国が、さきの子どもの食と、それから給食について、身体的なもの、これからの将来に向けての人間形成であるとか、体の体調とか、いろんなことを含めたときに、国で支援するべきではないかなというような、徴収も自治体でというような方向性が今回見えてきているわけですが、そのことも含めて、全体的なことを捉えながら、子どもの環境づくりは大変重要かと思えますが、全体的に含めた上で、最後に教育長のお考えを、この国の方向性も含めた上でお聞きをしたいと思えます。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） まず、この学校給食は、皆さんご承知のとおり、はるか昔、明治の中ごろだと聞いておりますが、山形県のある小さな村で貧困家庭の児童に昼食を配給した、提供したということが始まりです。その後、1954年ですから、私がちょうど生まれた年、学校給食法が制定された。それが今や全国に広がり、至っていると。だから、今大体70歳前ぐらいの人から、学校給食法によつての給食の仕組みが確立されたというふうに私は理解しております。そもそも今るる説明がございましたように、学校給食の狙いは、毎日を健康で生

き生きと生活できるように食事、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけることの必要性を伝えると同時に、特に心身ともに成長発達の途上にある児童、生徒に、先ほどから出てきておりますように、栄養バランスのとれた食事を提供することが基本理念であります。また、家族等はもちろんですが、友達となごやかに食事を毎日、学校給食ですることによって、豊かな心や望ましい人間関係を育成することにもつながっていくのかなと、そんな大きな役割を学校給食は果たしているのかなと感じているところでございます。

そこで、少し視点を変えますと、今、大変重要視されておりますのは食育の関連性でございます。学校における食育の推進は、近ごろの子どもの食生活の乱れや子どもの食に対する正しい知識、望ましい食生活を身につけさせることができるように、学校では食育の推進を行っているところであります。ただ、今ご質問の学校給食無償化につきましては、そのことが実現可能か、実現可能になればそれに越したことはない、私自身も個人的にはありがたいことかなと思っております。先ほどのやりとりの中にもございましたように、給食無償化に向けての全国調査も進んでおるようでございますので、その結果を見ていきたい。給食費は今、小学校では月4,300円ぐらいですか、中学校で4,900円ぐらいだと、平均でそれぐらいだと聞いております。もちろん無償化になりますと、各家庭における家計の軽減負担にもつながりますし、子どもの支援にもつながります。とりわけ今出ておりましたように、公立小・中学校の教員においては、未納・滞納家庭の徴収の雑務と、本来の子ども教員の、私はもと教員でしたので、本来の教育活動に専念できるということになるわけです。私も現場に寄らせてもらったときは、もちろんお知らせ文書、また督促状のお願い、そして毎学期ごとに3者懇談のときに校長室に親御さんに来ていただいて、1日数名ずつ、このことについてお話をさせていただきました。その節は議員さんにも大変お世話をいただいたことを覚えております。それとは反対に、滞納者の急増に伴って、生活に苦勞しておられる家庭だけ対象にしているのかどうかと。また、保護者の規範意識等も、先ほど60数%の話も出てきましたが、分け隔てのない支給は意味がないのと違うのかというような市民の声もありますし、そのあたりは賛否両論があるところも事実でございます。奈良県におきましても、黒滝村とあと数村、無償化にしているところもありますが、それは山間部の人口の少ない自治体であるようにも聞いております。いずれにいたしましても、そのあたりのコンセンサスというのですか、意見の一致と合意を見ていかなくてははいけませんので、今後、上牧町といたしましても、国の調査、動向を見きわめながら推移を見守っていききたいと、そのように考えております。多くの方々の英知を結集していただいて、国を挙げてのスムーズな体制づくりができあがるこ

とを望んでいるところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 教育長、ありがとうございます。先ほど申しました新潟大学の村山教授についても、やはり社会としてどこにお金を使うのか、全ての子どもに食を等しく補償することは子どもたちの健やかな成長にとってきわめて重要であるということをつけ加えておられますので、私もやっぱりそのような考え方が必要ではないかなと思っておりますし、上牧町の子どもたちについても健やかに元気で将来いろんなことに希望を持って学校生活を送っていただきたいという面では、このような体制、国がということが本当に一番望ましいかなと思うんですけれども、そのようなことを願って、また状況等も皆さんと一緒に考えていかなければならないと、このように思っています。ありがとうございます。

では、次の質問をお願いいたします。ごみ出し支援についてお願いいたします。

高齢者のごみ出し、また、高齢者だけではなくて、いろんな障害者を抱えている方々のごみ出し支援について質問をさせていただきますが、環境省は今回、自治体のごみ出し支援制度の普及に乗り出すことになりました。このことを踏まえた上での質問になりますが、まず、上牧町のごみ出しが困難な方々の現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） ごみ出しが困難な方の現状ということでございますが、ごみ出しにつきまして、高齢者としておおむね65歳以上の方でも元気な方もおられ、また、障害をお持ちのお方でも軽度の障害であれば大丈夫なケースもございます。そのような中で、ごみ出しが困難な方の現状の把握となると、なかなかわかりづらいような部分がございます。ただ、介護保険の訪問介護サービスで生活援助の中の1つとして利用されている方もおられると伺っております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 現状にお話しいただいたんですが、その中でいろんな問い合わせ等は、ごみが出せないんだけども取りに来ていただけないかなとか、自治会からの相談とか、そのような現状の中での相談はあるかと思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） ふれあい収集ということで、平成22年10月から、日常生活の中で介護や介助を必要とする方、独居等の理由によりごみ出しが困難であるという世帯に対しまして、玄関先まで出向いてごみを回収するというサービスを実施しております。対象とし

ては、主に65歳以上の単身世帯で実施しておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） このふれあい収集、2番目に行っていたいでいるんですけども、そしたら1番に戻っていただいて、困難な方々からそのような問い合わせとかがあって、2番目になりますが、このようなふれあい収集というものがありますよとかおっしゃっていただいているかと思いますが、ふれあい収集に行く前に、全国的に今、支援制度を設けているのが1,740市区町村の22.9%、30%弱にとどまっています、支援のないところでは39.0%、ここは将来的には検討したいというような全国的な答えが今出ております。今おっしゃっていただいたごみ出しの相談は、私もよく受けることがあります。私も相談をかける前にもう自分が行った方が早いかなと思って行ったりすることもあるんですけども、地域のこのようなコミュニティも今は大変大事な状況になっているかと思いますが、みんなで支え合っていくということも大変に必要なことかなと考えているんですが、やはり町での制度をしっかりと扱っていくということが一番基本的なことでもあるし、その中でできない部分は地域でお世話をしましょうという形になるかと思いますが、この次、ふれあい収集がありますが、利用状況等についてお願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 先ほど説明させていただきました、平成22年10月からの実施ということで、ふれあい収集でございますが、まず、対象者でございますが、おおむね65歳以上の単身世帯で要介護認定2以上の方及び日常生活でけが等により常に介護や介助が必要となった単身世帯の方でございます。現在のご利用されている方といいますのは、22世帯の方が登録されており、なお、今後もこのふれあい収集につきましては継続しながら実施していきたいと考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 時間も迫ってきましたので、早足で行きます。このこと、収集の実施要綱はございましたでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） ふれあい収集の件でございますが、収集業務取扱ということで内規で定めておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 大体おおむねよそのことも調べさせていただいたんですけども、要

介護認定が1以上であるとか2以上であるとかばらつきもあって、障害者、単身者、障害手帳を持っておられる方とかあるんですけども、これはこれで必要なことですが、うちは2以上ということで、問い合わせいただくと、例えば退院してきた、すぐ動けない、重い物を持ってない、骨折をした、ステーションまで持っていけない、そのようなさまざまな状況があるんですけど、そのような方々についての対応といたしますか、その点についてはどのようにされているのかお聞きします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） いろんな方がいらっしゃると思います。その状況にいろんな形、状況もあると思いますので、ご相談いただきましたら、可能かどうかということもございますが、しっかりと相談させていただいて、できれば対応させていただきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） その点については、本当にくれぐれもよろしくお願ひしたいと思うんです。やはり出せない方は出せませんので、その点についてはやっぱりサービスとしてしっかり対応していただきたいということと、これはケアマネさんとの連携が大変必要になってきますが、これは私、暮らしの便利帳を見てもどこにもそういうようなことが、ごみのところにも福祉のところにも書いていないんですね。だから、もう少しそういうような点を広報していただくとか、お知らせしていただくとかいうこともしていただいて、そのことも含めて、この3つ目、今後の取り組みを充実していただきたいと思いますが、その点についてお願ひします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） ごみ出しの支援でございますが、先ほどから議員さんも説明されておられるとおり、環境省でも、高齢者の不調やトラブルの発見など、高齢者の孤独死を防ぐ福祉の面でも効果があるということで報道されておるところでございます。そしてまた、2018年度に各自治体のヒアリングを行いながら、事例集をまとめて、自治体の後押しをするということでございますので、人員をどういうふうにやりくりしていくとか、また訪問介護サービス等によるごみ出し等、ほかの高齢者見守りの活動等、そういった連携もいろいろな課題等の対応もあるわけでございますが、そういうふうな先進的な取り組みをしっかりと注視しながら、本町もごみ出しの支援につきまして、生き活き対策、福祉課等と横断的に点検をしながら調査研究をしっかりと進めていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） これからは高齢者の方々がふえてきますし、こういう状況も多くなつてきますので、こういう制度がありますよと、こういう取り組みがありますよということをしつかりお知らせしていただいて、皆さんに安心して暮らせるということで取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。答弁は今していただきましたので、ありがとうございました。

これで時間が来ましたので、私の質問は終わりたいと思います。長時間ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇長岡照美

○議長（辻 誠一） 次に、6番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（6番 長岡照美 登壇）

○6番（長岡照美） 6番、公明党、長岡照美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問項目は3つでございます。

1つ目に、住民票異動届の取り扱いについてでございます。総務省は、住民異動届の際に、来庁された届け出人の本人確認を厳格にし、虚偽の住民異動届の早期発見のための対策を通知しております。本人の知らない間に第三者が本人に成り済まして転出届や転入届を行い、転入先の市町村で国民健康保険証や印鑑登録証などを取得し、その証明書を悪用するといっ

た悪質な事件が全国的に多発していることを受けたものでございます。上牧町で未然に防止するための取り組みをお伺いいたします。1、転入届、転出届等の住民異動届時の本人確認について、2、住民異動届受理通知の実施についてでございます。

大きく2つ目の項目は、性同一性障害の方の保険証の性別表記についてでございます。松江市の男性が心と体の性が一致しない性同一性障害と診断されたことを受け、厚労省は、戸籍上の男性の国民健康保険証の性別欄を女性と記載することを認めております。性同一性障害などのやむを得ない理由によって国民健康保険の保険証などの表面に戸籍上の性別の記載を希望しない方に対して、裏面の備考欄に戸籍上の性別を記載した保険証の発行が可能になっております。上牧町での状況について伺います。1、当事者から裏面記載の申し出の状況について、2、ホームページでの掲載や裏面に記載できる旨の通知についてはどのようにされているのか。3、裏面記載の対象となる保険証についてお伺いしたいと思います。

最後の大きな項目でございます。胃がん予防のためのピロリ菌検査についてでございます。毎年約5万人が胃がんで亡くなっており、その95%はピロリ菌に感染しております。胃がんを大きく減らす効果があることから、ピロリ菌検査を実施する自治体がふえております。上牧町においても町民の健康を守るための取り組みをお伺いいたします。1、早期発見、早期治療につなげるピロリ菌検査の導入について、2、将来の胃がん予防のための中学生対象のピロリ菌検査についてでございます。

以上が私の質問項目でございます。再質問につきましては質問者席で行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） まず、住民異動届の取り扱いについてでございますが、平成17年2月23日付の住民異動届審査時における本人確認の取り扱いの通知が上牧町にも届いていると思っておりますが、虚偽の住民異動届の早期発見のための、また歯どめをかけるための対策、どのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 住民異動届の審査時における本人確認を厳格にするための処理要領、平成17年2月に総務省から通達を受けております。本町におきましてはまず、厳格に行っているところでございますけれども、本人確認の方法でございます。写真つき公的身分証明書、運転免許証、それとマイナンバーカード、それからパスポート、その1点を提示していただいて本人確認を行います。それ以外の場合でございますけれども、原則は保険証

とその他2点以上で確認、必要であれば家族構成等、口頭での確認で厳格に行っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） その個人情報を保護するための戸籍法、住民基本台帳法が改正されて、平成20年5月1日から戸籍、住民票などの請求、届け出時に本人確認を行うことが義務化されました。そこで対象となる届け出書類、どのようなものなのかお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 対象となる本人確認と申しますと、窓口の事務においてでございますか。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 例えば、住民異動届の転入届であるとか転出・転居届、その他届け出書類でございますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） もちろん、法令に遵守いたしまして、住民異動届出書と転出届出書を厳格に審査いたしております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 先ほど本人確認について、部長の方からご答弁いただきました。厳格に本人確認を行っているということですが、口頭での質問項目というのは、先ほどおっしゃいました以外にどのようなことがあるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 個人それぞれ相違がございますけれども、主に家族構成等を口頭で聞かせていただいております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、本人確認についてご説明いただきましたが、その上であえてお伺いさせていただきたいと思いますが、転出届の本人の確認書類が診察券などでも発行可能なのか、その点、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 写真つきの公的身分証明書であれば1点でございます。その他、それをお持ちでない方は2点以上で確認をさせていただきます。まず保険証、例えば組合員証、国民年金手帳、社員証、診察券等も該当いたしております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） それでは、名前の記入されたポイントカードであるとか、先ほど申しました診察券などで確認をして発行するという事はないということでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ただいまおっしゃいました、それ以外に口頭での質問をさせていただきます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） では、ポイントカード、診察券が2点、口頭での質問項目で発行されるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） はい、その項目で2点以上でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 実は町内で、保護者の知らない間に娘さんが行方不明になりました。住民票も他県に異動されておりました事件がありました。探し回る中で、異動先の市町村から住民異動届受理通知書が届いたことで異動先の住所がわかり、早期の発見ができたものでございますが、これには警察のご協力もいただき、連れ帰ったことですが、その連れ帰った一、二カ月後に、行方不明中に購入したと思われる商品の代金の請求書が自宅の方に届きました。本人を連れ出し、転居先で世話をしていたという者が、何十万もするものを買ってもらったと警察の方に供述したそうでございます。まさに連れ出された他県で本人名義の何らかの証明書が発行され、それによってクレジットで商品を購入させられておりました。町内でこのような、被害者と言いますが、このような事件があったことをまず知っていただきまして、より厳密な本人確認業務に当たっていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） もちろん、第三者の成り済ましによる転入・転出届を防止する策も考えております。まず、今おっしゃいました配慮が必要なご本人様でございます。上牧から転出される場合は厳格に本人の確認をさせていただきますけれども、転入先で本人確認ができない場合がございましたら、その自治体から、もとの住所に本人確認の確認通知を送られてきますので、ご家族の家の方に通知が行くことになっておりますので、それで確認がとれるものと思っております。配慮が必要な方におきましては、お勧めしておりますのは後見制度ということで、高齢者におきましても若い方におきましてもお勧めしているところです。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 次の質問、住民異動届受理通知書の実施についてに行きたいと思うんですが、先ほどから私が心配しておりますのが、診察券またはポイントカード等で、口頭等で本人確認が厳密にできたと言えるのか、その点、心配しておりますが、今後もその確認方法で発行されるのか、その点、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 住民の方が異動される場合でしたら、届け出を、住民異動届というのを出していただいております。国の様式にはございませんけれども、本町独自で、異動する旨の届け出をしますというところで、各担当課、まちづくりでありますとか上下水道、教育総務、各関連、福祉課、保険年金課でありますとか税務課とか徴収課とか、持ち回りで、ご本人さんが各担当課の方に出向いていただいて、それで処理を行っておりますので、本人さんの確認は、これで確実にとれると考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） その点についてはお伺いさせていただいております。

次に行かせていただきたいと思いますが、本人確認ができなかった場合、その場合に関しましては、その通知書によりますと、市町村長の判断によって届け出を受理した上で、届出人本人に対して届け出を受理した旨の通知をすることが考えられ、特に転出届について、本人確認ができなかった場合には通知することが適当であるとされておりますが、上牧町では、先ほど言いました住民異動届受理通知書の発行等はされておりますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 先ほど申し上げましたように、厳格に本人確認、各担当課に出向いていただいている本人確認、それと住民課で家族の確認をさせていただいておりますので、今のところ、本人の確認ができなかったという事項はございませんでしたので、通知は行っておらない状況でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 私は、この住民異動届受理通知書の実施については発行していただきたい、このように、きょうお願いしたいと思います。虚偽の住民異動届の早期発見のための通知書、今回の事例もあわせまして、早期発見で事件を最少で抑えることがあったという事例もございましたので、上牧町でぜひ、写真つきの証明書であったり健康保険証であったり、その2点以外の、先ほど申しましたように、ポイントカードであるとか受診券であるとか、

また口頭での確認という場合は、この証明書を発行していただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 本人確認のときでございますけれども、今まで事例はございませんでしたが、これから十分確認がとれない場合が出てくるケースもあろうかと思えます。その場合は、もとの住所地に本人確認通知、転出されましたよという通知を実施するのが当然でございます。全世帯に、全員の方に通知をするというのは、やはりご家庭の事情もございまして、残ったご家族の事情もございまして、それは不可能ではないかなと思っております。ただ、不十分な場合は本人通知を送らせていただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 私の次の質問にもかかわりますが、ただ、先ほど言いました、本人確認書を行政が受け取った場合、ご本人さんに、もとの住所に、このような本人確認を受理しましたという証明書を送りますよということを一言、了解を得て送っているということが他の行政で行われております。そのときに、住民異動届時における本人確認の実施については、やはり厳密にするということで、届け出された方が不愉快な思いをされたり、また窓口での混乱を避けるために、皆さんに十分周知することを通知されていると思っておりますが、その辺はどのようにされておりますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 各種の届け出の件、いろんな種類ごとに、ホームページでありますとか暮らしの便利帳でありますとか、庁内部の書類の伝達方法、流れにつきましても厳格にやっているところでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。それでは、この住民異動届の通知書、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の性同一性障害の方の保険証の性別表記についてお伺いしたいと思います。これは、心と体の性が一致しない性同一性障害などのやむを得ない理由によって、国民健康保険にかかわる保険証などの表面に戸籍上の性別の記載を希望しない方に対して、備考欄等に戸籍上の性別を記載した保険証などの発行が可能となっております。取り扱いについてお伺いさせていただきたいと思っておりますが、あわせて、性同一性障害のご理解や、また現状についての認識もお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 現状についてでございますけれども、本人の性別、性同一性障害の件でございますけれども、この件に関しましては、国の方から通知は来ております。本人の希望で戸籍上の性別等を表記しないで裏書きすることも可能であるという通達が来ておりますので、その辺を考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 性同一性障害の統計データでございますが、性同一性障害ですよということで医師が診断された数が、27年度末までに延べで2万2,435人いらっしゃいます。体が女性で心は男性の受診者が1万4,747人、逆のケースで7,688人となって、データでございます。全国の推計患者数は4万6,000人とされておりまして、2,800人に1人、また、診療にかかわる、治療にかかわる精神科の先生は、何らかの性別の違和感を持った人は1,000人に1人ぐらいいてもいいと考えてもいいのではないかとされている方もいらっしゃいます。上牧町でも実際に、私もそういう方とご相談を受けたりしておりますので、この保険証の性別表記については本当に切実な問題だなと思っておりますので、今回、質問をさせていただきました。配慮をいただけるということで感謝するものでございますが、そこで、当事者からの裏面表記の申し出の状況等はございますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ただいまのところ希望者はございません。過去にもなかったと聞いております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） やはり、こういう情報、皆さん全てがわかっているということでもないかと思えます。まだわからなくて、ちゅうちょされる方もいらっしゃると思えますので、ホームページの掲載や表面に記載できる旨の通知、それはどのようにされますか。その通知、ホームページ、お知らせをしていただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今現在は周知は行っておらない状況でございますけれども、ホームページ等で、性同一性障害などのやむを得ない理由によって保険証などの表面に戸籍上の性別、氏名等、希望しない方に関して、備考欄等に、裏面参照といたしまして、戸籍上の性別は男または女というふうな明記の仕方をしていきますよ、可能ですよということをホームページ等で周知していきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。やはり町内には性同一性障害で生きづらいなど感じている方もいらっしゃるかと思いますので、安心して上牧町で住んでいただくためにも限らない情報の提供、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に行かせていただきますが、裏面記載の対象になる保険証についてお伺ひしたいと思ひます。どのような種類の保険証が裏面記載に変更できるのか、その点、お願ひいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 国民健康保険で申し上げますと保険証、それと高齢受給者証、限度額適用認定証等、全てにおきまして網羅していきたくと思っております。この厚労省からの通達でございますけれども、国民健康保険、それと後期高齢者医療、それと健保組合、あと国民健康保険組合と、既に通知、通達されておりますので、全てにおいて可能になってきていると考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。申しわけございません、あえてお伺ひさせていただきたいと思ひますが、先ほどから、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合とありますが、このやむを得ない理由を何点かわかりやすくお願ひできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 心と体が一致しないというやむを得ない理由で、先ほども申し上げておりますように、性同一性障害を対象に回答させていただいております。この場合は医師の診断書、意見書等おとりいただいて、窓口で申請していただくというところがございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。窓口対応もデリケートなものなので、お気遣いいただきながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の項目の胃がん予防のためのピロリ菌検査について、お伺ひさせていただきたいと思ひます。

11月29日の奈良新聞に、奈良県立医科大学第三内科の医学博士の赤羽たけみ氏が、「胃がんのない未来を目指して」のテーマで基調講演の内容が掲載されておりました。その中で、我

が国の主な死因はがんが一番多く、がんの死亡率、罹患率はともに年齢が高くなると高くなり、生涯でがんにかかる確率は2人に1人、胃がんは男性の9人に1人、女性は18人に1人とのことです。がんの中で、胃がんは死亡率や罹患率がともに上位を占めております。死亡数は男性、女性ともに全国2位、奈良県は男性2位、女性3位、罹患率は男性が全国、奈良県ともに1位、ありがたくない順位でございますが、現実でございます。女性が全国3位、奈良県2位です。胃がんの検診受診率は全国で40.9%、奈良県は36.2%で、47都道府県中で41位と全国の中で最低のラインでございます。胃がんの場合、ステージ1で5年生存率は98.1%、つまり、胃がんは早期発見、早期治療で治る病気と言われております。上牧町の胃がんの死亡率、罹患率、検診受診率をまずお伺いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今、上牧町の胃がんの検診受診率でございますけれども、2.05%でございます。人数に置きかえますと322名でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 胃がんで亡くなったという数字はわかりませんか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 胃がんで亡くなったというのは、今データを持っておりませんので、お答えすることはできません。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 私は、このピロリ菌検査の導入につきまして、今回で実に4回目の一般質問になります。前回をずっとひもときまして、どのような答弁でどのような流れだったのかなということで検索しました。平成25年3月議会の答弁では、ピロリ菌が原因で胃がんを引き起こすことは明らかです。導入については前向きに十分検討を行うとの答弁をいただきました。また、26年9月の定例会では、胃がん予防について、ピロリ菌の導入を要望いたしました。このときも十分に検討を行うとの答弁でございました。3回目は28年の3月の定例議会、今の藤岡部長のときにピロリ菌の検査の導入を伺いましたときに、やはりかなり時間を要すると思われる。町内の医師会であるとか、また医療機関との提携等も考え、慎重に検討していくとの答弁がございました。反対に、私自身、どうすれば導入をしていただけるのかなということ、またどのような方法があるのかなということをお伺いしたいかなと、そのように思いますが、どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子）　たくさんの検討の時間をいただきまして、ありがとうございます。まず、胃がんの原因はピロリ菌ではなく、生活習慣病にも関係があるという考えは持っております。生活習慣病、暴飲暴食、たばこ、アルコール、睡眠不足、塩分のとり過ぎでございます。町では胃がん検診、まだまだ受診率が低率で推移しておりますけれども、これは健康増進法に基づく胃がん検診実施要領で実施をいたしております。ピロリ菌を除菌後も胃がんの発生はございます。胃がんの発生もありますから、まずピロリ菌を除菌で胃がんのリスクを減らすという考えは理解しております。除菌後も胃がんの発生の経緯もございましたので、胃がん検診も定期的に受診していただきたい、これは慎重に行っていきたいと思っております。胃がん検診は血液検査等、尿検査も実施できるというふうに聞いておりますので、ピロリ菌の駆除は必要性を感じておるところでございます。

○議長（辻 誠一）　長岡議員。

○6番（長岡照美）　今、部長のおっしゃった、そのとおりかと思えます。がん対策の1つとして、胃がんの原因の1つとされるピロリ菌検査の導入につきましては、葛城市で行っております。葛城市では、19歳から69歳の希望者を対象に集団健診によって行っており、自己負担金700円、年間予算73万円の予算計上をされて実施されております。奈良県でも2市3町が除菌検査を実施しております。また、住民の皆様もピロリ菌の除菌の必要性も認知される方も多くなりまして、上牧町でも除菌検査の事業の導入をしてほしいというお声もたくさん聞くようになりました。あえてもう一度、ピロリ菌検査の導入についてのお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（辻 誠一）　住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子）　くどいようですが、ピロリ菌を駆除したからといって胃がんにならないということは100%ございません。ただ、駆除していただいたら、なる確率が少なくなるというところでもありますので、これから、またもう一度検討させていただくことになるんですけども、集団健診の中で取り入れてはどうかという、担当の方と詰めている段階でありますので、そのあたりで検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一）　長岡議員。

○6番（長岡照美）　ありがとうございます。4回目にして前向きなご答弁をいただけたかなと、ぜひ進めていただきたいなと、このように思います。

それでは、胃がん予防のための中学生対象のピロリ菌検査についてでございます。これは、よくご存じであるかと思いますが、現在の中学生、高校生では5%が感染していると言われ

ております。除菌をしておれば胃がんの発生が大きく抑えられるということで、できるだけ若い年齢のときにピロリ菌の検査を行ってということで、中学生、高校生へのピロリ菌検査の助成を行う自治体も出てきたということですが、上牧町ではどのように考えられているのか、その辺をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 胃がんの予防という面で、ピロリ菌の検査、除菌が必要かと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、特定健診の中の一環として、集団健診の中で実施を検討していきたいと考えておりますので、当面は40歳以上でございますので、そのあたりから進めていく検討を行ってきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。本当に前を向いたご答弁をいただきましたので、私の一般質問は以上でございます。ありがとうございます。

○議長（辻 誠一） 以上で、6番、長岡議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は13時50分。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時50分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

◇竹之内 剛

○議長（辻 誠一） 次に、2番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（2番 竹之内剛 登壇）

○2番（竹之内剛） 皆さん、こんにちは。2番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、一般通告書に従いまして質問させていただきます。

前回の9月議会におきましては、第5次総合計画においての生涯スポーツの観点から質問

させていただきました。今回は障害者の方のスポーツ活動について質問させていただき、今回は、その内容に引き続き、小・中学校のスポーツ活動について質問させていただきます。

それでは、通告書を読みます。私の質問は大きな項目で2つに分かれております。

大きい1つ目、小・中学校のスポーツ活動について。

平成29年3月に公示された新教育基本法のポイントとして、体験活動の重視、体育・健康に関する指導により、豊かな心や健やかな体の育成が挙げられています。そこで、町内においての各小・中学校で行われているクラブ活動の現状について、質問いたします。

大きな1番、各小学校のクラブ活動について、①クラブ活動の種類、②指導者の実態。

大きな2番、各中学校のクラブ活動について、①クラブ活動の種類と所属している生徒の数、②指導者の実態について。

大きな項目2番目、スポーツ施設の使用状況及び設備について。

上牧町の総合計画には、公共施設について、複合化・多様化により、誰もが利用しやすく、誰もが集え、町民活動や世代交流の拠点として公共施設が活躍するまちを目指すとあります。そこで、今回はスポーツ施設について質問します。

大きな1番、スポーツ施設の利用状況について、①施設の種類と利用目的、利用者等の現状、②利用ニーズとマッチングのための取り組み、③有効活用に向けた取り組み。

以上が私の今回の質問になっております。続いての質問は質問者席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、1つ目の各小学校のクラブ活動についてお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 小学校のクラブ活動の取り組みにつきましては、個性を伸ばし、集団の一員として楽しい学校生活や人間関係を築く力の育成を目的に行っております。参加児童につきましては4年、5年、6年生で、年間計画により、月曜日の6時限目に行い、年間12回の活動をしております。クラブ活動の種類につきましては、卓球、球技、ホームメイド、パソコン、ダンス、ゲーム、イラスト、工作等がございます。

以上でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 4年生から5年生、6年生ということで、月曜日の6時間目、週1回ということで、年間12回とお伺いしました。それでは、このクラブ活動についてなんですけど

も、成績としての評価及び学校教育としての位置づけはどのようになっておりますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） これらにつきましては、成績等につきましては決めてはおりません。

学校教育につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、集団の一員として楽しい学校生活や人間関係を築くため、この授業を行っているということでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、扱い、くくりとしましては、理解は行事的な扱いというくくりでよろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 総合的な教育の中での時間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 理解しました。先ほど冒頭でも申しましたけれども、子どもたち、小学生、各児童において、目標として、集団の一員として協力して、よりよいクラブづくりに参画し、自主的、実践的な態度を育てる、4年生、5年生、6年生とお伺いしましたが、このことにおきましては、異年齢集団の交流を深めて共通の興味関心を追求する活動とすることで、週1回ということなんですけれども、例えば上牧3つの小学校においては週3回とお聞きしましたが、これはどの地域でもそうなのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 各学校で行事によって、今12回とお答えしておりますが、それが10回になったり11回になったりしているとは思いますが、計画している上では12回ということで進めさせてはおります。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 理解しました。それでは、次の質問なんですけれども、今答弁いただいた中で、各クラブの種目をお伺いしましたけれども、この種目なんですけれども、種目選択及び種目の決定はどのようにされていますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） この競技といいますかクラブの種目については、学校の先生の人数、子どもたちの希望、先生が指導できる内容等々によりまして、各学校でクラブの数を決めさせていただいて、子どもが第1希望、第2希望ということで出し、できるだけ第1希望にか

なえたいということで進めてはおります。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうしましたら、この種目を選ぶのには児童の意見も反映されていると
いうことの理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 基本的には先生が教えられる種目プラス児童の希望ということにな
っております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 理解しました。そうしましたら、これ、児童の数も含めまして、教師の
異動とかもあると思うんですけれども、毎年毎年その種目、例えば年度4月初めに、今年度
はどのクラブをやりたいと希望を聞いたり、先生の配置を考えてということで、毎年毎年変
わるということですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） できるだけ前年あったクラブを尊重して進めたいとは思いますが、
先生の異動等々もございますので、若干変わる場合もございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 理解しました。先ほど、答弁の中で、第1希望、第2希望とおっしゃっ
ていただいたんですが、もし第1希望に行けない場合は仕方なく第2希望に回るというとり
方でよろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほどもお答えさせていただいたように、できるだけ第1希望をか
なえてあげたいという気持ちはございますが、集中するクラブもございますので、そのよう
な場合は第2希望ということで、次に子どもが興味を持つ種目ということで、そちらの方へ
行っているという場合もございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） その辺は教職員の先生も入っていただいて、例えば友達関係もございま
すので、第1希望で漏れた場合、一緒に第2希望に行こうやとか、そういう配慮の上でうまく
まとまっているのではないかと理解します。

小学校、週に1回ということで、これは、もちろん全員参加の理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 全員参加でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 先ほども申しましたが、総合計画の中では、小さいときからいろんなスポーツに携わり、その中から得意分野を選んでいくという意味では、週1回であります、学校の中でのいろんなスポーツを体験できると。その他に、上牧町におきましてはスポーツ少年団がありまして、その中では、29年度においては、今年度、240人の参加をされていると。その他のスポーツクラブをざっと計算しましたら40人から50人、それと、総合型スポーツクラブの中で小学生が170人ほど、町全体でいいますと、正しい数字ではございませんが、約460から500の間で小学生がスポーツにかかわってくれているということで、3つの小学校の全体の人数を教えてくださいよろしいですか、今わかる範囲で結構です。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今、資料を持ち合わせていません。おおよその数を言うてはいけないと思いますので、また後で報告させていただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 人数の件は、詳しいことが出ましたら、またよろしくお願いします。

小学校におきましては、自分の好きなスポーツを選んで、スポ少においても学校のクラブにおいても自分の思いを遂げられているということで理解しました。

もう1つなんですけれども、指導者の専門性を問われるところがあるように思われたんですが、その点については、もう少し詳しく説明していただいてよろしいですか。専門性のある先生が必ずかわるのであるのか、もしくは、専門性はないけれども、担当として配置されるのかということです。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 種目によってそれぞれございますが、専門でない先生方もクラブの代表ということで入っていただいている場合もございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 専門性がなくても、学校の配置されている先生であれば、特に指導においてはプロという形で捉えさせていただきます。専門書など、いろんな形で、専門スポーツじゃないけれども、指導の範囲の、指導書などもございますので、その辺で勉強されているのかなと思ひまして、理解します。

それでは、小学生に関しましてはこれで結構ですので、次の質問をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 続きまして、中学校のクラブ活動についてでございます。学校教育活動の一環として、スポーツや文化活動に興味を持った、関心を持つ同好の生徒が集まり、教職員の指導のもとに、主に放課後に活動しております。部活動の種類ということでございますが、上牧中学校では運動系が野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、テニス、水泳、ソフトボール、バドミントンの9クラブ、文化系では茶花道、美術、吹奏楽、家庭科の4クラブがございます。続きまして、部活動の在籍者でございます。346人でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、上牧二中でございます。運動系が野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、テニスの6クラブ、文化系では茶花道、美術、吹奏楽、家庭科の4クラブがございます。部活動の在籍者は125人でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 詳しい数字をありがとうございます。部活動の部員の数なんですけども、今12月になります。4月当初、3年生、2年生、1年生ということは、3年生が引退する前になるんですけども、この数字は3年生が引退後ですか、それとも4月当初の数字でしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今の数字につきましては、11月1日現在の数字でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） としましたら、3年生においては、11月といいますと、ほとんどの生徒は引退しているということで、2つの学校を合わせますと471名と理解しました。ありがとうございます。

今、471名という、これ、文化系も合わせまして部活動されている生徒がおりますということで、上牧二中及び上牧中学校の生徒の数を教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 上牧中学校が410名、上牧二中が210名でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。今現在、上中においては410人中346名部活に入っている、上牧二中においては210名中125名が部活に入っているということで、この数字を引きましたら、その数は部活、文化部、運動部には所属していないという形で理解してよろ

しいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 学校のクラブに属さず、野球であれば、また別のクラブで活動している生徒もご置います。それも、文化系におきましてもそういうことご置います。それぞれの生徒たちが自分の興味を持ったスポーツ・文化クラブを選び、活動しているという状況ご置います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、100%とは言えませんが、2つの中学校の大体の、ほとんどの生徒は学校内の部活もしくは学校外での何らかの団体に所属して活動しているという理解しました。

その次に質問ですけれども、部活動の学校教育としての位置づけはどうなっているか教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 中学校のクラブ活動、技術を磨くというのも1つではご置いますが、団体生活を送るというものもご置います。1年、2年、3年が1つのスポーツで1つの成果を得るという非常に大事な経験をするということで、部活動は大事な教育の1つやとは教育委員会では考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 理解いたしました。それでは、今言われたように、勝つためだけではないというイメージを描いたんですけれども、部活動においての、これ、運動系になると思いますが、クラブ活動においての目的、信条という、スローガン等のことはありますでしょうか。目的、信条は一致しますかね、この場合。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それぞれのクラブで得る成果、目標とする成果はいろいろあると思います。成績を求めて日々練習しているクラブもご置いますし、楽しくといたら何ですが、みんなで協力しながら1つの競技を進めていくというものもご置います。それぞれがいいところを導きまして進めているというところご置います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今の答弁の中で理解しますと、勝利至上ではない、勝利至上主義ではないということで理解いたしました。文化部においても運動部においても、文化部の場合は勝

利至上ではないと思いますが、作法とか、そこは入ってくると思うんですけども、では、活動の頻度なんですけれども、1週間、運動部、そして文化部の頻度について教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 夏場の熱中症等々のこともございます。週1回、2回の休養日は持って練習してくださいということで教育委員会としては進めてはおります。子どもの体のこともございますので、土日は練習試合、ほんで、ふだんの5日間は練習ということになるかと思いますが、ふだんでも結構ですし土日でも結構です、週1回の休養日は与えるようにということで指導はさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今の分は運動部ですね。土日をなるべく休むようにするというので、文化部の活動は。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 文化部の方も同じように、これは体のことということではなく、休養日ということで、文化部は土日どちらか1日休んでいるとは思いますが、いずれにしましても休息日、休養日を与えながら進めているという状況でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうしましたら、文化部はほぼ土日は活動されていないということで、運動部におきましては土日を、1週間のうち1日は休むというふうな指導はしているということで、今現在の運動部に限って質問しますけれども、部活動の担当の顧問は学校の中での配置になっておりますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 運動系のクラブに関しましては、顧問の先生は全て教職員が当たっております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、1つ質問したいんですけども、土日の部活動って、先ほど答弁していただきましたけれども、勤務状態におきまして、例えば顧問の先生は今、教職員の方が従事するということをお聞きしましたけれども、顧問の先生は土日に労働になるわけですよね。その分の賃金、手当等をどのようにされてますか、もしくはボランティアかもしれないですか、わかる範囲で結構です。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 土日の先生の給与の対応ですが、今、資料を持ち合わせてございません。また後ほど回答させていただきます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうしましたら、今、運動部と文化部を説明していただきましたが、運動部のことでお聞きします。今、上牧中学校、上牧二中の方で分布といいますか活動する子どもたちの人数をお聞きしましたが、僕、資料を持っているんですけども、今、男子の野球部、上牧中学校におきましたら5名、上牧二中3名、そしてサッカー部が上牧二中は12名、上牧中学校は30名といった形になります。バレーボール、上牧中学校の女子6名になるんですけども、全て言うとも時間が流れますので、何が聞きたいかと言いましたら、団体競技におきまして、例えば野球であれば間違いなく9人制、9人そろわないと試合に出られない。サッカーは11人、そしてソフトボールは9人、テニスはシングル、ダブルスがございますので個人でもいけます。水泳も個人でもいけます。バスケットボールは5人制です。卓球もシングルとダブルスがございます。バドミントンもシングルとダブルとございますが、この私が持っている表でいきますと、例えば対外試合といいますか、練習試合を含めた公式戦などに参加できないクラブが出ていると思うんですけども、その辺はどのような対応を、練習だけで活動されているのか、それとも何らかの救済措置で試合に出る方法があるのかどうか、その辺をお聞かせいただけますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 例えば野球でいきますと、今、議員おっしゃったように、9名下回っているわけでございます。上牧中学校、上牧第二中学校、合同で活動しております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、野球を例に説明していただきましたが、これはほかの団体競技でも、団体の中での救済措置というのは全ての部活においてあるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 中学校の中体連というのがございます。その試合参加、試合に出場できるという項目の中に、合同チームでもオーケーということがございますので、いずれもそういう形で対応はさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 合同チームということで、練習試合であれば練習着で参加も可能だと思

うんです。公式戦になりますと、例えば学校のネーミング、いろいろユニホーム等あるんですけども、そのときのユニホームはばらばらなのか、それともわざわざ統一の救済措置の合同チームのものをつくらなければいけないのか、その点はどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） それぞれの学校のユニホームを着て出場していると思います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） わかりました。なぜ聞いたかといいますと、合同チームになってまたユニホームを新たにつくるとなったら負担が大きくなるので、人数が集まって要らなくなったら、それもまたもったいないなと思って質問させていただきました。

それでは、野球、サッカー、救済措置で試合に出られますよね。公式戦も出られるという認識でよろしいと思うのですが、例えば今、全国大会に、もし合同で予選を勝ち抜いて、全国の切符を手にしたという形、全国大会もそれで行けるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 出場するには問題ないとは思いますが、全国レベルまで行けば、また教育委員会で対応はしていかなければならないのかなという思いではおります。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうしましたら、この今持ち合わせの表の中の人数は少なくとも、練習をしっかりと頑張っていれば合同チームで救済していただける措置はあるということで、これ、先ほど野球では上中と上牧二中とおっしゃいましたけども、もし上牧二中が9人そろった、上中だけが3人だということになりましたら、それは町を超えての合同チームもあり得るのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今までも町外のチームとの合同チームという例もございます。大会に出場できることには変わりはありません。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、部活に入った子どもたちは特に試合に出られない窮屈性は考えられないなということで理解しました。ありがとうございます。

それでは、次ですけれども、こちらの部活動の数字を出してもらったものがあるんですが、例えば、上牧中学におきますと、非常に偏った分布図というか人数になっております。野球が5人対しましてテニス部が74人、この中ではテニスに70から80、集中している、前年度

もそうだったと思うんですけども、この分に関しましてはどのようにお考えですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほども説明させていただきましたように、クラブ活動は同じ種目
をしたいという個人の集まりですので、人数制限はなく、経験したいというクラブに所属し
て活動をしているという状況でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そこで、質問を変えたいんですけども、中学校において多いクラブ、
少ないクラブ、これは生徒自身が強制でなく自由に選ぶので、ゆがめられないと思うんです。
スポ少、スポーツ少年団ですね、町が推進しますスポーツ及びスポーツ少年団のことから観
点を変えてみたいと思います。上牧町におきましては、平成29年、スポーツ少年団が15団体
ございます。その中で10種目、軟式野球、サッカー、バスケット、テニス、少林寺、剣道、
空手、バレーボール、フットサルという、15団体10種目がございます。これは上牧町全体だ
と思うので、この子どもたちが校区に分かれて2つの中学校にまいます。入学をいたしました。
そうしましたら、この子たちは小さいときから、小学校のときに、自分の好きな種目
をやろうということで頑張ってきました。ところが、中学校に入りますと、上牧中におきま
しては、男子が7つからの選択、女子は8つからの選択、上牧二中におきましては、男子は
5つです、女子は3つの選択。これはスポーツクラブだけの表になるんですが、この辺から
考えて、スポ少で頑張っているんなスポーツをやってきたけれども、いざ中学校に行こうと
したときに自分がやりたい種目がないということになるんですけども、その辺はどのように
お考えでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 小学校、まきのはスポーツ少年団で、例えば野球をやっていた、必
ずしも中学校へ行って野球のクラブに入るのかというたらそうでもなく、サッカー、テニス、
違う種目を経験したい、違う種目がやりたいという子どもたちもおります。その関係で、必
ずしも、今、議員が言われるイコールの関係にはならないとは思いますが、中にはクラブで
そのまま、中学校へ行ったら小学校でやっていたクラブをできないという子どももおると思
いますが、議員もご存じように、今のクラブの数からふやそうとすれば、顧問等も必要にな
ってきます。先生の数は決まっておりますので、今おっしゃりたいのは新しいクラブ等々
の問題やとは思いますが、その辺、学校とも協議しながら進めていかななくてはならない
とは考えておりますが、教育委員会としては、今後につきましては、できるだけ児童、生徒

たちがやりたいようなクラブにかなえてやりたいという気持ちは十分ございますが、必ずしもそうなる状況ではないというのはご理解いただきたいとは思いますが。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ご説明ありがとうございます。先ほどスポ少の話をしましたけれども、スポーツ少年団のほかに、総合型スポーツクラブという話をさせていただきました。その種目の中には、ダンス、卓球、バドミントン、フットサル、陸上といいました、スポ少にない種目を反映させているスポーツクラブと聞いております。この中においても、この種目を入れると、先ほど答弁していただきましたけれども、数少ない中で入って、もちろん個人が、僕は空手をやっていたけど、中学校でバスケットするねん、これは非常にいいことだと思います。ところが、例えば、剣道をやっていました。剣道をやっていたけれども、どうしても剣道をしたい、陸上をやっていたけれども、どうしても陸上をしたい、この場合、どのような進路を選択されているのかという懸念もされるんですが、その辺は、小学校から中学校に上がるときに、私学受検もあると思うんですけれども、そのほかに、仕方なく、ここの中学校には種目がないので籍を移してそちらに行くとか、そういう実態もあるのではないかと思います。その辺は教育委員会で把握されておられますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 小学校から中学校へ上がるときに、クラブ種目によって、転校して学校へ行っているという例は教育委員会には届いてはおりませんが、先ほども言いましたように、できるだけかなえてあげたいということもございますので、その辺につきましては、また学校、教育委員会で協議しなければならない案件やとは思いますが、先生の数のこともございます。今後また協議させていただきたいとは思いますが。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 事案が少しあるんですけども、ある児童がバレーボールをしておりまして、男子です、校区に男子のバレーボールがない。そうしましたら、お母さんの実家が他の市にありまして、そこの中学校にはバレーボールがあるので、僕はそこに引っ越してバレーをするんだと、行った子がおりまして。なぜこの事案を説明したいかといいますと、バレーを小学校でやっていて、この子は全国大会に行って3位か2位かになったんです。バレーをやりたい、でも、ないからできないので引っ越してやると。この子、入学しまして、不登校になりました。これは非常に社会的な問題かなと捉えているんですけども、いじめに遭いました。バレーボールを全国級で行ってますから、1年生から上手なんです。上手だから試

合に出してもらえます。ところが、1年生からしたら、いろいろ、やきもちやら出てきます。そのときに、小学校からいた幼なじみがもしいたらば、うまく人間関係でいけたかもしれませんが、ひとりぼっちだったんです。その子はどうしたかといいますと、おばあちゃんの家から通ってましたけども、お母さんとお父さんがいたたまれなくなって引っ越されました。その子は今、中学生でいってますけれども、そういう事案が起こるので、このクラブ活動、たかがクラブ活動の数字として捉えられるかもしれないんですけれども、そういう事態も出ております。

他の種目におきましても、小学校からやっていたけれども、中学校ではなかったと。これは陸上競技になりますけれども、全国大会に出場しまして、奈良県で初めて全国で優勝したという小学生がいました。この子におきましては、中学校に入ったら陸上はないという見切りをつけておたらしくて、僕はサッカーをやるんやと、サッカーを3年間やって、今中3になっておりますけれども、そんな子、もしクラブがあれば、計画にもありましたけども、アスリートを育てて、いずれ帰ってきて指導者になってもらいたいという生涯スポーツの理念もあります。その中で、もし中学校でやっていたら、これは理想ですけど、事実じゃないんですが、どんどんどんオリンピックや世界につなげていったのではないかと思います。その芽を摘むことになったという2つの事案なんですけども、こういう事案があるんですけども、今お聞きしていただいて、どのように思われますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今、2つの事例を聞かせていただきました。かなり厳しい事例やとは考えております。とは言いながら、先ほども何回も同じことを言っておりますが、先生の数に限りがございます。できるスポーツ、できないスポーツ、ふやせるスポーツ、ふやせないスポーツ、いろいろございます。全ての子どもをの思いをかなえてあげるというのは非常に大事なことやとは思いますが、物理的なこともございますので、その辺、先ほどからも何度もご説明させてもらってますように、学校と教育委員会との協議のもと、次年度のクラブについては、どういう対応をしていくのかというのは考えていかななくてはならないことやとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 答弁ありがとうございます。

そうしましたら、今、物理的に教師の数が足りない、生徒が減っていくと、もちろん同じように減っていくのかという想像もできるんですけども、提案としまして、教師の数が減り

ましても、部活動に従事する、部活動をふやすこともできる方法、そしてその方法を推奨する国の施策というのにも新しい指導要領の中にも含まれながら、今から資料で説明させていただきたいんですけども、少し読ませていただきます。

これは、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築についての資料から少し引用させていただきます。これまで主たる担い手は教師であった、教師が業務の主たる担い手であるが、業務の一部はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフとの役割分担や地域との連携、協働により、教師以外が担うことが可能なものも存在している。教師が担ってきた業務のうち、教師の業務量や地方公共団体等での取り組み、教職員の分業体制等を参照し、役割分担について特に具体的に議論すべきと考えられる業務として挙げられていることがここにあるんです。これはほかに担っていただいてもよろしいのではないかとこのところが1番から9番まであるんですけども、登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける児童、生徒の見回り、補導時の対応、学校、地域ボランティアとの連携調整及び児童、生徒の休み時間における対応、ここには校内清掃も書いてございます。その中に、部活動というのがあります。今回、部活動について、少し説明させていただきます。

部活動。中学校の部活動は、生徒の自主性を尊重しつつ、スポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として、教育的側面や部活動の様子の観察を通じた児童、生徒の状況理解等の意義がある。中学校学習指導要領では、新学習指導要領の方です、これは今年度3月に公示されたと思いますけれども、部活動は教育課程外であるが、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとされており、地域や学校の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うように示されています。したがって、部活動については学校の業務と位置づけられ、現状では教師が担わざるを得ない状況であるが、教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいます。しかし、競技等の経験がなく、部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には、負担を感じている場合もございます。部活動の顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への部活動指導の充実の観点からと示されております。ここでは、外部人材の活用を積極的に行うとともに、大会等の主催において、関連等の規定を行い、部活動指導員に引率を与えるということです。

これを説明しましたら、先ほど部長がおっしゃいました、教師が少ないので部活動を担え

ないというところで、この観点からいいますと、社会資源において、いわゆる外部コーチのことを指していると思うんですけども、その辺は今、大阪も進んでおりまして、外部コーチが非常に反映されております。奈良県でも、もちろんございます。その件に関して、物理的な解決方法はあるのではないかと考えますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 私が先生には限りあると言ったのは、少ないという意味で言ったわけではございません。その辺はご理解いただきたいと思います。

今おっしゃっておられる学習指導要領の改訂、生きる力を育むということで、29年3月に改訂されております。学習指導要領、小学校については平成32年から、中学校については平成33年から実施ということで、移行期間を設け、改訂していく動きが国から示されております。今、議員おっしゃるように、この学習指導要領の中に、体験学習の教育的意義、体育、健康の指導という中に部活動という項目がございます。教育課程外の学校教育活動として、社会教育関係団体との連携による持続可能な運営体制をとということでございます。これは国から示されておる働き方改革の中の1つでもございまして、教員の長時間労働解消ということで、外部コーチの導入というものがございます。今、この学習指導要領、国から示されておる働き方改革等々、教育委員会としても受け入れ、顧問にかわる指導者をということでございますが、あくまでも学校との話し合いにより、スポーツクラブにつきましても、けが等々のこともございますので、これらのことも含めまして、また今後、この学習指導要領が始まる、中学校は平成33年から、この時期を目指して考えていきたいとは考えます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 新しい指導要領に基づいて33年からと今お聞きしましたけども、今は29年、来年30年になります。まだまだ先の話になるんですけども、少し観点を変えまして、今、学校内の問題について議論しましたけれども、1つ、保護者の方、そして子どもたちが、中学校に実は部活がないのわかっているんですけども、これから先、きょう上牧二中で中学校の説明会が行われると思うんですけど、その中でも質問が出ると思うんです。そして、もしかしたら個人的に教育委員会にお尋ねになられるかもしれません。そういったケースは過去にありますか。例えば、部活をつくってほしい、男子バスケットがないからつくってほしい、そういうケースはありましたか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 直接、教育委員会に来られてという話ではございませんが、学校の

方へ保護者の方が相談されておるということはあったとは聞いております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 理解しました。先ほどの引用の資料なんですけども、その中に、結びの方で、いろいろあったんですけども、部活動は必ずしも教師が担わなければならない業務ではないということも示してあります。ここは、声を大にするまでもないんですが、しっかりと伝えたいことがあるんですけども、子どもたちや保護者の方、どうしても教育委員会は敷居が高いと思うんです。何でも言ってきていただいたらいいのになと部長も、この前もいろんな質問の中で言っていただきましたけども、なかなかやっぱり敷居が高いと思うんです。それで、ここに示してあるのは、その解決方法としまして、部活動には自主的、自発的活動で、学校でも、ここ、大事やと思うんです、学校だけで決めるのではなくて、教師と保護者、そして生徒が本音で話し合い、今後のあり方を考える必要があるとあります。これはお願いとして申し上げておきますけども、その辺に関しましてはどうですか、話し合いの観点です。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） クラブ活動のことも結構ですし、児童、生徒の生活のことも結構です。何でも教育委員会の方へご相談していただければ、いつでも誰かが対応できるということで体制は整えておりますので、ささいなことでも、来にくいというのであれば、電話でも結構です。一報いただけるのであれば出向くことも可能ですし、その後の手法につきましては、いろいろ考えられると思うんです。まずご相談していただいたら、解決できるものもございますので、そのように議員も耳に挟まれたら、そういうことでお伝え願いたいと思います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今答弁していただいた優しいお言葉を聞いていただければ、保護者の方もお喜びになられると思います。

次に、権利というと少しかたいんですけども、権利が入ってくることなんですけども、スポーツ基本法、これは平成23年に制定されました。それに基づいて、上牧町でも、スポーツ基本法に基づいた組織としまして、上牧町社会体育推進委員会というのが条例制定されております。このところにおきまして、これ、中身、上牧町の分とスポーツ基本法と照らし合わせましたら、大体同じような形で制定されているんですけども、読みはしませんけれども、この中に、スポーツは世界共通の人類の文化である、そして、スポーツ推進のためのスポーツ基本法が制定された、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であ

ると、こういう権利が出てくるんです。何が言いたいかといいましたら、スポーツ基本法で国民のスポーツの士気を高めてレベルを上げていこう、それは町でも条例として制定されたということは、今、町では上牧町社会体育推進委員会ということは設定されて、そこでいろいろ話し合われて、上牧町のためのスポーツ推進をされている機関と捉えてよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今おっしゃられたとおり、上牧町として、これからのスポーツ、どういうふうに扱っていくのかというのを協議する場とは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） この中で、設置の第2条のところでは、スポーツ施設及び整備に関することや指導者の育成なども含まれております。委員の中には、学識経験者、関係行政機関、社会教育関係機関とあるんですけども、1つだけお答えいただきたいんですけど、この委員会の一番上の長は、上牧町ではどなたがなられていますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今、会長になっておられるのは松山会長やと思います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 体育協会の会長ということで、あと、学識者ということは、学校の校長先生ら、教育長もこの委員に加入されておりますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今、名簿を持ち合わせてはございませんが、学校の教頭先生か校長先生、それぞれの学校から5名入っておられると思います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうしましたら、部活動のことでいろいろお伺いしてきているんですけども、まず、この上牧町の社会体育推進委員会では、上牧町のためにスポーツを推進したり指導者を育成したりする義務があるという形で受けとめているんですけども、その中で、先ほど学校の中での外部コーチの件でお伺いしたんですが、これ、こちらの方でも、社会資源として十分活用できる範囲の機関ではないかと思いますが、その件に関してどうですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 学校のクラブ活動における外部コーチ等々につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたと思います。教育指導要領改訂、29年3月にされて、中学校においては33年からということになってございます。この準備期間におきまして、学校と教

育委員会とで外部コーチの導入について協議させていただいて、今後どうしていくのかというの進めていかなあかんとは思いますが、外部コーチ、顧問の先生等々の関係もごさいます。そういうことはご理解いただいて、今後また進めさせていただきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうしましたら、時間もなくなってきたんですけども、今それぞれ、いろいろ質問させていただきましたけれども、上牧町では、総合計画の中で、町の特色を生かしたスポーツ種目の定着を目指す、競技スポーツにおける競技人口の増加、アスリートを育成するとあります。そのことも踏まえまして、今現在、日本におきまして、いろんな兼ね合いから、団体種目も大事けれども、陸上なんか、剣道、柔道、個人種目の推進が各地で行われております。それを踏まえまして、やはり上牧町でも早く、どのスポーツをどうやって広げていって、何が要るのかどうなのか、そして中学校における部活動はどのようにしていくのか、今回申し上げましたように、保護者、生徒との話し合い、その場をぜひ持っていただいて、先ほどの答弁も30何年とおっしゃいましたけれども、今、来年、中学校に上がる子はそういう思いでおるわけで、もしかしたら悪い事例に行くかもしれません。ですから、今回この質問を、いろいろ提案させていただきましたけれども、義務とか権利とかも質問させていただきましたけれども、3月議会におきまして、今のことを踏まえて議論、検討していただいて、きちっとした話し合い、保護者を含めた話し合いがなされるのかどうか、その辺を検討していただいて、3月議会に、来年度に向けてどうであるのかということをお話ししていただきたいと思うんです。

それで、時間がなくなりましたけれども、最後に、この件につきましては教育長のお考えをお聞きしたいと思います。それで、議長、通告しておりました大きい項目の2個目につきましては割愛させていただきまして、次回の議会に通告させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、教育長、お願いします。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） たくさん出てきたわけですが、先ほど、調べておくということで何点か出ておりましたので、その部分について、まず先に。

まず、土日の部活動の教員の手当は数年前から出ております。

それから、合同チーム等も、野球だけやなしにソフトボールもそんな形で、ユニホームが

違う中でやっております。

また、個別のクラブについては、本町は、これという中学校の部活動は今ないんですが、例えば広陵中学校の柔道、河合第二中学校のラグビーなんていうものについては、本町から向こうに出向いて籍を変えて行っている、そういった部分もございます。そのことをまずお知りおき願えたらなと思っております。

私もクラブ活動については十分研究しておるつもりなんですが、まだまだ今、議員さんがおっしゃられた部分、正確にどれだけ回答できるか自信はないんですが、10年ぐらい、小学校の部分については、週1時間確保されてきたものが、授業時間数の変化に伴って年々減ってきているというのも事実でございます。中学校については、先ほど出ておりますように、平成25年に部活動の指導のガイドラインというのが出ました。これはどういうことなのかといいますと、高等学校で、先生が生徒に対する大きな事件がございました。だから、そういう部分に関して、学校の先生と生徒、中学校においても高校においても、その辺の人間関係をきちっと構築せなあきませんよ、ただ厳しい指導だけではだめなんですよ、先ほどからる説明があったように、勝利至上主義ではないんだという部分もその辺に含まれてくるのかな、そのように思っております。

それから、外部指導者のことにつきましては、今出てきておりますように、学校長の一番の管轄でございます。私も第二中学校と上牧中学で両方で校長をさせてきてもらったので、そのような部分は十分わかっております。部長が先ほどずっと申し上げておりますように、協議を十分重ねていきたいなと、そのように考えております。今、後ろにも、恐らくこれは陸上をされておる子どもたち、保護者の方々が、きょうはどういう動向になっていくのかなとということで来ておられるものだとは推察申し上げますので、そういうようなことで、十分協議を積み重ねていきたいなと考えております。

○議長（辻 誠一） 時間になりましたので、これで、2番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は3時5分より。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○議長（辻 誠一） それでは、再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（辻 誠一） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、日本共産党、東 充洋でございます。

先ほどはたくさん傍聴者がおったので、これほど思っ、張り切ろうと思ったんですけども、一人もおらなくなったということで少し拍子が抜けたんですけども、最後になりました。時間がたつのも本当に早いことで、あすが最終日というような状況です。ということは、年度がもうすぐ変わるというような状況になるかというふうに思います。少しの時間、辛抱してお聞きいただきたいと思います。今回の議会における私の一般質問は、平成30年度当初予算の編成及び公共料金の動向について、また、災害時や防犯に対する安全安心の確保の2点について、質問をしてみたいと思います。

一般質問に入る前に、最近の政治状況について触れておきたいと思います。

自民党、公明党は、来年度の税制改正の焦点となっている所得税の給与所得控除について、年850万円を超える会社員等を実質増税するという合意し、12月14日、来年度の税制大綱を取りまとめることにしたという報道がございました。確かに我々からしますと年収850万円というのは非常に高額だなというふうには思うわけですが、しかしながら、この850万円を年収とする人たちというのは、子育ての世代であるとか住宅ローンを抱えているとか、いろんな層の方々がいらっしゃるのではないかなというふうに思いますし、これが本当に富豪に当たるのかといえば、決して富豪ではない、普通のサラリーマンの年収として当然の年収ではないかなというふうに私は考えるわけがあります。

そのような状況の中で、大企業の内部留保と言われるのがよく話題になるわけですが、400兆円を超える、とてつもないお金が大企業の中では埋もっているという状況が続いているということが報道されております。このような状況で、我々国民の生活がよくなったのかといえば、決してよくなっているという感覚はないというのは一致した意見ではなかろうかというふうに思うわけがあります。当然このようなサラリーマン世帯に増税を求めるのではなく、

せめて大企業と言われているところに対しては中小企業並みの税制を取り入れて徴収するという事で財源は非常に大きく集まるのではないかなというふうに思うわけであります。ですから、私は、このような850万円からのという、850万円が決して増税の対象になる、そのような層ではなかろうというふうに思っているのは私だけでしょうか。

次に、核兵器禁止条約の採択へ貢献され、そして評価された国際的なNGOの連合体、核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANへのノーベル平和授賞式が行われたということが報道されました。受賞されたICANのサーロー節子さんは13歳で被爆、恐ろしいまでに傷ついた人々が血を流し、やけどを負い、黒こげになり、膨れ上がっていたと証言し、広島と長崎で亡くなった全ての人々の存在を感じてほしい、彼らの死を無駄にしてはなりません、人類と核兵器は共存できません、核兵器は必要悪ではなく絶対悪とスピーチされたと報道されました。

昨年7月、国連会議で核兵器禁止条約が採択されました。しかし、世界で唯一被爆国である日本は採択に反対、8月10日、長崎県平和運動センター被爆者連絡協議会の川野浩一議長は、5団体を代表して安倍首相に要望書を手渡す際に、あなたはどこの国の総理ですか、今こそあなたが世界の核兵器廃絶の先頭に立つべきですと、核兵器禁止条約への署名をしなかった首相に迫った状況が報道されました。北朝鮮の問題も含め、核抑止力にしがみつ核保有国、核の傘に頼る国を一掃して、ICANのノーベル平和賞を機に、核兵器の終わりにしようと呼びかけられています。

それでは、一般質問に入ります。

初めの質問項目は、平成30年度予算についてであります。

来年度当初予算の編成方針、重要施策及び新たな施策について、予算の規模、公共料金の動向について伺います。

2つ目は、質問項目は、災害時や防犯に対する安全安心の確保についてです。

10月18日付奈良新聞に、自動販売機でWi-Fi賄うとの見出しで報道されました。王寺町と安全・安心まちづくりICT推進機構は、自動販売機の売り上げで費用を賄う方式の無料Wi-Fi、公衆無線LANと防犯カメラを設置、管理費を賄う、捻出するという、また、災害時には飲料を無料で提供できるタイプにしているという内容です。上牧町におきましても早急に調査検討すべきだというふうに思います。上牧町の所見を伺います。

再質問につきましては、質問席から行います。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、1点目の予算編成方針につきましては、職員に対しまして通知、通達をしております。その内容と申しますのは、財政危機に陥ったこともございました。この部分を十分踏まえて予算編成に当たるということを明記しております。また、昨年度同様に地方財政健全化法の4指標でございますが、国の示す基準よりまだまだ各指標とも高い状況が続いていることも述べております。具体的に、平成30年度予算につきましては、歳入においては町税、地方交付税などの一般財源総額の増額は見込みにくい状況にあり、歳出においては、地方財政を取り巻く状況は、歳出抑制に向け今後も厳しくなると考えられます。このような状況を踏まえ、十分精査をして予算計上するようというふうなことを明記しております。

今後についても、上牧町第5次総合計画に基づく施策に要する経費や公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新、統廃合、長寿命化等による大きな財源を必要とする事業や、子育て支援等、社会保障関係経費の増加が想定されます。これらを踏まえまして、引き続き行財政改革の歩を進め、個々の業務について不断に見直すとともに、これまで培ってきた知識や経験を結集し、創意工夫によって、より一層の経費削減に努めながら、限られた財源を効率的、効果的に配分し、町民ニーズを的確に見きわめ、町民の視点を大切にした行財政運営を行っていかねばならないという部分で、編成方針として通知、通達をさせていただいたところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 100点満点の方針です。わかりました。

それでは、一つ一つ行くんですけども、先ほど言いました第5次の構想、計画なんですけれども、これは本当に、できたばかりといえども早急につくっていかねば、結局、つくらないかんは一体何かといいますと、それまでの財政計画に基づくものというふうになるんですけども、それ以外のところで出てくるということは、これは、結果は思いつきというような状況にもなりかねませんので、これは早急につくる必要があると思うんですけど、いつをめどにしておられるのかという、そのめどだけはきちっとしておかねばならないのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 第5次総合計画につきましては、大事な事業の内容になっておるかなというふうには認識をしております。きのうの議員の質問にもありましたように、この部分につきましては、2月初旬ぐらいには議員の方にお示ししたいというふうな考えを持って

いるところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。それでは、2月初旬を目指して頑張ってください、我々の目に触れるようにしていただきたいと思います。

次に、重点施策及び新たな施策について、ご説明をお願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目の重点施策及び新たな施策でございますが、重点施策につきましては、今お話をさせていただきました上牧町第5次総合計画や総合戦略に伴う事業を中心とした、以前からも行っております、まきっ子塾や学校施設、この部分については空調設備の部分でございますが、それと教育環境と、出会い、結婚、子育て応援事業や子育て支援などの社会のニーズに対応させていただいた施策の展開を検討していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 今のご説明をいただいた中では、まきっ子塾を含むエアコンの設備をするというのが新たな事業で出てくるのかなというふうに理解しました。あとは継続的な事業として進めていくというふうに理解したわけですが、それでよろしゅうございますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） タウンミーティングが始まっております。そのタウンミーティングの資料として提出させていただいた部分がございます。その部分につきまして、ソフト部分、それとハード部分というふうな形で分けさせて明記をさせていただいております。その部分の中に、新たな事業といいますか、28年のタウンミーティングの資料の中にもありました、例えば服部台明星線の事業とか、あとは滝川台周辺工事とか、もろもろのハード面の事業として挙げさせていただいている内容になっております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） その部分においても継続になっているんですけども、今おっしゃった滝川沿いの改修工事ですか、それはどのような状況になっているんでしょう。話し合いは進めてこられたというような状況はお伺いしているんですけど、県との協議を進められてきたというのは聞いているんですけど、結果的に、来年度予算に幾ばくかの予算が計上されるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） まず、滝川の周辺整備工事の件でございますが、平成25年度からNPOと協働して計画づくりを進めてまいりました。それで、滝川の水辺空間の整備につきまして、下牧3丁目から葛城台までの区間におきまして、奈良県の河川彩り事業に位置づけ、滝川を中心とした上牧の魅力向上をコンセプトとした整備を目指しているところでございます。上牧笹ゆり回廊の整備を計画しながら、奈良県と一緒に、上牧町と双方の整備内容について協議、調整を行ってきたところでございます。その結果といたしまして、上牧町の文化センター付近でございます、延長約60メートルぐらいでございます、県が水辺に親しめる空間の確保を目的とした親水施設の整備を行うということとなっております、今後は具体的な整備内容の検討がなされ、平成30年、31年の間に県の方に着手してもらおうという状況でございます。上牧町におきましても、県と管理協定を結びながら、上牧町は来年度事業について計画予算を立てていきたいという考えであります。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、県の方は2カ年の計画で進めようとしているということですので、上牧町も、これについては2カ年をかけて整備していこうという計画になる、その1年目としての予算計上を考えているということによろしゅうございますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 当町といたしましては、平成30年度におきまして、編成の全体計画等の費用を予算化したいと考えております。事業といたしましては、平成30年度から34年度までの間で、タウンミーティングの資料でも事業費として説明しているところでございます。事業内容は遊歩道整備、自転車道整備、広場整備等、町民が楽しみ憩える場所、楽しく歩ける空間等として、河川を活用しながら、自転車道の新設遊歩道と一体となった緑地区間事業を平成30年度から5カ年事業として行っていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。5カ年事業で進めていこうということです。

今、新たに、遊歩道はわかるわけなんですけども、自転車道というのは、以前にお伺いしたんですけども、対岸の方を、自転車の方を通るといふ、そういうふうな構想なんですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（大東四郎） 今、まだ、これから進めていくところでございますが、周辺の農地等の利用等もございますので、十分協議しながら、いろんな状況等を考えながら実施していきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。言いづらいところもあるのかなというふうな気はするんですけども、これもかなり時間をかけて検討されてきたことです。今の遊歩道のところに自転車を走らすなんていうようなことは普通は考えられませんので、新たな部分があるのかというのは誰しもが考えるところです。そういうことを考えるならば、対岸を自転車で走らせるような状況をつくるのかなと考えるのはしごく当然の話ですので、私はそのしごく当然な話をしているだけです。そうであればそうであると言っていた方がいいかなと思うんですけども、それは置いて、次に進みます。

それで、重点施策はほかに、重点施策的なものは今言っていたんですけど、これは、計画はありましたけども、ごくごく新たなものかなというふうに思いました。そのほかには特徴的なものはないのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほどもお話をさせていただきました、学校教育施設の空調設備の事業でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） その2つあたりが重点施策というふうに今は考えておられるというふうに理解してよろしゅうございますね。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。

次に進みます。予算の規模はどの程度の規模を考えておられますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 予算規模につきましては、各課との一部ヒアリングは行っているところではございますが、タウンミーティングでお示しをさせていただいております財政規模におきましては、暫定版ではございますが、約71億8,000万円というふうな数字にはなっておりますが、まだ第5次総合計画の部分も含んでおりません。まだまだその部分も動向を見ながら、今後、予算ヒアリングをしていかなければならないというふうには考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。まだまだヒアリングをしているところですので、しかし、一定の線を決めておかないと、どんどん膨らましたらいいというわけではございませんので、大体この辺ぐらいを規模と考えているというふうに理解させていただきます。

次に、4番、公共料金の動向についてお聞かせいただきます。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 公共料金の動向につきましては、今回の議会におきまして提出をさせていただきました上牧町民体育館設置条例の一部改正の中で、体育館の半面利用450円という部分と第二体育館の多目的室の利用300円の部分が、来年1月1日からの施行になっておりますが、来年度の部分としては、この部分が該当するのではないかというふうには考えている状況でございます。それ以外に申しますと、具体的な公共料金の値上げ等は今のところ考えておりません。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） それよりも、一番大きなのはやっぱり国保かなと。国保が下がるのか上がるのかというところが、きのうの一般質問の中でもありましたけども、まだわからないという状況です。このあたりが住民にとっては一番大きな関心事になるのかな、まだまだ住民の方々は、この制度については理解は十分されていないというふうに我々は理解しているんですけども、きのうのお話を聞いていますと、今の財政調整基金、基金の部分は値上がったときに使えるようにするだとか、緊急緩和措置だとかという話が出てくるということは、今よりも上がるのかなというふうな危惧をしているんです。万が一、上がるならば、このような方法ではなしに、はなからそういうような話が出ているということは、今でも高い国保料金が上がるのかなという危惧をしているところなんですけども、その辺についても、ぜひ情報は早い目に議会の方に知らせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） わかり次第、ご報告の方をさせていただきます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） よろしくお願ひします。

それでは、次に進みます。災害時や防犯に対する安全安心の確保について、これについての上牧町の所見を伺います。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほど冒頭で、王寺町の自動販売機のW i - F iでお話をしていたきました。私の方もその新聞等を拝見させていただきました。確かに安全安心のまちを目指す上牧町にとっては大事な部分になってくるのかなというふうには考えておるところでございます。そういう部分も今ございますが、現在設置されております自動販売機の業者さんがおられますので、その業者さんと一度お話をしていかなければならないというふうには考えております。それとまた、新たに設置できる場所等も検討しなければならないのかなというふうには考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） これは、10月22日が衆議院の投票でしたっけ、23日に町長とそれから議長と私と、3人で静香苑の議会に参加したんです。そのときに、町長は用事があられたみたいなので、議長と私と局長と3人で、王寺町の担当課の担当されている方に、どういうシステムなんですかというお話を伺ったんです。そのときに、やはり国の方は、W i - F iを庁舎だとか、それから災害施設のところに設置するように進めていることは確かなんです。そこで、予算規模も大きくなっているというふうには報道されていたんですけども、王寺の話をお聞きすると、やっぱり起債らしいです。起債対応が大きくなっているということで、王寺はどうかわかりませんが、非常に財政的に圧迫するおそれもあると。金額も非常に高いらしいです。そういう中で検討しているときに、この話があったと。今、上牧町は、業者さんに自動販売機が置かれているという話、そこへも対応してくれるらしいです、I T C推進機構というところは。ところが、業者さんの方の実入りは少なくなりますよ、当然、ここから運用するわけですから。王寺町は庁舎内のほかに、王寺町の持つ有効な土地に設置していると。そこで防犯カメラもあって、防犯にも役立って、そして、いざというときのW i - F iもそこでできるというような状況で、非常に住民にとっては安全安心なものなのかな、上牧町はいっぱい土地があるんですけども、自動販売機を有効に置けるような土地があるのかどうかは検討しなければならないということなんですけれども、大きな公共施設のところ、そして避難箇所と指定されているところには、こういうものが置かれて、いざというときには中に入っている飲料水等は無料で提供すると。大阪の難波でもありますよね、ちょうど南海の下なんですけども、災害時には無料で提供しますというところで、自動販売機がずらっと並んでいるところがあるんですけども、多分そのようなシステムになるのかなというふうに思うんですが、これはどうでしょう、向こうがやってくれるかどうかはまた話があると思うんですけども、広陵町もやって県下2例目ということになってますので、広陵町もやっ

ているということですので、上牧町でもできないということはないだろうというふうに思っています。この辺はいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今お話をしていただきましたように、広陵町さんもやっておると聞いたので、うち、課長の方からも広陵の方に問い合わせ、どういうふうな状況だったのかというも聞いておるところでございます。それと、もう1つ、王寺町さんの方にも確認をさせていただきまして、どういうふうな状況で、経緯ですね、今言っていた経緯もお聞きさせていただいたところです。上牧町におきましても、これは自動販売機の売り上げ料金の一部を使ってW i - F i と防犯カメラなりダウンライトとかもいけるみたいというふうな形でお話を聞いておりますので、そういうふうな部分も含めながら、安全安心なまちづくりを目指す上におきましても大切な部分になってくるかなというふうには考えておりますので、前向きには検討していきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。ぜひ検討願います。今おっしゃられたように、今後も上牧町は防犯カメラ等をふやしていこうというふうな計画もございますので、いかに費用を安くして有効的な部分で活用できるのかということも考えていただければ、これは非常に有効な条件の施策ではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

以上です。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 本日はこれで散会といたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時34分

平成29年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成29年12月13日（水）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 1号 上牧町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 3 議第 3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について
- 第 4 文教厚生委員長報告について
- 第 5 議第 2号 上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 4号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第 7 議第 5号 平成29年度上牧町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第 8 議第 6号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第 9 議第 7号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第10 議第 8号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結について
- 第11 議第 9号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第10号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第11号 一般職の職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎総務建設委員長報告について

○議長（辻 誠一） 日程第1、総務建設委員長報告について。

堀内委員長、報告願います。

堀内委員長。

（総務建設委員長 堀内英樹 登壇）

○総務建設委員長（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。9番、堀内英樹です。

総務建設委員会の報告をさせていただきます。

去る12月4日の本会議において、総務建設委員会に次の2議案が付託されました。議第1号 上牧町犯罪被害者等支援条例の制定について、議第3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、以上2議案について、12月6日午前10時より、全委員の出席により総務建設委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

議第1号 上牧町犯罪被害者等支援条例の制定について、主な質疑は次のとおりであります。

国では平成16年に犯罪被害者等基本法が施行されており、10年以上が経過しているが、今回の条例制定の背景についての質疑があり、平成28年の奈良県の条例制定をはじめ、大和郡山市や天理署管内の町村でも条例制定されており、西和署管内7町においても犯罪被害者等

を支援するための協議が行われ、上牧町でも今回制定することになったとの答弁がありました。

また、条例では、町の責務として犯罪被害者等の支援を総合的に推進するために、各関係機関との連携調整や相談窓口の設置が求められているがとの質疑には、各関係機関等については、警察、民間団体では奈良犯罪被害者支援センターや地域弁護士等である。相談窓口については福祉課であり、プライバシーな問題でもあり個別で丁寧に対応するとの答弁が、さらに基本となる犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等の権利、利益の保護を守るため、広い範囲にわたって国、地方公共団体の責務をうたっている。町役場内部での連携が必要と考えるが、どのように対応していくのかとの質疑に対し、主幹は福祉課であるが、対応する人材もまだ育成していない段階である。今後は、部局横断的に話し合う機会が必要になってくるとの答弁がそれぞれありました。

次いで、見舞金は金銭的な補償と考えてよいのかとの質疑に対し、犯罪被害者に対する給付金は国の制度にあるが、見舞金はあくまでも町としての見舞いの気持ちをあらわしたものであるとの説明がありました。

採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、主な質疑は以下のとおりです。

まず歳入であります。広告付電光案内板の使用料と広告料について。庁舎内に広告付電光案内板が設置されているが、設置された経緯と町民への影響について質疑がありました。業者から電光掲示板の話があった。庁舎のインフォメーションということで、住民サービスとして庁舎内の位置図、当日の催しのお知らせや町内の事業所、事業者などがわかりやすく案内できるので、電光掲示板とモニターを設置した。業者が受けた広告代の一部が町に入ってくるとの答弁がありました。

次に、山辺・県北西部広域環境衛生組合からの可燃ごみ分250万6,000円、不燃ごみ及び粗大ごみ分で20万円の精算金が計上されているが、事業は進んでいるのかとの質疑があり、事業は平成30年度の稼働を目指し順調に進んでいるとの答弁がありました。

地方債がいずれも減額補正されていることについて質疑があり、国庫補助金の減額に伴い、地方債を減額補正したとの説明がありました。

次いで、歳出については、勤務手当について。今回の補正で人件費の調整が行われているが、勤務評定の結果が反映されているのかとの質疑があり、今年度から勤務評定を実施して

いるが、その結果を来年度から勤務手当に反映させるとの答弁がありました。

国民年金システム改修委託料31万8,000円の減額については、当初は年金機構への届け出の統一化が予定されていたが、電子媒体によるデータの受け渡しを開始されていることで、7市町村共同のシステム改修が休止となったとの説明がありました。

障害児施設給付費1,781万7,000円の増額の内容については、障害児放課後デイサービスの利用が増加したことによる増額である。利用できる施設としては町内に7カ所あり、児童の障害に見合った施設を利用していただくことになっているとの答弁がありました。

防犯カメラリース料3万2,000円の計上について、買い取りでなくリース契約とした理由については、コスト面では買い取りに比べ7%増となるが、機種交換や無料修理が可能であるメリットを重視したとの答弁がありました。

次に、地下水調査業務委託料348万9,000円の計上については、個人の畑に対し、340万9,000円をかけて地下水を調査しなくてはならないのには何かあるのかとの問いに対し、デリケートな問題なので慎重に対応したい。その畑の地主の納得がしてもらえるよう、また多額の調査業務委託料を町民に理解してもらえるよう対応していきたいとの答弁が、また、地下水調査業務を必要とする理由については、町有地に隣接する地主から地下水について不安視する声が寄せられ、念のため、2カ所について最大で地下15メートルのボーリング調査を実施する計画であるとの答弁がそれぞれありました。

舗装維持修繕計画調査策定業務委託料359万円の計上について質疑があり、国で道路舗装点検要領が策定され、平成29年度より路盤等については、個別の維持修繕計画を策定することで公共事業の対象となることから実施するものであるとの答弁が、また、服部台明星線用地4,796万9,000円の減額について、おこなっている服部台明星線工事について、事業協力者への丁寧な説明を求めるとの質疑があり、事業の現況や今後の見通しについて誠意を持ってできるだけ説明していくとの答弁がありました。

次に、不法投棄撤去業務委託料31万4,000円の計上に関し、不法投棄に至った町有地の管理状況については、9月13日に職員のパトロールで不法投棄が発覚した。投棄場所への通路は調整地または調整池の管理通路を兼ねたカラー舗装の遊歩道であったが、直ちに関係機関への届け出を行うとともに、9月14日に職員の手で町道から入り口にバリケードを設置したとの説明がありました。平成27年にも不法投棄撤去委託料として約1,880万円が計上されており、今回も撤去費用が計上された。不法投棄は捨てる者が一番悪いが、これからも起こり得ることである。町においても、公の財産を守っていくという意識をもっと持つことが大切である。

今まで以上のパトロールの強化や立て看板の設置等の対策をすべきであるとの意見があり、また、町は環境の悪影響を最小限にとどめることが責務である。今後はパトロールの強化や看板の設置も行う。防犯カメラは財産等を見きわめながら検討していかなければならない。今後は環境課との情報連携等もとりながら、対策強化に取り組んでいくとの答弁が、さらに、不法投棄を防止するための抜本的な対策を講じるよう求めるとの意見に対し、町が管理する物件に対する不法投棄等を防止するために、周辺への囲いや柵の設置等も検討し、物件の定期的な点検も検討していきたい。また、議会にもしっかりと状況説明をしていきたいとの答弁がそれぞれありました。

次に、幼稚園光熱水費が30万円増額計上されている理由については、水道下水道料金の増額であり、今年の夏は例年より暑く、プール開催が例年に比べ4日多く、熱中症対策としてプール遊びをふやしたことによるとの答弁がありました。

質疑終了後、今中町長より発言がありました。町の土地の管理について各委員から質問や指摘をいただいた。以前からそれぞれ指示をしているが、人的な問題であるとか、財政的な問題であるとか、なかなかできない状況になっている。それができないということになれば、きょう取り上げられた問題は延々と続くことになる。そこで、まず、人目につかない不法投棄や不法占拠されるようなところから、来年度に所有地の確認をしていきたい。土地についてはおおむねわかっているわけであり、例えば、パイプで番線を巻いて、町所有地という明示をしていくなどを考えているとの見解が示されました。

採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもって総務建設委員会の報告とさせていただきます。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第2、議第1号 上牧町犯罪被害者等支援条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第3 議第3号 平成29年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎文教厚生委員長報告について

○議長（辻 誠一） 日程第4、文教厚生委員長報告について。

康村委員長、報告願います。

康村委員長。

（文教厚生委員長 康村昌史 登壇）

○文教厚生委員長（康村昌史） 10番 康村昌史です。

文教厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月4日の本会議において文教厚生委員会に付託されました、議第2号 上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例について、議第4号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第5号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第6号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、議第7号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、議第8号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結について、12月5日午前10時から、全委員の出席により慎重審議いたしました主な質疑内容を報告いたします。

議第2号 上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例について。

第一町民体育館、第二町民体育館使用料を全面1時間900円、半面450円、及び第二体育館多目的室の使用料1時間300円に改定されて、多くの住民の皆さんにご利用いただけるが、現在の体育館の稼働率はどうなっているのかとの質疑があり、日中の稼働率は第一、第二体育館ともに八十数%である。夜間については、水曜日、木曜日に利用されている状況であるとの答弁があった。また、夜間の利用が少ない理由に、9時までしか利用できないからではないか。近隣では河合町、広陵町が午後10時まで、王寺町は9時半になっている。時間延長の検討はどうかとの質疑があり、少数であるがそのような声も聞いており、今後検討していくとの答弁があった。

さらに、公共施設については、現在、総合管理計画等で施設のハード面の整備が主に議論されがちだが、今後も引き続き利用者のアンケートなどを通じて、より利用者のニーズに合わせた利用しやすい体系の整備や料金改正等を進めていっていただきたい。その検討もあわせてしていただきたいと思うがどうかとの質疑があり、今後も利用者の視点で考えていきたいとの答弁があった。

議第4号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

出産育児一時金について、1人当たりの一時金の額と件数増加を見込んでいる根拠について質疑があり、妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給するというので、額といたしましては、産科医療保険制度に加入している分娩期間の場合は1万6,000円プラスして、1人当たり42万円である。今回は5件分の補正を見込み、生き生き対策課での母子手帳発行などで、本年度中に出産を予定されている方と転入者があつた場合等の補正予算を組んでいるとの答弁があつた。また、平成30年度からの県単位化の準備状況を伺うとの質疑が行われ、制度変更に伴うシステムの改修を行い、運用のテストを行っている。11月末に、県国民健康保険運営方針が決定し12月に公表されたが、県の試算がこれから市町村に示されるとの答弁があつた。

議第5号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。

介護予防・生活支援サービス事業費1,235万円の増額について説明を求めるとの質疑があり、当初予算では保険給付費で計上していたが、総合事業に変更した。約50名がチェックリストを行い、そのうちの10名が介護予防・生活支援サービスを利用しているとの答弁があつた。

議第6号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について。

1名異動した職員の従事していた職務内容は何か。また、現在の人員数で職務上、問題ないかとの質疑が行われ、9月末で課長補佐が異動したもので、担当していた職務は係長が引き続き従事している。残る職員で職務を遂行しているので、体制上支障はないとの答弁があつた。

議第8号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結について。

施工方法を変更した理由と変更した施工内容の説明を願うとの質疑があり、当初は渡り廊下2本同時に解体し、西側より順次施工していく予定であつたが、学校の利便性を考慮し、西側より1本ずつ解体、施工していくこととした。そのため工期が2カ月延びることとなつたため、変更契約を締結することになつたとの答弁があつた。また、今回の変更により、中3の受験生にとって大変過敏な時期に施工するので、十分配慮をすると同時に、学校での施工は当初よりもっと学校側と十分協議をした上で施工方法等を決定してほしい、あわせて、請負工事の発注と施工管理の体制をいま一度しっかり見直してほしいとの意見があり、その点を踏まえて、学校とはしっかり協議しながら対応していくとの答弁があつた。さらに、今回、施工方法が変わるのに請負契約額の変更はないのかとの質疑が行われ、請負契約金額の変更はないとの答弁があつた。

以上、議第2号、議第4号、議第5号、議第6号、議第8号について慎重審議いたしました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

また、議第7号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）については、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第5、議第2号 上牧町民体育館設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第6、議第4号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算

(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第7、議第5号 平成29年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第8、議第6号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第9、議第7号 平成29年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第10、議第8号 上牧中学校渡り廊下改築工事に係る請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第11、議第9号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第9号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成29年12月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 議第9号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国における一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要が生じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を受けての改正です。

第1条は、上牧町議会議員の期末手当の支給割合を、12月支給分を、「100分の170」を「100分の175」とする改正をいたします。

第2条では、上牧町議会議員の期末手当の支給割合、6月分支給分を、「100分の155」を「100分の157.5」に、12月支給分を、「100分の175」を「100分の172.5」とする改正をいたします。

附則、第1条では、この条例は公布の日から施行する。ただし、本文第2条の規定は、平成30年4月1日から施行します。第2項では、本文第1条の規定は平成29年4月1日から適用とし、遡及いたします。また、第2条では、条例改正前に支給された給与は、今回改正された条例による給与の内払いとみなす。

以上が改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第12、議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成29年12月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国における一般職の国家公務員の改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要が生じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を受けての改正です。

第1条は、特別職の期末手当の支給割合を、12月支給分を、「100分の170」を「100分の175」とする改正をいたします。

第2条では、特別職の期末手当の支給割合、6月分支給分を、「100分の155」を「100分の157.5」に、12月支給分を、「100分の175」を「100分の172.5」とする改正をいたします。

附則、第1条では、この条例は公布の日から施行する。ただし、本文第2条の規定は、平成30年4月1日から施行します。第2項では、本文第1条の規定は平成29年4月1日から適用とし、遡及いたします。また、第2条では、条例改正前に支給された給与は、今回改正された条例による給与の内払いとみなす。

以上が改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第13、議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成29年12月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を、人事院勧告による改正によるものでございます。

第1条は、平成29年4月1日から適用するもので、職員の勤務手当の支給割合を12月支給分について、「100分の85」から「100分の95」とし、再任用職員については、「100分の40」から「100分の45」となるように改めるものです。

別表第1は給与表の改正です。

第2条は、平成30年4月1日から施行するもので、職員の勤勉手当支給割合を6月支給分については「100分の85」、12月支給分については「100分の95」を、どちらの月の支給分も「100分の90」とし、再任用職員については、6月支給分については「100分の40」、12月支給分については「100分の45」をどちらの月の支給分も「100分の42.5」に改めるものです。

附則、第1条では、この条例は公布の日から施行する。ただし、本文第2条の規定は、平成30年4月1日から施行します。第2項では、本文第1条の規定は平成29年4月1日から適用とし、遡及いたします。また、第2条では、条例改正前に支給された給与は、今回改正された条例による給与の内払いとみなす。

以上が改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○議長（辻 誠一） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（辻 誠一） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、議決をいただきましてありがとうございます。また、この会議中に、皆さん方からご指摘やご提案をいただきました件につきましては、来年度の予算にできるものから反映をさせていきたいというふうに考えております。

それと、中長期財政計画についても、皆さん方からご指摘をいただいております。これにつきましては、来年、早い時期にお示しをさせていただきたいというふうに考えております。また、その他におきましても、重要な事柄がたくさんございますので、また、議員懇談会、各委員会の中でもその問題についても、皆さん方に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

そして、今回、地方自治法施行70周年の記念大会におきまして、上牧町の東 充洋議員、吉中隆昭議員が表彰をお受けになりました。長年の議員活動、地方行政にご尽力された功績

が認められたわけでございます。これからも、体を大事にされて、引き続きご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本当におめでとうございました。

大変寒くなってまいりまして、インフルエンザも流行を始めておるようでございます。あっという間に1年が過ぎまして、これから大変厳しい時期になるわけでございますが、私も含め、皆さん方、体を十分にいたわっていただきまして、新しい年をお迎えいただきますよう、また、来年も健康で元気に活躍をしていただきますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（辻 誠一） これをもちまして、平成29年第4回上牧町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 辻 誠 一

署 名 議 員 牧 浦 秀 俊

署 名 議 員 吉 中 隆 昭